

平成27年12月10日（木曜日）

○出席議員（14名）

1番	土本	稔	議員	8番	宮下	為幸	議員
2番	林	真弥	議員	9番	亀野	富二夫	議員
3番	中川	秀平	議員	10番	甲部	昭夫	議員
4番	山本	孝司	議員	11番	古玉	栄治	議員
5番	笹川	広美	議員	12番	若狭	明彦	議員
6番	南	昭榮	議員	13番	坂井	幸雄	議員
7番	諏訪	良一	議員	14番	作間	七郎	議員

○説明のため出席した者

町	長	杉本	栄蔵	農林課長	加賀	忠夫
副町	長	廣瀬	康雄	上下水道課長	北野	均
教育	長	池島	憲雄	住民福祉課長	平岡	重信
参事兼総務課長	堀内	浩一		長寿介護課長	道善	まり子
参事兼土木建設課長	高橋	孝雄		会計課長	正谷	智
参事兼保健環境課長	長元	健次		教育文化課長	植田	一成
企画課長	高名	雅弘		生涯学習課長	百海	和夫
情報推進課長	町田	穂高		教育文化課担当課長	林	大智
税務課長	古川	利宣				

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第1号）

平成27年12月10日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 決議第3号

日程第4 議案第71号～議案第89号（町長提出、質疑）
請願第8号及び請願第9号

日程第5 常任委員会付託

日程第6 休会決定の件

午前10時00分 開会

◎開会・開議

○議長（甲部昭夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。

ただいまから平成27年第6回中能登町議会定例会を開会します。

諸般の報告をします。

9月定例会で可決されました地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、以上2件は、内閣総理大臣を初め関係方面に提出しておきましたので、ご了承を願います。

加えて、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（甲部昭夫議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番 古玉栄治議員、12番 若狭明彦議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（甲部昭夫議員） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの9日間とすることに決定しました。

◎決議第3号

○議長（甲部昭夫議員） 日程第3 決議第3号 議員派遣の件を議題といたします。

議案書は、その1、1ページとなります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により派遣することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、決議第3号 議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎議案の一括上程

○議長（甲部昭夫議員） 日程第4 議案の一括上程

議案第71号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議案第72号 中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定について

議案第73号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定について

議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例について

議案第76号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第79号 中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 町道路線の変更について

議案第83号 字の区域及び小字の名称の変更について

議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算

議案第85号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第88号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算

請願第8号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める請願書

請願第9号 地方大学の機能強化を求める請願書

以上、議案19件及び請願2件を一括して議題とします。

◎提案理由説明

○議長（甲部昭夫議員） 町長から議案について提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございま

す。

提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成27年第6回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

師走も中旬に入り、慌ただしく年の瀬を迎えようとしております。

ことしを振り返ってみますと、中能登町においては、幸いにも豪雨、台風などによる気象災害の発生はありませんでした。しかし全国的には、局地的な集中豪雨や地震の発生、また火山活動の活発化などさまざまな自然災害が発生をしており、油断のできない状況にあります。

災害の発生は予測不可能ではありますが、過去の災害を教訓とし、常日ごろから災害に備え、被害を最小限に抑えられるように防災、減災対策を進めていかなければなりません。

町といたしましては、毎年、防災総合訓練を行い、各関係機関との連携を確認しておりますが、各地区においても自主防災訓練を実施していただいております。今年度は年度末までに24の地区で実施される予定です。今後とも各地区においては避難行動要支援者台帳を活用した避難訓練など定期的な防災訓練を実施していただき、自助、公助、共助それぞれの立場で防災意識を高め、町民の皆様の安全と安心を確保してまいりたいと考えております。

次に、「道の駅」織姫の里なかののについて申し上げます。

「道の駅」織姫の里なかののが、観光情報の発信、地産地消による産業振興、災害時の防災拠点などの役割を担い、交流施設として開業してから1年半がたちました。

当初計画の年間利用客数13万人の予測に対し、開業1年目の実績は、レジを通過して商品を購入した方だけの集計で約16万人の利用

客がありました。また年間売上高は、目標としておりました1億円を超え、約1億6,000万円の実績がありました。

この1年目の実績を継続し発展すべく、6月に指定管理者の能登わかば農協と町で組織する織姫の里なかのと活性化委員会を立ち上げ、また10月には、道の駅へ出荷している生産者で組織した織姫ファイトプロジェクトが設立され、農産物の生産販売力を高める運営活動をしております。

今後ともカラー野菜など特色ある商品の販売を促進し、また特産品を生かした各種イベントを開催するなど中能登町の魅力をアピールし、集客力の強化を図っていきたくと考えております。

次に、地方創生について申し上げます。

地方創生につきましては、3月に町長を本部長とし各課長級で組織する中能登町まち・ひと・しごと創生本部を設置し、各課に係る取り組みを取りまとめております。そして先般、産学官及び金融、労働分野の有識者及び町内各種団体の代表者18名で構成する中能登町まち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、今後数回にわたり会議を開き、ご意見、ご提案をいただきます。

また、6月に実施した町民アンケートの結果も踏まえて、来年3月には中能登町人口ビジョン・総合戦略を策定し、国に提出する予定です。原案が固まりましたら議員の皆様にお示しをし、忌憚のないご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本定例会に提案をいたしました議案の主な内容について、順次説明をいたします。

議案第71号から第81号までの11案は、いずれも条例の制定及び改正についてであります。

最初に、議案第71号は、中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、議案第72号 中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてであります。

この条例は、番号法の規定に基づき、個人番号カードを利用する事務を条例で定める必要があるため制定するものであります。

次に、議案第73号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定についてであります。

この条例は、下水道等が供用開始されて3年を経過した区域から発生するし尿等の処分手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、印鑑登録証明書の交付について、番号法による個人番号カードを利用し証明書を交付できるようにするための改正を行うものです。

次に、議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方税法等の一部改正に伴い、徴収猶予等に関し所要の改正を行うものであります。

次に、議案第76号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、別表中、廃棄物の収集、運搬等の手数料を削る改正を行うものであります。

次に、議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、国保税の減免申請期限を変更

するなどの改正を行うものであります。

次に、議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、番号法の施行に伴い、事務の一部で番号利用事務となるものがあるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第79号 中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、廃棄物、し尿等の処理手数料等を新たに定めるものであります。

次に、議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、体育施設の利用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号 町道路線の変更についてであります。

今回、西馬場地内の2路線について終点及び路線番号の変更を行うものであります。

次に、議案第83号 字の区域及び小字の名称の変更についてであります。

これは、県営圃場整備事業による区画形状の変更に伴い、東馬場地区の字の区域及び小字の名称を変更するものであります。

次に、議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億507万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,358万5,000円とするものであります。

また、第2表の債務負担行為補正につきましては、ごみ収集運搬業務委託として、平成28年度までを期間とし4,500万円を計上するものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、励志館、鹿西公民館解体及び林道城石線災害復旧工事に係る所要額を計上したものであります。

補正予算の主なものは、歳入では、町債で教育施設石綿対策事業債1億2,310万円を増額し、財源調整のための財政調整基金繰入金4,941万3,000円を減額するものであります。

また、ふるさと応援寄附金として8名の方々から合わせて73万円をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。なお、寄附金は、ふるさと応援基金に積み立て、今後、有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主なものとしましては、県営土地改良事業費で東馬場地区換地清算金の決定により5,002万2,000円を増額し、また、カルチャーセンター等費で鹿西公民館解体工事の増工により3,797万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第85号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,679万2,000円とするものであります。

この補正予算は、後期高齢者医療広域連合納付金で保険基盤安定負担金を増額するものであります。

次に、議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,877万円とするものであります。

補正予算の主なものは、一般管理費において介護報酬の改正に伴うシステム改修費を増額するものであります。

次に、議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

1,459万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,221万円とするものであります。

また、第2表の債務負担行為補正につきましては、公共下水道処理施設維持管理業務委託等4つの委託事業に係る債務負担行為を追加するものであり、いずれも平成28年度までを期間とするものであります。

また、第3表の地方債補正では、特定環境保全公共下水道事業債について必要額を補正するものであります。

補正予算の主なものは、農業集落排水施設管理費で、鹿西東部浄化センターの返送汚泥ポンプの老朽化等により施設修繕料300万円を増額し、あわせて交付決定により委託費及び工事請負費等を減額するものであります。

次に、議案第88号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,433万8,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、光ケーブル引き込み工事費162万円を増額するものであります。

次に、議案第89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出で職員手当を増額するものであります。

また、債務負担行為につきましては、上水道施設維持管理業務委託として570万円を、また水質検査業務委託として440万円を追加し、期間をいずれも平成28年度までとするものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 町長の提案理由の

説明が終わりました。

ここで私から訂正をさせていただきます。

先ほどの上程議案の請願2件について、請願番号を誤っておりました。正しくは、請願第8号 地方大学の機能強化を求める請願書、請願第9号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める請願書。

以上、訂正をします。

◎議案説明及び質疑

○議長（甲部昭夫議員） これより、第6回定例会に上程されています議案第71号から議案第89号について、議案の説明及び質疑を行います。

これより上程議案の説明に入りますが、執行部におかれましては、簡潔、明瞭で的確なものとするよう要請をいたしておきます。

質疑については、同一の質疑は3回までととなっておりますので、よろしくお願ひします。

最初に、議案第71号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は、1ページから6ページまでとなります。

堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第71号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定でございます。

続いて、議案書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

別添の資料につきましては1ページから2ページとなります。

本条例につきましては、平成28年1月から

マイナンバーの利用が開始されるに伴い、国、県、市町村間の事務または町において異なる部署間の事務において特定個人情報を提供する場合、その事務の内容を条例で規定する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

条文の内容につきましては、第1条から第3条までは趣旨、用語の意義、町の責務を規定しております。第4条においては番号法の利用範囲を規定しているものでございます。

4ページ、5ページ、6ページでございますが、別表において町長が行う13項目の事務を規定しているものでございます。

なお、施行につきましては平成28年1月1日からとするものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第71号について質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第72号 中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は7ページから9ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、議案第72号、議案書の7ページをお願いいたします。

中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてでございます。

続いて、議案書9ページをお開き願いたいと思います。資料につきましては3ページとなります。

本条例は、番号法の規定に基づき、個人番号カードを利用する事務は条例で規定する必要がある、今回、戸籍の全部事項証明書ほか全部でアからオの5つの項目の証明書の交付

について規定をするものでございます。なお、今後ほかにも番号カードを利用する事務をふやす場合は、本条例に追加して規定する必要があります。

条文の内容につきましては、第1条に趣旨を規定し、第2条では、個人番号カードを利用できる事務として今申し上げました5つの証明書等の交付事務としているものでございます。

本条例の施行につきましては平成28年の1月1日からとするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第72号について質疑の方はございませんか。

7番 諏訪議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） おはようございます。

この個人番号制度の運用については以前にも一般質問をしておりますが、その後、町民の方々は余り周知徹底していないというような声をよく聞くわけですが、どのようにこれまでこの周知徹底ということについて、実施、運用については年明けてスタートするわけですが、これまでにどのような行動をとられているか。また、あと運用までにわずかな期間しか残っておりませんが、どのような行動をとられるのかを伺いたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 諏訪議員の質疑にお答えいたします。

これまでの周知については、町の広報、それからホームページ等で紹介してきたわけですが、議員おっしゃるとおり十分な周知というのは図られてない面は確かにあるかと思えます。

一遍に何度も何度も大量の情報をお伝えし

ても町民の方はわかりにくい面があるかと思いますが、小まめに今後とも町の広報、それからホームページ、それからご要望がある場合にはいろんな場所へ説明に出かけていって周知を図ってまいりたいと思います。

確かに来年の1月から実施が開始されますが、それまでに十分な説明というのはできてないと思いますので、今後、継続的に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 先ほど申請用紙が届いておりますが、申請してもいいのか、しなくてもいいのか、しない場合にはどうなるのか、全くそのあたりがまだ我々も十分承知していないというような面です。ですから町当局から考えますと、情報は十分に流しているから皆さん方はもう理解されているというように考えておられると思うんですが、そんなに読むような情報は読んでおらないのが実態ではなかろうかなと思うんですね。

そういうことから、恐らく質問も相当来ていることとは思いますが、まだまだわかりやすいような情報を流していただきたい。ケーブルテレビあたりも十分活用されて、見る情報を提供していただきたいとお願いして、質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

若狭議員

〔12番（若狭明彦議員）登壇〕

○12番（若狭明彦議員） ただいま個人番号制度の説明されたわけなんですけど、想像すると個人番号をつけるときに準備が要ります。来年の1月1日からそういうことができるのかどうか。固定資産なり税金、いろんなことでちゃんと資料づくりせないかんと思うんですが、そういう人件費とかその体制が整っているのかどうか、説明願います。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 若狭議員の質疑にお答えいたします。

国の制度として、町はこの番号制度を受けて実施するわけですが、余りにも膨大な手続事務、準備事務がありまして、実際問題としては十分に十二分と言える体制はできてない面があるかと思えます。

ただ、住民の方々にご迷惑とならないように、今後、必要に応じて人員をふやすなりして対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） やはり町民の方、イコール国民の方なんですけど、いろいろと不安がっているんですね。

例えばの話が、これに基づいて銀行間の取引も当然あるやろうと思うし、固定資産とか税金問題、そういうところまでみんな個人情報ばらまきじゃないかと、そういうふうな解釈もされておられる方もおいでます。

ある金融機関なんかでも、おい、これからどうするんだと。銀行間でその人の借入れが全部出てくると。その反面、預金も出てきますと。これからの先、私ら老人はどうすればいいんだねというふうな問いかけもあるんですが、私自身もそういう点は理解しませんと。なるしかならんがいねという言い方もしているんですが、そういう点はどういうふうな見方しておられますか。

ということは、いろいろな個人情報の漏えいという問題出てくると思う。今まで高額取引とか裏の金融機関の関係とかでやっぱり個人情報も漏れています。これするとなおさら漏れるというふうなこと、そういうことは想像はしてないんですか。その点、いいこともあれば悪いことも当然あるんですが、想像しながら予定していますか、どうですか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 情報の漏えいについての質疑にお答えいたします。

町職員が取り扱うそういう情報については、セキュリティポリシーというきちっとした規定をつくって、それを遵守していく形で情報漏れを防いでいく考えであります。民間企業におけるそういう情報漏れということも当然出てくる可能性があると思います。その点については町ではちょっと対応しきれない面がありますので、それをどうのと言われましても答弁はちょっと難しいかなと思います。

取り扱う金融機関は金融機関で、きちりとしたそういう情報漏れの対策をやっているかと思しますので、それを信用していくことしか今の時点ではないのではないかと思います。

以上です。

○12番（若狭明彦議員） そこをまたきちっと検討してやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかがございませんか。

宮下議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 9ページの第2条ですけれども、これは意味がなかなかわかりませんので、ちょっと説明してもらえませんか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 宮下議員の質疑にお答えいたします。

第2条ですね。個人番号カードの交付を受けている者は、これは一般町民ということでご理解いただけたと思うんですが、多機能端末機、本庁の電子計算機、本庁に置くコンピュータと通信回線により接続された民間事業

者が設置する端末機というのは、町内のコンビニでそういうサービスを受けられるということでそういう端末機を置くことにしておりますが、その機械を言っているものです。コンビニに設置される機械で、個人番号カードを利用して自動的に証明書等の、今後はアからオまでの5つの証明書を交付することができるというものでございます。

なお、時間については、役場の開庁時間以外の早朝から11時半でしたかね、はっきり時間は今ちょっと覚えてないんですが、夜遅くまでそういう利用ができるということになります。あと休日、土曜、祝日についてもそのような時間で利用ができるということになります。

以上ですが。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） わかりました。

そうしたら、この番号がついて、例えばコンビニとかも出されるわけやね。例えば財産を相続するときとかそういうときに、司法書士とか行政書士が今やったら役場で申請すればとりにこられますね。印鑑証明はだめやと思うんですが。その辺はどういうのになってくるんですか。例えば戸籍謄本をとるとか第三者がとっていくというのは、そんなんはどういうふうな形になっていくのか。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 そのようなことについては、個人番号を所有する本人しか利用できないということになります。かわって誰かがそれを利用することはできないということでございます。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 今までの場合やと、委任したら司法書士なりがとりにいくことできたんですか。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長
〔平岡重信住民福祉課長登壇〕

○平岡重信住民福祉課長 戸籍については、親族等が窓口で交付を受けることができます。コンビニでは、今総務課長言われたように、個人番号カード、みずから持っている者しか交付を受けることはできません。役場の窓口では従来どおりの交付を受けることができることとなっております。

以上です。

○8番（宮下為幸議員） これで3回、だめなんやね。

○議長（甲部昭夫議員） 今は結論出とらんみたいやから、もう一遍認めます。

○8番（宮下為幸議員） 例えば司法書士がかわって要するに代理でとってきますと、とりにいくことはできるんですね。そういうことが今後どうなるかということ。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長
○平岡重信住民福祉課長 今ほどの質疑ですけども、今までどおり窓口の対応についてはできることになっております。

○8番（宮下為幸議員） わかりました。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第73号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定について説明を求めます。

議案書は11ページから13ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

〔長元健次参事兼保健環境課長登壇〕

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書の11ページをごらんください。

議案第73号でございます。中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定についてでございます。

これにつきましては、別添の条例等提出案件資料のほうで説明をさせていただきたいと

存じます。それでは、5ページのほうをお願いいたします。

今ほど申しあげました条例の制定の概要を申し上げます。

まず、その理由でございますけれども、下水道法では、下水道が供用開始されてから3年以内に家庭等の便所等を改修し、下水道に接続しなければならないことになっております。それで、下水道供用開始区域内でありながら下水道に接続していない家庭等から、なかなかクリーンセンターに搬入されたし尿等については、その処理費用について個人が負担する手数料、今現在はキロリットル当たり204円でございますが、それとは別に町が七尾市に委託料として別に負担をしております。これは、町民の不公平の解消を図るために、この委託料に対して応分の負担を求めらるものでございます。

制定の概要でございます。七尾市に委託しているし尿等の処理について、当該し尿等処理委託料を発生したし尿等の数量で除した額を単価として、し尿等の処分を依頼した者から徴収するものであります。ただし、下水道の本管が自宅前に来ていないなど下水道へ接続できない家庭等については、その対象から除くものでございます。

その下に単価の算定根拠ということでお示ししてございます。これは平成26年度の実績に基づいたものでございます。まず七尾市への委託料として年間655万7,000円、町からお支払いしております。し尿等の処理量として年間ですけれども2,061キロリットル、し尿等の処理をしております。それを割りますと3,181円となります。この数値に基づきまして、し尿等処分手数料としてキロリットル当たり3,000円とするものでございます。

なお、施行の期日でございますが、平成28年7月1日でございます。

それでは、議案書の13ページのほうを改めてごらんください。

それでは、この条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条では趣旨ということで、この条例は、町内の下水道等の供用開始区域から発生し、ななかクリーンセンターへ搬入するし尿等の処分手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では定義、1号では下水道等。2号ではし尿等。これにつきましては、くみ取り便所から発生するし尿、及び浄化槽法第2条第1項に定める浄化槽から発生する汚泥を指しております。

第3条では対象区域でございます。この条例の対象区域は、公共下水道事業、農業集落排水事業または町設置型個別配水処理事業により下水道が供用開始されて3年を経過した区域とするものであります。

第4条では手数料の徴収ということでございます。前条で定める区域の手数料は、し尿等の処分を依頼した者から徴収するというところで、第2項では、前項の手数料は1,000リットル当たり3,000円を乗じて得た額ということでございます。

第5条では手数料の減免、第6条では委任ということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第73号について質疑の方はございませんか。

1番 土本議員

〔1番（土本 稔議員）登壇〕

○1番（土本 稔議員） それでは、2点お伺いいたします。

1点目ですが、手数料は町みずからが徴収するのかということ。

2点目は、この条例は、ななかクリーンセンターに搬入するため、現在建設中であるバイオメタン施設の完成までの条例であって、約7カ月の条例と考えますが、やはり町民に負担を求めるなら、なぜこのタイミングなの

か。周知期間を考えれば、もっと早目に提出すべきものではなかったのか。

この2点を伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 今ほどの土本議員の質疑にお答えいたします。

まず、この手数料の徴収は誰がするかということでございますが、実質し尿をくみ取りしている事業者にお問い合わせをすることとしております。

もう1点ですけれども、なぜこの時期にこういった処分手数料を条例化して徴収するのかというふうな質疑だったかと思えます。

おっしゃるとおり確かにもっと早くする必要もあったかとは思いますが、今ほど私申し上げましたとおり、施行の日を7月1日からということで、供用開始までの期間は確かに9カ月ですか、少ないんですけども、これにつきましては、まず1点目といたしましては、し尿の処分の手数料については、個人は確かにご負担はされております。しかしながら、本来下水道につながればこのような手数料といえますか、七尾市のほうに処理委託料として公費で多大な金額を支払っているところでございます。今ほどご説明申し上げましたとおり平成26年度で655万7,000円というふうな額を町の経費からお支払いしております。そういったことについて、まだ下水道に接続していない方にご理解を求めるといことがまず目的として考えておりましたし、議員おっしゃるとおり、平成29年4月1日から新しいバイオマス発酵施設ができて、そちらのほうにし尿を搬入することになるわけなんですけれども、この条例で1キロリットル当たり3,000円で、新たな施設ができたときには、後ほどご説明いたしますけれども、中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例で説明いたしますけれども、そのときの手数料とし

てトン当たり2万円ということとしますが、規則で6,000円というようなことで減額して徴収をする予定であります。

そういったことで、前段で3,000円、その後、29年度からは6,000円ということで、し尿の処分の手数料の激変緩和を狙ったものでございます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 料金のことについては、数量で割っておるだけなのでそれは理解するんですが、広域圏が解散してもう2年以上たっている中で、このタイミングという、もっと早い段階で提出されるべき問題ではなかったかなというふうに私は思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は15ページから17ページとなります。

平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 15ページをお願いします。

議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

続きまして、17ページをお願いします。資料では7ページに新旧対照表をつけてございます。

それでは説明させていただきます。

現在の条例では、印鑑登録証を提示して印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならぬということで条例にうたっております。

そのことを、17条第1項におきましては、役場の窓口で個人番号カードを添えて申請し

た場合は、印鑑登録証の添付を省略することができることとするものでございます。

それから、中段の17条2項につきましては、1項の改正により印鑑登録証の字句を削除するものでございます。

それから、一番下の3項になりますけれども、個人番号カードを利用してコンビニの多機能端末機で印鑑登録証の交付を受けることができることとするものでございます。

いずれにつきましても、利用者証明用電子証明書があるものに限るものでございます。

この条例一部改正の施行は平成28年1月1日とするものでございます。

従来どおり印鑑登録証を提示して窓口で印鑑証明の交付を受けることもできます。それは継続してできるようになっております。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第74号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようでありますので、ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 会議を再開いたします。

次に、議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は19ページから25ページとなります。

古川税務課長

〔古川利宣税務課長登壇〕

○古川利宣税務課長 議案書は19ページをお願いします。

議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

中能登町税条例の一部改正ですが、これは地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。施行期日は平成28年4月1日です。

次に、中能登町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ですが、これは地方税法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、所要の改正を行うものです。施行期日は公布の日であります。

10ページをお開きください。

中能登町税条例の一部改正についてです。

新旧対照表は13ページから18ページとなります。

改正の趣旨ですが、平成27年度税制改正において、地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、平成26年度税制改正における国税の見直しと同様、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるとともに、徴収猶予及び換価の猶予について所要の見直しを行うこととされました。

また、その際には、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることなどを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準などの一定の事項については各地域の実情等に応じて条例で定めることとされたことから、中能登町税条例に規定を追加するものです。

次に、主な改正内容です。

猶予に係る徴収金の分割納付等についてです。猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割または期限を定めて納付させることとします。

次に、猶予申請における記載事項についてです。申請書に定める事項は、一時に納付することができない事情、猶予を受ける金額及び期間、分割納付する金額及び期間、担保を提供する場合ですが担保の内容です。

次に、猶予申請書に添付する書類について

ですが、申請書に添付する書類は、事実を証する書類、資産及び負債の状況を明らかにする書類、収支の状況（実績及び今後の見込み）を明らかにする書類となります。担保を提供する場合ですが担保に関する書類です。

11ページをお願いします。

担保の徴収基準ですが、次の場合は担保を不徴取とします。猶予に係る金額が100万円以下の場合、猶予期間が3カ月以内の場合、特別な事情がある場合、以上の場合は担保を徴する必要がありません。

次に、猶予申請の訂正期限についてですが、申請書に不備等があった場合の訂正期限を通知を受けた日から20日以内とします。

次に、申請による換価の猶予の申請期限についてですが、換価の猶予の申請期限を納期限から6カ月以内とします。

以上が主な改正内容であります。

今回の改正では幾つかの事項が町の条例に委任されていますが、中能登町税条例を定めるに当たっては、全て国税の基準に準拠する規定としています。

次に、12ページをお願いします。

中能登町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてです。

新旧対照表は19ページから21ページとなります。

改正の概要ですが、番号法改正に伴って改正した中能登町税条例等の一部を改正する条例の未執行部分の改正です。

主な改正内容ですが、当初、納付書及び納入書に法人番号を記載するものでしたが、当面見送りとなったことや、また逆に法人番号を記載するものとなった申請書などについて定めてあります。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第75号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第76号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は27ページから29ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書の27ページをごらんください。

議案第76号でございます。中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

29ページをお開きください。

中能登町手数料条例の一部を改正する条例ということでございます。

中能登町手数料条例の一部を次のように改正するというところでございまして、新旧対照表につきましては条例等提出案件資料の37ページでございます。

この29ページでご説明申し上げますが、別表中の下をごらんください。

手数料を徴収する事項、手数料の金額という欄がございます。その次に、その他の証明ということで1件につき300円となっております。次に、家庭系廃棄物の収集、運搬。ここから、3つ下がりまして、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可申請に対する審査、1件につき10,000円までを削除するものでございます。

この条例についてですけれども、定めている手数料を徴収する事項とその金額を後ほどご説明させていただきます中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例に改めて定めるため、関係する事項を削除するものでございます。

なお、この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第76号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は31ページから33ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書の31ページをごらんください。

議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

33ページをごらんください。

中能登町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというものでございます。

第26条第2号中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改めるものでございます。

これにつきましては、国民健康保険税の減免を受けようとするときに中能登町税条例と同様の申請期限に改め、減免申請書には氏名のほかに新たに個人番号を加えるものでございます。

この条例の施行につきましては平成28年1月1日からでございます。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第77号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

す。

次に、議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は35ページから37ページとなります。

道善長寿介護課長

〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書35ページをお願いいたします。

議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の37ページ、資料は27ページをお願いいたします。

この条例の一部改正につきましては、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることから、介護保険条例の第10条、保険料の徴収猶予、第11条、保険料の減免の申し出があった場合、申請書類の提出時に個人番号を記入していただくための改正であります。

この条例は平成28年1月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第78号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第79号 中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は39ページから42ページとなります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書39ページをごらんください。

議案第79号 中能登町廃棄物の減量化及び

適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例等提出案件資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。それでは、資料のほうの29ページをごらんください。

この条例の改正の概要でございます。

まず改正の理由でございますが、現在町内から発生するし尿等を処理している七尾市のななかクリーンセンターに平成29年度から搬入できなくなることから、久江地内の中部クリーンセンターで建設されるバイオメタン発酵施設での処理を行うことに伴い、し尿等、事業系廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料について定めるものであります。

もう一つは、中能登町手数料条例から削除される家庭系廃棄物の収集、運搬手数料、一般廃棄物処理業の許可申請及び更新許可申請に対する審査手数料、事業の範囲の変更の許可申請に対する審査手数料及び浄化槽清掃業の許可申請に対する審査手数料を定めるものでございます。

改正の概要でございます。

まず1番目ですけれども、中能登町内から発生するし尿等、町が指定した事業系廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料を定めるものでございます。下水道処理区域、これは供用開始後3年を経過した区域になります。ここからのし尿等はトン当たり2万円。施行規則のほうで減ずる額を1万4,000円と定め6,000円とするものでございます。そのほかの区域からのし尿等につきましては204円、トン当たりですけれども、この単価をそのまま現行の単価のまま引き継ぐものでございます。

次、その下になりますけれども、町が指定した事業系廃棄物及び産業廃棄物はトン当たり2万円。これも施行規則で減ずる額を定めます。これはバイオメタン発酵施設に対し発酵効率を高める特に有用な産業廃棄物については、施行規則で4,000円を減ずる額を定め1万6,000円とするものでございます。

次、2つ目ですけれども、家庭系廃棄物の収集、運搬手数料を定めるということで、指定袋、大、1袋当たり50円、中につきましては1袋当たり40円、小につきましては1袋当たり30円と定めるものであります。

3つ目に、一般廃棄物処理業の許可申請及び更新許可申請に対する審査手数料、事業範囲の変更の許可申請に対する審査手数料及び浄化槽清掃業の許可申請に対する審査手数料を定め、1万円とするものでございます。

なお、2つ目と3つ目につきましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、中能登町手数料条例で削除した手数料を徴収する事項及び手数料の金額を改めて定めるものでございます。

施行期日につきましては公布の日から施行ということでございます。ただし、1番目に申し上げました事項につきましては平成29年4月1日から施行させていただくものであります。

これにつきましては、バイオメタン発酵施設の処理手数料について、施行が平成29年4月からであることから、この条例で大枠の単価を定め住民の皆さんに周知を図り、供用開始に備えるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第79号について質疑の方はございませんか。

1番 土本議員

〔1番（土本 稔議員）登壇〕

○1番（土本 稔議員） では、2点質問いたします。

議案書の41ページですが、手数料の徴収に関し必要な事項は規則で定めるとありますが、免除等は大事なことから条例に明記すべきではないかというのが一つと。

もう1点ですが、平成29年4月1日から施行とありますが、工事中であるバイオメタン

の施設の完成がおくれるおそれ等はないのか。

その2点について伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 土本議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、条例のほうで単位当たり2万円、そういった形で単価を明記させていただきました。本来であれば2万円を徴収すべきところですが、当分の間、規則のほうで減じて、し尿については6,000円としたいということでありまして、ある一定時期にまいりましたときには2万円に近づくような形で単価を設定していくことになるかと思っておりますので、そういう思いで規則のほうで減ずる額を定めたものであります。

もう1点ですけれども、バイオメタン発酵処理施設の完成時期、議員おっしゃるとおり4月1日から稼働して必ずしも本調子にならないことも考えられます。そういったことで、私、直接工事のほうについては担当はしておりませんが、おっしゃるように、おくれる可能性があるかもしれないと私は考えております。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 1点目の要するに大事な、そのうち減免の率を変えていくということなので条例に載せないということなんですけれども、やはり町民に負担、料金を取るということはすごく重要なことなので、やはり私は条例に正しく明記して、変えていくなら変えていく中でまた明記するのが本来の筋ではないかと思うんですけれども。

2点目ですけれども、バイオマス施設がおくれるおそれがあるものに対して、おくれた場合どのようなことになるのか、再度伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環

境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 土本議員の質疑にお答えいたします。

もし施設が稼働して本調子にならないというような場合におきましては、七尾市と協議をさせていただくことになるかと思えます。七尾鹿島広域圏の合併時に、し尿の処理については七尾市と中能登の分を七尾市のクリーンセンターで処理するというようなことになっておりますし、委託費については、その利用割合によって算出し中能登町に求めるということになっておりますので、そのことによって町民の皆さんが特にご不便を感じることはないかと思えます。

以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 北野上下水道課長
〔北野 均上下水道課長登壇〕

○北野 均上下水道課長 土本議員の2点目の質問、平成29年4月1日に施設は完成するかというご質問かと思うんですが、現段階ではその予定で進んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） ちょっと私言うところの意味、おくれた場合はどうするかということの簡単なことやったんですけども、工事がおくれている場合はそれを適用せず、私の解釈ですけども、議案書13ページのこの条例が適用されるという解釈でよろしいのですかね。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 議員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○1番（土本 稔議員） 以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようでありま

す。

次に、議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は43ページから48ページとなります。

百海生涯学習課長

〔百海和夫生涯学習課長登壇〕

○百海和夫生涯学習課長 議案書は43ページです。

議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

45ページをお開きください。

条例等提出案件資料につきましては35ページをお願いします。条例等提出案件資料の35ページのほうで説明をしたいと思います。

この体育施設条例の一部改正の改正理由であります。まず最初に、施設利用者にはわかりやすい表記をするものでございます。それとあわせて有料施設の利用区分の細分化及び施設利用料の見直しを行うものでございます。

主なポイントとしましては、施設使用料が発生しない施設については、備考欄に「町民の使用料は、免除とする。」という表記をつけ加えるものでございます。それで有料施設と無料施設の明確化を図りました。

それともう一つ、鹿島体育センターのトレーニングルーム使用料につきましては個人利用のみとし、施設内、競技場等と区分をいたしました。

また、利用者の利便性を図るため、12カ月及び6カ月の定期券を発行するものでございます。

別表（第7条関係）ということで、1番にテニスコートとりやの使用料が出ております。改正案のほうで、備考欄のほうに「町民の使用料は、免除とする。」という項目をつけさせていただきました。

2番目、鳥屋武道館も同じでございます。

3番の鹿島体育センター使用料につきましては、屋内施設競技場等と、その次のページ、36ページに、2番、トレーニングルーム使用料という欄をつけ加えて区分をいたしました。35ページの一番下のほうの相撲場会議室研修室等につきましては、そこからトレーニングルームを抜き出したものでございますので、相撲場会議室研修室につきましては、個人利用はないものとして個人利用の料金を削除したものでございます。36ページのほうの上段も同じでございます。

そして36ページの中ほどにトレーニング使用料をつけ加えさせていただいて、区分をいたしまして、1回（1人）、それと定期券（12箇月）、そして定期券（6箇月）というものを記入させていただきました。それで町内の使用料、それと町外の使用料というものにいたしました。1回当たりは町内が300円、町外が500円。そして定期券は、12カ月のものは町内の使用料は7,000円、町外の使用料は1万2,000円。そして定期券の6カ月のものもつくらせていただき、町内は3,500円、町外の使用料は6,000円とするものでございます。

なお、この定期券につきましては、さきにパークゴルフ場の利用料がございましたので、それに準ずる形で年額を決めさせていただきました。

その次、4番目のすばく鹿島使用料からまた同じでございまして、「町民の使用料は、免除とする。」という項目を入れさせていただきました。以下、6番目のテニスコートかしま、7番目、37ページの鹿島北部体育センター、それと8番目、久江体育センター、9番目、金丸体育館、10番目、鹿西武道館、11番目、スポーツセンターろくせいということで、以下同じような項目で「町民の使用料は、免除とする。」という項目を記入させていただきました。

説明は以上でございます。

この条例の改正につきましては平成28年1月1日から施行するというので実施させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第80号について質疑の方はございませんか。

中川議員

〔3番（中川秀平議員）登壇〕

○3番（中川秀平議員） それでは、1点なんですけれども、質問させていただきます。

料金がきちんと出て見やすくなったというのはわかります。ただ、町外500円、町内200円という書き方がずっと出てくるんですけれども、ただし、それぞれについて「町民の使用料は、免除とする。」というのが載っています。

免除という言葉がちょっとひっかかるんですけれども、無料というふうにもともと料金表に載っていたほうが、体育施設に入って料金表をぱっと見たときに町内無料となっていればわかりやすいと思うんですが、それぞれについて200円、200円、200円と書いていながら、きっとその後で町民は免除するという、いかにもお役所目線での言い方のように感じるんですが、免除という言葉と、もともと料金表に無料と書くのとの違いは、町としてはどう思われているのかお聞きします。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今ほどの中川議員の質疑でございますが、免除と無料というような書き方、文言の違いでございますが、もともと町の条例がありまして、その下に規則というものがございます。

規則のほうでは、使用料の減免規定という形で、減額あるいは免除の規定というような表記をさせていただいております。それで減額あるいは免除ということで、免除であれば無料という解釈になるかと思っております。

そういう意味で、無料という言葉で条例上表記させていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 最後に、条例上、無料という言葉で表記させていただきましたという言葉が言われたような気がしますが、免除でよろしいでしょうかというのが一つ。

それだけです。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 済みません。私の言い間違いかと思えます。免除ということで表記させていただきました。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 最後なんですけれども、多分この料金表は各施設に入ったときに大きな看板で出てくるものだと思います。多分普通の方は、料金表を見たら200円というのがすぐ目につくと思うんですけれども、条例としての書き方はこれで結構なんです。料金表を見たときにぱっとわかるように、町民は無料というふうな表記になるほうが見やすいと思いますので、ご配慮をお願いします。質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

林議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） 1点だけ指摘をさせていただきますんですけれども。

議案書47ページです。

スポーツセンターろくせいの使用のところなんです。アリーナ使用料の3つの枠のうち、一番右側が午後1時からとなっているんですけれども、これ午後5時じゃないでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 林議員のご指摘でございます。

47ページのスポーツセンターろくせい使用

料のアリーナ使用料について、一番右端の（夜間）と表記してありますが、午後1時から午後9時半までとなっておりますが、午後5時から午後9時30分までの間違いでございます。

大変申しわけございませんでした。

○2番（林 真弥議員） それで結構です。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉議員

〔11番（古玉栄治議員）登壇〕

○11番（古玉栄治議員） 今ほど利用料、わかりやすくするために町民という言葉を入れられましたよね。トレーニングルームのところで町内、町外という表示の仕方、これには何か意味があるのでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今ほどの古玉議員からの質疑でございますが、町内に在住している方と町外の方という意味で、住民票がなくても町内に住んでいる方であれば町内の者という形で、あとは町外の方。住んでいる地域が町。住民登録の有無にかかわらずという形で、町内、町外という表記をさせていただきました。

○議長（甲部昭夫議員） 古玉議員

○11番（古玉栄治議員） 町民というのは、町内に住んでおいで税金を払っている方が町民かなと思うんですよね。町内に住んでいるけれども税金を払っていない方というのが町内の中に入るのかなと思うんですよね。税金払わないけれども町に住んでいる方は安くて、町民はという、その区切りが変だ思うんです。

だったら単純に、町民は幾ら、町民以外は幾らというふうな分け方のほうが誰も不満がないのではないかなと。いかがでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今のご質疑でございますが、ちょっとわかりにくいという形でございますので、今後、改めて表記について検討いたしたいと思えます。よろしくお願

します。

○11番（古玉栄治議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

諏訪議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） 各施設ともに営利を目的とする場合には利用料を5倍徴収するという文言がありますが、営利を目的というような、こんな文言は記載する必要があるのですか。あるとすればどんな理由ですか。伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 諏訪議員の質疑でございますが、営利目的で使用する場合というようなことで、営利目的で使用される場合、例えば何かの販売を目的にその施設を借りる場合とか、今までは余りありませんがそういうことも想定されます。そういったことを想定しまして、営利目的の使用という形で記載してございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 営利目的は理解できるんですけども、問題は5倍を徴収するというような、こんな文言まで必要なのかどうか。

それから、全くこれを営利目的の場合には対象としませんか、貸すことができませんとかいうて、はっきり記載することはできませんか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今ほどの諏訪議員の質疑でございますが、使用料の5倍という金額は前々から、以前から適用されていたので、5倍の経緯はちょっと私もはっきりはわかりませんが、営利目的で使用はできませんというような記載というようなお話でございますが、今後こういった形でその利用がされるかも検討しながら、またこの表記につい

て検討したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 5倍徴収するまでも記載しなくても、もう少し何か上手な記載の方法があると思うんです。やはり文言をもう一度、これが最も適正な文章であるのかということを検討する必要があるんじゃないかと、こんなように思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

宮下議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） 46ページですが、鹿島体育センターのトレーニングルームの使用料、ここで定期券、12カ月と6カ月で7,000円と3,500円となっておりますが、言うてみれば一つの会員制みたいな形になると思うんですが、例えばトレーニングするときに、体育センターの中の誰かがトレーナーとしてきちっと教えるんですか。例えば定期券買って1年間来ますと。その人がやりますと勝手に器具使って。ちゃんと教える人がおいでということですか。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 今ほどの宮下議員の質疑でございますが、トレーニングルームにつきましては、今現在も中に指導員というような者はいません。これから先についても指導員という者がいませんが、ただ、たまに、月に何回利用しているのかちょっと忘れたんですが、準指導員的な立場で、ボランティアのような形で指導してくれる利用者もおいでますので、またそういった方のご意見と伺いますか、指導もしていただければいいかなと思います。

そういうことで、定期券購入とかの利用料は徴収させていただきますが、特定の指導員は設置しておりません。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 何でこんなことを言うかというたら、例えばトレーナー的な人がおって、職員でもいいですよ。要するに体育センターの中の職員がある程度資格取って、万が一、器具使っておって、緊急に対応するときありますわね。例えば町外の人が来られて、例えば町外の人に万が一あったときに、例えばここに連絡すると、家族に連絡するというような、そういうことも考えておいでるんやろうね。

だから、やっぱり器具使うからには、かなり危ない面もあると思う。なれない人は。なれておる人は日常茶飯事にやっとうまいでしょうけれども、初めて来る人に例えば巡回的に見守るとかそういうふうにはせんと、せっかく会員みたいな感じで1万2,000円とか7,000円とか取るんですから、やはり職員が巡回して見るとか、職員の方が誰かトレーナー的な資格を取るとか。そういうのが必要やと思うんですが、その辺どうですかね。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 宮下議員の質疑にお答えします。

確かにそういった形でトレーナー的な方がいればいいということで、職員についてもこれから勉強なりしていきたいと思えます。

それとあわせまして、トレーニングルームを使った講習会、教室的なものも今後開催して、トレーニングルームの利用者の増を図っていった危険のないような措置をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○8番（宮下為幸議員） 終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようですので、ここで、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は49ページから51ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案書の51ページをお願いいたします。

なお、資料につきましては39ページに新旧対照表を掲載しております。

本条例の一部改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害弔慰金の支給対象者を生計を一にしていなくても同居している兄弟姉妹を新たに対象とすることになるものでございます。

これは、東日本大震災の被害の甚大さを経験して支給対象範囲が拡大されたものとなっております。

なお、この条例は公布の日から施行するものといたします。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第81号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第82号 町道路線の変更について説明を求めます。

議案書は53ページから56ページとなります。

高橋参事兼土木建設課長

〔高橋孝雄参事兼土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 議案第82号 町道路線の変更について説明をいたします。

道路法第10条第2項の規定により、下記の路線を変更するため、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

この町道路線の変更につきましては、西馬場地内及び東馬場地内において工事を実施しています町道R-4号線道路改良工事に伴いまして路線の変更をお願いするものであります。

初めに、ナンバー1のR-4号線につきましては終点の変更をお願いするものであり、変更の内容につきましては、変更前の終点、西馬場マ部2番地を東馬場お部45番地2に変更し、また延長につきましては1,381.1メートルを1,510.3メートルに変更したいものであります。

次に、ナンバー2のR-294号線につきましては、R-4号線の路線変更に伴い、既存のR-4号線の一部をR-294号線として路線番号を変更したいものであります。なお、起点につきましては西馬場井部33番地1、終点につきましては西馬場マ部2番地であり、延長につきましては760.7メートルであります。

また、55、56ページに当該路線の付近見取り図を掲載しております。確認くださるようお願いをいたします。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第82号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第83号 字の区域及び小字の名

称の変更について説明を求めます。

議案書は57ページから63ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、議案第83号 字の区域及び小字の名称の変更について説明をいたします。

これは、地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり字の区域及び小字の名称を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、東馬場地区の圃場整備事業の完成に伴い、隣接する地域との字の区域の変更並びに小字の名称を変更するものでございます。

なお、変更となる区域につきましては、東馬場のほか、隣接する区域として井田、最勝講、水白、小竹、尾崎、西馬場、能登部上の一部地域が含まれているものでございます。変更後の字及び小字については、議案書の59ページから63ページに載っております変更調書のとおりでございます。

なお、資料については図面を41ページに添付しているところでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第83号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めるとします。

議案書は65ページから75ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、65ペ

ージの議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

まず第1条でございますが、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億507万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ105億7,358万5,000円とするものでございます。

続いて、第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。

また、地方債の補正については第3条で、地方債の変更は第3表地方債補正によるというところでございます。

続いて、議案書の69ページをごらんいただきたいと思えます。

第2表債務負担行為の補正でございます。これは、ごみ収集運搬業務委託に係るもので、平成28年度も平成27年度に続き切れ目なくごみ収集運搬委託業務を委託するため、債務負担行為により平成27年度中に委託業者を決定して契約行為を行うため、限度額として4,500万円の債務負担行為の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、70ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。これは、教育施設石綿対策事業債として新たに1億2,310万円を限度額として補正し、補助災害復旧事業では480万円を増額して限度額を920万円とするものでございます。

教育施設石綿対策事業債は、励志館及び鹿西公民館の解体事業について、アスベスト除去対策を含んでいるため、一般単独事業債を起こすことにより特別交付税に元利償還金の40%分が措置されることが見込まれるため、今回、起債を起こすものでございます。

また、補助災害復旧事業につきましては、林道城石線の地すべり災害復旧について、補助金充当残部分について480万円の起債充当を行うものでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

歳入全般について説明を申し上げます。

まず、第13款、第14款の国庫支出金並びに県支出金については、補助対象事業費の増減等に伴い適正額を計上したものでございます。

このうち大きなものとしたしまして、74ページの農林水産業費県補助金の第1節農業費補助金では、機構集積協力金交付事業費補助金として4,352万円の増額補正となっております。

また減額の大きなものとしたしましては、戻っていただいて73ページの農林水産業費県負担金の第1節国土調査費負担金で、地籍調査費負担金が838万5,000円の減額となっております。これは、当初予算で見込んでいた補助金がつかなかったため838万5,000円を減額するものでございます。

次に、74ページの第16款寄附金でございますが、このうち中学校寄附金につきましてはライオンズクラブから中能登中学校のテレビ会議システム整備費に充当するために50万円の寄附があったものを計上させていただいたものでございます。これにより台湾の成功国民中学校とのテレビ会議による交流を進めたいと考えております。

また同じく、寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、8月から10月にかけて8名の方から73万円の寄附金があり、計上したものでございます。

次に、第17款繰入金でございますが、このうち財政調整基金繰入金は、起債や国県支出金の増額の計上により一般財源充当分としての財政調整基金繰入金が4,941万3,000円減となっているものでございます。

また、公共用施設維持補修基金繰入金27万6,000円の増につきましては、鳥屋学園プールの修繕費に充てるために基金を取り崩して繰り入れするものでございます。

続いて、75ページ。

第19款の諸収入でございますが、ここでは東馬場圃場整備事業が完了したことにより雑入において換地清算金として5,002万1,000円の増額計上となっているものが大きなものでございます。

また、企画課雑入のいしかわ県民文化振興基金助成金返還金50万円につきましては、石動山の文化活性化事業補助金として、歳出において町補助金と県補助金を含めて事業主体となる石動山を護る会に補助支出をするため、県の基金からの助成金については一旦実施主体となる護る会に入るため、ここで護る会から町のほうへ基金分を返還してもらおう分として50万円を計上しているものでございます。

また、過年度収入につきましては、平成26年度中に精算できなかった分について、合計309万7,000円を計上しております。

最後に第20款町債につきましては、さきの地方債補正のところで説明をさせていただきましたので省略をさせていただきたいと思っております。

歳入につきましては以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

議案書は76ページから86ページとなります。

堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、歳出の76ページをお願いしたいと思います。

まず議会費では、3細目議会運営費で2万5,000円の増額の補正をお願いするものでござ

います。これは今年度、他県からの議会の視察研修受け入れに伴うお茶代等を計上したものでございます。

続いて、4細目議会調査活動費でございますが、これは増減はありませんが、議会の全体視察研修、それから総務建設常任委員会、教育民生常任委員会の各視察研修の実施に伴い、節間の予算の組み替えを行うものでございます。

続いて、5細目の事務局運営費でございます。これも増減はありませんが、意見書や議会広報「とびら」の郵送料の不足に伴う節間の予算組み替えをお願いするものでございます。

次に、第2款総務費でございますが、まず第1目一般管理費の給与費でございますが、給与費全般にわたりまして、勤勉手当の支給のため不足する総務費、それから衛生費、農林水産業費、教育費、また特別会計等で必要とする分を増額補正を行わせていただいております。また、このほかに扶養手当、児童手当、通勤手当等で不足分についても増額補正を行わせていただいておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、2細目の一般管理事業でございます。200万円の増額の補正をお願いするものでございます。内容は、不足する臨時職員の賃金1名分として27万円、それから交際費では、今年度、町祭で台湾の基隆市長の来庁、また北陸新幹線等の開業に伴い、他県からの町村会や区長会などの視察研修の受け入れが多くなったことにより100万円の増額を交際費でお願いするものでございます。

積立金のふるさと応援寄附金については、さきの歳入の説明のとおりでございます。

続いて、77ページに移りますが、5細目の情報管理事業でございます。367万2,000円の増額の補正をお願いするものでございます。内容はシステム開発委託料でございます。内訳といたしまして、介護保険制度の改正に伴

うシステム改修費として345万6,000円。また、選挙権年齢が満18歳以上に変更となることに伴う選挙人名簿のシステム改修費として21万6,000円を計上しているものでございます。合わせて367万2,000円ということでございます。

なお、特定財源は、国県支出金10万8,000円は選挙システムの分、それからその他の諸収入345万6,000円は他会計からのものとなっております。介護特会からの収入となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 町田情報推進課長
〔町田穂高情報推進課長登壇〕

○町田穂高情報推進課長 それでは、議案書77ページ。

続きまして、2目1細目の広報広聴事業でございます。総額で375万8,000円の増額をお願いするものでございます。

主なものといたしましては、まず15節の工事請負費で210万6,000円の増額をお願いするものです。これは、北電やN T Tの電柱立てかえや道路工事などに伴いまして支障となる地域インターネットの伝送路等を移設するために必要な経費でございます。平成27年度の当初10件を見込んでおりましたが、11月末現在で9件の工事が行われ、今後も10件ほどの工事が見込みまれることから210万6,000円の増額をお願いするものでございます。

また、28節の繰出金は、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金で、新規加入世帯や集合住宅への光ケーブル引き込み工事に係るものが主なものでございます。165万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、第4目の財産管理費、4細目財産管理事業につ

いて説明をさせていただきます。1,200万円の増額の補正をお願いするものでございます。これは、さきの全協でも説明させていただきました現在町有地にある残土3,000立米を処分する費用ですが、実施に当たりましては町内での有効活用を前提にして弾力的に実施したいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 古川税務課長

○古川利宣税務課長 それでは、77ページの中段をお願いいたします。

2目賦課徴収費、1細目課税徴収事務事業の委託料で205万2,000円の増額補正をお願いするものです。これは、今年度より土地評価データ構築業務を行っておりますが、当初は平成27年1月1日時点での地図及び台帳データで構築を想定しておりましたが、国土調査4地区と換地登記があり、大幅に地図の更新が進み構築件数がふえたため、追加するものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、77ページの下段ですが、委託統計調査費の経済センサス活動調査費につきまして、県支出金の額の確定によりまして消耗品を2万7,000円増額補正をするものです。

よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、議案書の78ページをお願いいたします。

総務費、第6項監査委員費の第1目監査委員費、1細目監査事務運営費でございます。増減はありませんが、これは東京での監査委員研修において公用車の駐車料金で不足が生じたため節間の予算の組み替えをお願いするものでございます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 同じく78ページになります。

3款民生費、第1項社会福祉費、社会福祉総務費、2細目社会福祉事業でございます。21万1,000円の増額をお願いするものでございます。

内訳としまして、補助金、中能登町社会福祉協議会21万1,000円でございます。内容につきましては、社会福祉協議会の職員の給与システムのソフトウェアはマイナンバー制度に対応するものに入れかえの必要があるため、ソフトウェアの入れかえ費用と必要な機器の導入に係る費用について補助金の増額をお願いするものでございます。

その下になりますけれども、3細目臨時福祉給付金給付事業13万5,000円の増額をお願いするものです。国県等返還金で13万5,000円でございます。これにつきましては、平成26年度の当事業の実績が確定したことにより返還が生じたものでございます。

それから次、2目障害者福祉費、3細目自立支援事業でございます。1,707万6,000円の増額をお願いするものです。

内訳としましては、13節委託料、地域生活支援事業に164万5,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、この事業の中の日中一時支援事業の利用者が増加したことによるものと、放課後デイサービスの利用上限日数を超える方がおいでるために増額となったものでございます。

それから、20節扶助費の中で介護給付費1,031万7,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、生活介護費で利用者2人増になったことにより給付費の増加が見込まれるために増額をお願いするものです。

それから訓練等給付費で324万6,000円の増額につきましては、グループホーム利用者が1人ふえたことによります給付費の増加見込

みを計上させていただいたものでございます。

それから一番下になりますけれども、障害児施設給付費ということで315万円の増額となります。これにつきましては、放課後デイサービスの利用者の増と利用日数の増が見込まれるために増額をお願いするものです。

そのページ一番下になりますけれども、5細目認定調査等費につきましては2万2,000円をお願いするものです。内訳としましては手数料、医師意見書作成ということで、当初26件見込んでいたものが31件の増ということで、5件増になることによりお願いするものです。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書79ページをお願いいたします。

上段のほうになります。

3款民生費、3目老人福祉費、2細目老人福祉事務事業でございますが、これは介護保険特別会計への繰出金179万円の増額をお願いするものでございます。内訳としましては、介護報酬の改正に伴うシステム改修費の町負担分であります。

説明は以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 同じく79ページになります。

3款民生費、第2項児童福祉費、2目保育園運営費、2細目保育園運営費で1,241万3,000円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、11節の施設修繕料に200万円をお願いするものです。これにつきましては、たんぼ保育園の温風暖房機、ウッドデッキ、さくら保育園のボイラー等の修繕に要するもので、また今後見込まれる修繕費等も見込んでお願いするものでございます。

それから、19節補助金、とりやのの保育園に係る補助金でございます。保育園運営費負担金ということで1,380万円をお願いするものです。これは、子ども・子育て新制度により延長保育事業の基本額が運営費に組み込まれたことや標準時間が11時間になったことにより基本単価が増加されたことによる増額でございます。

それから、延長保育事業394万3,000円の減額につきましては、上段の運営費の中に組み込まれたために減額をするものでございます。

1つ飛ばして、健やかふれあい保育事業、県補助分で68万7,000円を減額するものです。これは県の補助対象となる軽度の障害児の受け入れがなかったことで、これを減額するものでございます。

それからその下になりますけれども、健やかふれあい保育事業（町単）で79万円の増額をお願いするものです。これにつきましては、中度の障害児、特別児童扶養手当受給者、11月までは1名でしたけれども11月より2名に増加し、1名分の増額をお願いするものです。

説明は以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、79ページ一番下段になります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、1細目の感染症予防事業で、13節委託料で定期予防接種221万4,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、インフルエンザの予防接種の単価が3,710円から4,250円に改定されたものでございまして、65歳以上を対象とする予防接種分として4,100人分掛ける値上げ金額の540円相当分を増額するものでございます。

このインフルエンザワクチンにつきましては、ウイルスのタイプですけれども、A型2

種類、B型1種類の3種類ということでしたが、今回はA型2種類、B型2種類、4種類のタイプに対応するというので予防効果上がるものでございます。

次に、80ページをお願いいたします。

3目の環境衛生費でございます。1細目環境衛生事業、19節で補助金でクリーンエネルギー等推進事業におきまして90万円の増額をお願いするものでございます。これは太陽光発電システム導入促進事業の補助金として、今後の不足額として1件18万円掛ける5件分の増額をお願いするものでございます。

次に、4目の母子保健費、1細目の母子保健事業でございますけれども、23節で国県等返還金ということで、平成26年度未熟児養育医療事業補助金の返還金として10万円の増額をお願いするものでございます。これは過年度事業の補助金の額の確定により増額をお願いするものでございます。

次に、2目の老人保健医療費、1細目の後期高齢者医療事業で28節の繰出金、後期高齢者医療特別会計で96万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは保険料の軽減相当額に充てる保険基盤安定負担金の決定による繰り出しで、財源につきましては県が事業費の4分の3の72万1,000円、残り4分の1の24万1,000円を町が負担し繰り出すものでございます。

次に、その下になります。4款2項清掃費でございます。1目の清掃総務費でございます。1細目清掃事業費で581万円の減額をお願いするものでございます。

内訳ですけれども、13節の委託料でございます。ごみ収集運搬で285万円の減額、指定ごみ袋製造等で215万9,000円の減額ということで、いずれも契約額の確定による減額でございます。その下でございます。七尾市のごみ処理費として65万3,000円の減額ということでございます。

内訳でございますが、ななかりサイクルセ

ンターの人件費の実績見込みで78万6,000円の減額、また中央埋立場のコンパクターの整備事業の精算により36万1,000円を減額するもの。また新たにですけれども、ごみ処理施設更新整備調査費ということで49万4,000円を増額するものでございまして、合わせて65万3,000円を減額するものでございます。

4款については以上でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

〔加賀忠夫農林課長登壇〕

○加賀忠夫農林課長 同じく80ページをお願いします。

下段の第6款農林水産業費、第1項1目1細目の農業委員会費で、13節の委託料の農地基本台帳システム保守の確定に伴いまして20万6,000円を減額し、12節の通信運搬費に農地パトロールの結果を踏まえまして今年度を実施します遊休農地の利用意向調査約900筆分の郵券代として同額の20万6,000円を増額するもので、節間での組み替えによる補正でございます。

次に、81ページの2目1細目の地域農政推進対策事業費で、補助金に4,432万円の増額補正で全額国庫補助金となります。

内訳ですが、19節の補助金で機構集積協力金交付事業に4,352万円の増額です。これは地域集積協力金としまして2,792万円、それから経営転換協力金に1,000万円、耕作者集積協力金に560万円、3つの協力金をそれぞれ地区や組織、農家へ交付するものであります。また、農業経営法人化等支援事業の80万円は、農業法人化支援としまして1組合に40万円、農業組織化支援としまして2地区にそれぞれ20万円の補助を予定しております。

次に、2細目の農業総務費で82万1,000円の減額であります。28節で農業集落排水施設に係ります下水道事業特別会計への繰出金としまして、事業費の実績によるものであります。

次に、3細目の農業施設管理費で、11節の

消耗品費5万7,000円の増額補正です。内訳は、農村環境改善センター「パルみおや」の多目的ホール天井照明器によります水銀灯の費用であります。

次に、4目1細目の農業振興費では45万円の増額補正で、全て一般財源であります。

内訳ですが、8節報償金で、当初に町農産物等特産品化支援委員会謝礼を24万円予算化をしておりましたが、道の駅活性化委員会でJA能登わかばと共同で10月に立ち上げております織姫ファイトプロジェクトで特産品化の取り組みを行うことがより効果的と判断しまして、カラー野菜等専門講師を招きましての推進を図るために、特産品化支援委員会謝礼24万円を全額減額しまして組み替えをしまして、道の駅活性化委員会等講師謝礼に8万円と、その特別旅費としまして1万円を増額するものであります。

また、19節補助金では魅力ある園芸品目育成事業に60万円の増額補正をするもので、これは、道の駅の農産物直売所へ出荷することを条件としまして、耐雪型園芸施設として、これまで100平米以上のパイプハウスの購入費を町とJA能登わかばさんと合わせて2分の1を補助する制度でありましたが、さらに道の駅への出荷増量と冬季間での取り組み農家への所得増額を目指しまして、35平米以上の耐雪仕様によるパイプハウス購入も対象とするよう一部補助要項を改正し、条件緩和をしたものであります。現在、JA能登わかばでは希望者を募ったところ既に9件の申し込みがありまして、この制度の購入後の実績で補助することになりますので、今後さらに希望者が増加すれば補正予算で対応したいと考えております。

次に、2細目の日本型直接支払制度事業では12万8,000円の減額補正です。

内訳ですが、7節の臨時雇賃金の52万6,000円と9節の普通旅費の10万6,000円を減額しまして、13節委託料で多面的機能支援事

務業務で50万4,000円を増額補正するものです。これは多面的機能支援事務を昨年度までは町独自で臨時雇用により業務を行っていましたが、今年度から効率を高めるために、直接業務を実施しております石川県土地改良事業団体連合会へ全面的に業務を委託することになったもので、予算の組み替えによる減額補正になります。

次に、82ページをお願いします。

上段で7目農地費、3細目の県営土地改良事業費では5,002万2,000円を増額補正で、県営圃場整備事業東馬場地区の事業完了での換地処分に伴いまして、換地清算金といたしまして石川県並びに地区へそれぞれ半額の2,501万665円を支出するもので、同日、清算としまして歳入にも同額の収入扱いとなっております。

次に、8目の国土調査費、1細目の地籍調査事業費では913万4,000円の減額補正です。これは、国の地籍調査事業費の予算減額確定によりまして当初見込んでいました事業費が減額となりましたので、それに伴う歳出の減額措置をそれぞれ行ったものであります。

次に、第2項林業費、1目1細目の林業総務費ですが1万4,000円を増額補正をお願いします。内訳としまして、19節負担金で、石川県山林協会の負担金が町の林業事業費による負担金の配分計算の確定に伴いまして増額となったものであります。

次に、2目1細目の林業振興費で、13節委託料に桜並木等保全管理業務450万円を新たに増額補正するものです。これは、町内公有地にあります桜並木で、住居地に近く地域の方々が親しんで散策されています並木を整備するもので、合併前から旧町でそれぞれ整備造成されました桜等の街路樹が20年程度経過しております。今は大きくは育っておりますが、枝も生え放題で病気等で枯れた樹木も発生しており、今回、春先前に町木である桜を整備したいと考えております。

整備箇所としましては、徳前地区から金丸地区にわたる長曾川堤防付近の桜並木、それと鹿西地区のカルチャーセンター飛翔付近の排水路沿いの桜並木、また鳥屋地区の良川地内の排水路沿いの並木で、桜約400本とほかの樹木等の枝打ち、剪定作業をしまして、町木の桜を適正に管理、保全を行うことで景観を生かした美しいまちづくりを図りたい目的で補正予算の計上をしたものであります。

農林水産業費は以上であります。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 次に、82ページの下段であります。7款商工費の2目観光費で553万4,000円を増額するものです。内訳といたしましては、工事請負費におきまして、眉丈が丘休憩所のあずまやが長年の風雪によりまして木造部分において腐食などが見られますので柱の取りかえやベンチの加工などの修繕を行うとともに、現在使用されていない眉丈が丘の浄化槽などの撤去工事を行うものであります。

次に、補助金といたしまして、いしかわ県民文化振興基金を活用して石動山を中心とした文化活性化事業を行いたいものです。なお、この事業は3カ年を継続して行う事業で、本年度は初年度に当たりますが、石動山の講座の開催や、石動山の建物を古絵図をもとにした立体化した鳥瞰図を作成したいものであります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 高橋参事兼土木建設課長

○高橋孝雄参事兼土木建設課長 同じく83ページになります。

8款土木費、1目土木総務費では46万9,000円の減額をお願いします。下水道事業特別会計の減額補正に伴いまして、28節の繰出金46万9,000円の減額をお願いします。

次に、4目除雪費では1,320万円の増額を

お願いいたします。近年、タイヤショベル等除雪に対応できます建設機械の夏場の利用が大変少ないことから、県では、これまでの年間稼働日数である365日を150日に変更し固定費の改正を行うことといたしました。このことから、当町におきましても除雪体制の安定的、継続的な確保を図る観点から県に準じまして固定費の見直しを行いたく、13節委託料1,320万円の増額をお願いするものであります。

次に、1目の町営住宅管理費では130万円の増額をお願いいたします。長年にわたり居住されておられた方の退去に伴います修繕料、また経年劣化に伴います設備の修繕料が増加しておりますことから今後の施設修繕料の不足が見込まれ、130万円の増額をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 続きまして、同じく83ページ。

第9款消防費、1目1細目消防総務費でございます。126万3,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

まず委託料でございますが、消防職員の訓練等によりまして時間外勤務手当に不足が生じるため、七尾市への委託料として消防本部運営費として11万8,000円、中能登消防署運営費で38万5,000円の増額をお願いするものでございます。

また、19節の交付金でございますが、地区自主防災訓練活動費76万円ですが、町内各地での防災意識の向上が見られ自主防災訓練が活発に実施されました。これまでに23件実施され、今後も1件実施される予定でございますが、そのような数ということで不足を生じ、76万円の増額の補正をお願いするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
〔植田一成教育文化課長登壇〕

○植田一成教育文化課長 84ページをお願いいたします。

10款1項2目2細目の学校教育事務局費でございます。金額の増減はございません。財源につきましては、先ほど歳入のほうにも説明がありましたけれども、中能登ライオンズクラブ様より50万円の寄附がございましたので、寄附に50万円を充当いたしまして一般財源を50万円減額しております。

なお、あすでございますけれども、中能登中学校におきましてテレビ交流システムの開始式が行われ、交流が開始される予定でございます。

それから、右のほうの8-3でございますけれども、報償品ということで児童生徒の作品教育長費6,000円、それから紀宝町のほうへ教育委員が出向きまして学校訪問しましたときの土産代等が3万1,000円の増額でございます。この分として、8-1のほうで報償品のほうで3万7,000円の減額をしております。

続きまして、4細目の旧学校施設管理費でございます。これも金額の増減はございません。

11-7ということで施設修繕料で旧の鳥屋中学校の煙の探知機、それから誘導灯の修繕が6万2,000円でございます。それから、18節のほうでは備品購入費ということで、旧の鳥屋中学校、旧の鹿西中学校の消火器の備品の購入でございます。これが33万5,000円の増額ということで、委託料のほうで39万7,000円の減額をしております。

それから続きまして、2項1目2細目の小学校管理費でございます。これにつきましても金額の増減はございません。財源につきましても先ほど歳入のほうで説明がありましたけれども、鳥屋学園プールの漏水の修繕工事ということで、これを74ページの公共用施設

維持補修基金繰入金を充てております。

それから、8-3のほうで報償品でございますけれども、各学校のほうから団体とかグループのほうで品物をおあげするというところで報償品3万6,000円の増額でございます。

それから12-3では、消防の点検がございまして、そのときに耐火試験のホースの手数料として6万5,000円の増額でございます。

あと8-1、15につきましては、それぞれ減額をしております。

続きまして、85ページをお願いいたします。

3項中学校費の1目1細目中学校管理費で8万3,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、中能登中学校の昇降機、エレベーターの保守点検、校舎棟とアリーナ棟の保守点検で8万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長
○百海和夫生涯学習課長 同じく85ページになります。

4項社会教育費、3目図書館費の1細目図書館活動推進事業でございます。147万1,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、臨時雇賃金ということで147万1,000円の増額です。パート職員等賃金の単価改定による不足分の計上でございます。

次に、4目の社会教育施設管理運営費でございます。4細目カルチャーセンター等費で3,797万6,000円の増額をお願いするものでございます。

これにつきましては、15節の工事請負費でございます。3,797万6,000円の増額でございます。これは鹿西公民館の解体工事におけるアスベスト処理などに係る工事費用の増額分の計上でございます。財源の内訳といたしましては、地方債で5,680万円の増、そして一般財源では1,882万4,000円の減額となってお

ります。

次に、一番下段でございます。第5項保健体育費、1目保健体育総務費、2細目体育施設維持管理事業でございます。これは補正はございませんが、財源内訳の補正でございます。地方債で6,630万円の増額、そして一般財源で6,630万円の減額となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長
○加賀忠夫農林課長 86ページをお願いいたします。

第11款の災害復旧費、第1項2目1細目の林道災害復旧事業費で、額の増減はありませんが財源内訳の組み替えによるものであります。林道城石線等の災害復旧事業費の実績等によりまして、県支出金を993万円、地方債を480万円増額し、一般財源を1,473万円減額措置するものであります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出についてのただいまの説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

若狭議員

〔12番（若狭明彦議員）登壇〕

○12番（若狭明彦議員） ただいま説明があったわけでございますが、85ページのカルチャーセンター等のことで鹿西公民館のアスベストの工事の件なんです、3,797万6,000円の補正なんです、当初は二千九百何ぼというふうな業者見積もりがあったということなんです、それによってまた六千何ぼになったんですが、この減った原因、説明願います。

それと、中身についてどうなのかなということ。くいが減ったというふうな、くいが幾ら減ったのかと。ただトータルだけの説明では理解できないんじゃないかなと思いますので、その明細をお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長
○百海和夫生涯学習課長 若狭議員の質疑にお答えします。

くい抜きに係る経費、直接工事費であります。561万2,000円の減額、それとその他に必要経費等々を合わせて約670万円余り減額をさせていただきました。

それと、くいの本数等については、今手元に資料がございませんので後ほど返答させていただきます。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） それと、この間もちらっと課長の説明もあったわけですが、足場なんかもせないかんという設計事務所の打ち合わせというふうな設計屋さんの話もあったと思うんですが、そういう設計同士の打ち合わせでここまで見ましようねとかそういうことよりも、実際現地を見て、どういう壊し方すればこうなりますよと、こういう壊し方すれば安く上がりますよとかいうことがあると思うんですよね。新しいものをつくるときには必ず足場なくては外壁張れないとか、これは当然のことなんですが、その点も含めて数字的にまた説明をお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長
○百海和夫生涯学習課長 若狭議員の再質疑にお答えします。

設計業者の解体の実施設計の業務につきましては、一応足場等につきましては全部しなければならぬというふうなお話であって、その状況にも応じるというふうなお話。それと場所等によっても風よけのものとか音を遮るものとか、そういうふうなお話があったかと思うんですけれども、それで平均的なもの

を設計に入れているというお話であったかと思えます。

それと、先ほどのくいの本数でございますが、全部で62カ所、延べ958メートル。くいの大きさは30センチのものが大部分であり、45センチのものも2本ございました。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 後からまた資料ということでございますのでそれでいいんですが、町長も建築士の資格を持っていてプロやということになっておりますので、その点も精査して、どういう壊し方すれば安上がるんだろうなということも踏まえていただければいいんじゃないかなと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

諏訪議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） 農業振興費について質問いたしたいと思えます。

魅力ある園芸品目育成事業、今年度の当初予算で160万円、そして先ほどの説明ではさらに補助金として60万円上乗せすると。

魅力あるということになってくると、ハウスの中へ何を入れるか。ハウスの建設が目的ではないはずですが、これはあくまでも手段ですが、どのようなことに取り組もうとしておいでなのか、指導しているのか、伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長
○加賀忠夫農林課長 諏訪議員の質疑にお答えをします。

魅力ある園芸品の話ですが、これまではハウス、JAさんと補助を分かち合いまして、道の駅へ野菜類、そういったものを出していただく予定で補助をしておりました。

これからは、道の駅とも話、それからJAとも共同でお話をしまして、カラー野菜に少

し力を入れたい。カラー野菜イコール健康野菜としてこれから推進したいという目的を持ってございます。

そういう中で、先ほどもご説明しましたが、織姫ファイトプロジェクト、いわゆる生産者の人たちで立ち上げしましたそういう会の会員の皆様で、いろいろお互いに指導しながら、ハウスの補助は道の駅へ必ず出してくださいということを経営に補助しますので、カラー野菜を道の駅長、田中駅長が前から取り組んでおられますので、そういったことを中能登農林総合事務所の農業振興部の普及員も力を入れていただいて、一緒にカラー野菜、健康野菜で少し中能登の道の駅を売り出したいと今考えております。

そういったことをご説明して、今9人の方が小さいハウスでも耐雪用のハウスをこれから購入したい。それでこれからそういう生産をやっていききたい。町とJAにとりましてもそういった生産者の普及活動に、生産されるための栽培のいわゆるご指導、それから助言、そういった協力を惜しまなくやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） とにかく道の駅へ町内の特産物、魅力ある野菜。かけ声はいいけれども、なかなかいつ行っても見当たりません。そういうことから、ハウス建ててすぐうまくいくとは思ってはいませんが、やはりその方向へ指導をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

林議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） 78ページです。

障害者福祉費ということで、一番下の障害児施設給付費、これについてちょっと具体的

にもう一度説明願えませんでしょうか。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長

○平岡重信住民福祉課長 林議員の質疑にお答えします。

78ページの障害児施設給付費の中身でございますけれども、この中には、315万円の中には3つの事業がございます。

1つ目といたしましては、放課後のデイサービス事業。これが一番大きなものでございまして、金額的には374万円ぐらいを増額しております。これにつきましては、障害児の放課後、学校後、施設へ行って家庭の方が迎えにくるまで施設で過ごすという、そういう事業でございます。今年度、つばさにおいては夢ういんぐという事業所を立ち上げて町内で行っておりますが、七尾市内においても幾つかの事業者がこういう事業を行っているわけでございます。

それから発達障害支援等相談支援給付費、そういうものの事業量の減が見込まれますので60万円ぐらいの減額をしております。

そういうことで、一番大きなものとしては学校終わった児童の放課後のデイサービスを利用するという事業でございます。

○2番（林 真弥議員） よろしいです。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 先ほどの加賀課長の説明あったと思うんですが、ちらっと聞き漏らしたかもわかりませんので、もう一回説明をお願いします。

82ページ、国土調査費、地籍測量で730万の△なんですよ。これについて、なぜこういうふうになっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 若狭議員の質疑にお答えしたいと思います。

国土調査費の地籍調査費、13節委託料の地

籍測量730万円。これは先ほど歳入でも総務課長が言われましたし、私からも言いましたように、当初、予算を組んだときに国土調査費の地籍調査事業費は石川県からの内示がありまして、当初予算の予算額をいただく予定にいました。

ただ、前にも一度説明したことがあります。全国的に東日本大震災を受けまして、南海トラフ、いわゆる関東地区の地震に備えて関東地区のほうに、日本海側じゃなくて太平洋側の地籍調査を早く進めたいという国の意向がありまして、石川県のほうが、裏日本という言い方は変ですけども、予算がつきづらくなりまして、当初見込みました予算が減額となりました。

そこで一応730万円の減額は、現在、能登部上的一部分、それから鹿島では尾崎、それから鳥屋地区ではちょうど良川が全体終わりました良川の最後の沖と黒氏の一部を入れてございます。その3地区の委託の地籍測量が終了、今回やりましたが、その事業費を精査して確定しましたところ730万円、補助もいただけないものですから減額をさせていただいたという形でございます。

以上です。

○12番（若狭明彦議員） わかりました。

○議長（甲部昭夫議員） ほかがございせんか。

土本議員

〔1番（土本 稔議員）登壇〕

○1番（土本 稔議員） それでは、85ページ、社会教育施設管理運営費の公民館の増額ですけども、当初予算時から大幅な増額要素がなぜ見抜けなかったのかという、このことについて伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 百海生涯学習課長

○百海和夫生涯学習課長 土本議員の質疑にお答えします。

当初予算での見積もりの甘さというような形で、そのことかと思えます。確かに当初予

算では2年前の一業者の見積もりをもとに積算をしてしまいました。それで今回、解体をするに当たり、アスベスト等の処理のこともあり精査したところ、今回のような金額になりました。

当初の予算の見積もりが甘かったということで、大変申しわけございませんでした。

○1番（土本 稔議員） 以上です。

○議長（甲部昭夫議員） ほかがありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第85号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は87ページから91ページになります。

長元参事兼保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、議案書の87ページをごらんになっていただきたいと思えます。

議案第85号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,679万2,000円とするものでございます。

それでは、90ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

第3款の繰入金で2目の保険基盤安定繰入金ということで96万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、91ページをごらんになっていただきたいと思えます。

歳出でございます。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。第1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1細目の後期高齢者医療広域連合納付金で、19節の負担金で

保険基盤安定負担金で96万2,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては一般会計のほうにも一部ご説明申し上げましたが、保険料のうち均等割の軽減相当額の決定による負担額を増額するものでございまして、一般会計から繰り入れた額をそのまま後期高齢者医療広域連合に支払うものでございます。

以上、中能登町後期高齢者医療特別会計の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第85号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は93ページから97ページとなっております。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、議案書93ページをお願いいたします。

議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,877万円とするものでございます。

それでは、議案書96ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

2款国庫支出金、4目介護保険事業費補助金で172万7,000円の増額でございますが、これは介護報酬の改正に伴うシステム改修費の国補助分であります。

続いて、6款繰入金、5目その他一般会計

繰入金で179万円の増額でございますが、主に介護報酬の改正に伴うシステム改修費の町負担分であります。

次に、議案書97ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費で345万6,000円の増額でございますが、介護報酬の改正に伴うシステム改修費の増額を行うものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第86号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は99ページから106ページとなります。

北野上下水道課長

○北野 均上下水道課長 それでは、議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,459万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,221万円とするものであります。

第2条、債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。

第3条では地方債の補正。地方債の補正は第3表地方債補正によるものであります。

次に、101ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。まず中能登町公共下水道処理施設維持管理業務委託で4,700万円、その下、中能登町農業集落

排水処理施設維持管理業務委託で900万円、それからその下になります。中能登町公共下水道処理施設に係る産業廃棄物収集運搬・処理業務委託で3,400万円、その下になります。バイオメタン発酵施設建設工事に伴う施工監理業務委託で700万円、それぞれ限度額を設定するものであり、期間はいずれも平成28年度までとするものであります。

なお、この業務は平成28年4月1日から年間を通して維持管理などが必要であるために12月補正をさせていただき、来年3月までに契約、それから入札執行並びに契約締結を完了したいものであります。

次に、102ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。特定環境保全公共下水道事業債で、限度額4億1,830万円から480万円を減額いたしまして4億1,350万円とするものであります。交付金の減額に伴いまして事業費の減によるものでございます。

次に、104ページをお願いいたします。

歳入であります。

3款1項1目1節の社会資本整備総合交付金で850万円の減額です。これは交付金の額の確定によります減額措置であります。

それから、その下になります。4款1項1目1節の一般会計繰入金では129万円の減額です。事業債利率の利率の確定や、それから事業費の確定によるものでございます。

次に、7款1項1目1節の特定環境保全公共下水道事業債で480万円の減額であります。交付金の額の確定によりまして事業費の減に伴うものでございます。

次に、105ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項2目1細目の公共下水道施設管理費で137万2,000円の減額をお願いするものです。内訳といたしましては、光熱水費で200万3,000円の減額です。これは、施設の統廃合事業によりまして公共下水道処理施設へ流

してあります。集落排水施設3カ所とマンホールポンプ場7カ所分のふえた量の汚水を処理するための電気料がほぼ確定したことによりまして減額をさせていただきたいというものでございます。また、そのほか公課費で63万1,000円の増額をお願いするものです。消費税並びに地方消費税の申告額の確定によるものです。

その下になります。3目2細目の農業集落排水施設管理費で15万円の増額をお願いするものです。廃止予定の鹿島北部浄化センター及び鹿島西部浄化センター、両施設に係ります浄化槽等の清掃業務に不測の日数を要したために電気の休止手続を延長して行ったということによる増額補正であります。

また、施設修繕料で300万円の増額をお願いするものです。これは、鹿西東部浄化センターにあります汚泥返送ポンプの2台のうち1台が故障して停止している状態です。このことから汚水処理施設維持管理委託で300万円を減額いたしまして、施設修繕料への組み替えを行いまして早急に対応させていただきたいというものであります。よろしく願いいたします。

106ページをお願いいたします。

2款1項1目2細目社会資本整備総合交付金事業の委託料で1,164万2,000円の減額をお願いするものです。

内訳といたしましては、13節委託料になりますが、水処理施設改築更新設計で532万8,000円の減額。これは鹿島中部クリーンセンターの機械設備改築実施設計業務、それから耐震補強設計業務に係るものであります。また、下水道事業業務継続計画策定で84万4,000円の減額であります。それぞれ交付金の減額並びに業務委託費の精算によるものでございます。また、工事監理委託料では300万円の増額をするものです。これはバイオメタン発酵施設建設工事に伴います建築に係る施工監理業務でありまして、先ほど債務

負担行為の設定でも説明しました700万円と合わせまして今年度中に発注をしたいというものでございます。

また、工事請負費では815万円の減額です。鹿島中部クリーンセンター耐震補強工事など、交付金の額の確定に伴いまして減額をするものです。

次に、2目1細目の農業集落排水事業費の委託料で76万4,000円の減額をお願いするものです。施設の機能診断及び最適化構想策定業務の精算による措置でございます。

続いて、3款1項2目1細目の公共下水道事業債利子で124万5,000円、それから2細目の農業集落排水事業債利子で20万7,000円、それぞれ減額をお願いするものです。借入利率の確定によるものです。

以上であります。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第87号について質疑の方はございませんか。

若狭議員

〔12番（若狭明彦議員）登壇〕

○12番（若狭明彦議員） ただいまの課長の説明では、101ページ、バイオマスメタン発酵施設建設工事に伴う施工監理業務委託、この700万なんです、28年度ということは来年の予算です。と、いいますと、この間の施設の入札したのはいつやったか、幾らにしたか。そのときに設計あった。設計あったら設計者にこの監理費が入ってないのか入っていたのかどうかということ。

当然入っておれば最初から完成するまでの監理料があるはずなんですよ。普通、建設なら。年度末に一回切って、さあ来年は来年度監理委託というのはないと思うんですが、その説明をお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 北野上下水道課長
○北野 均上下水道課長 若狭議員の質疑にお答えをいたします。

まず、9月に契約いたしましたメタン発酵

施設の建築工事の中に監理料は入っていたかという質問だったと思いますが、その中には監理料は含まれておりません。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 監理料が含まれておらないということなんです、9月に入札した。今、着工していますよね。ということは、今誰も監理している人がいないということなんです、どういうことなんです。

○議長（甲部昭夫議員） 北野上下水道課長
○北野 均上下水道課長 若狭議員の再質問にお答えいたします。

監理につきましては、これから発注ということになりますので、現段階では入っていないということになります。

よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） これは町長に聞かないかんがかもわからんけど、建物を建てる時に設計するときには監理料を含んで入札して設計決めるんじゃないんですか。だから今もう工事着工しておるとしたら、当然くい打ちか何かあると思うんですよ。ということは、最近にぎわせているとおり、くい監理は誰もしてないということに判断されるんですが、どうなんです。

これは町長のほうが。建築のプロやから町長に聞いたほうがいいがかもわからんし。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 設計をするときには設計、そしてその金額に応じて監理料も入れてやるのが大体常識でございます。

今聞いたところ、設計はあれしたけど、まだ監理料は入っておらんということで、まだくい打ちまで行っておらん。そういう中で、工事の進行状況に応じて早くしなければならんのではないかなと、そう思っております。

本来からいえば、設計、そして監理料、そして工事着手するときには全て終わっておら

なければならぬわけでありましてけれども、現在のところはそこまで行っていないというようにことなので、これからしっかりと見てあげます。当然入っておるもんだと私も思っておったんですけれども、そんな状況だそうです。

あんたもプロやから、その辺はわかると思います。まだ工事もそこまで進んでいないということも現実でありますので、しっかりと監理料も入れて、そんなことのないようにやってみます。

○議長（甲部昭夫議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 私も建築のちょっこの資格しかないんですが、町長は物すごく幅広く、レパトリーも広いし何しておいでるんですが。ということは、今の進捗はどこまで行っておるんですか。

○議長（甲部昭夫議員） 北野上下水道課長
〔「4回目でないか」の声あり〕

○12番（若狭明彦議員） 議長、どうですか。やめますか。

○議長（甲部昭夫議員） 3回ということで一応やめておきます。

○12番（若狭明彦議員） ほんならあと一般質問でもまたさせていただきます。

ありがとう。

○議長（甲部昭夫議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第88号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は107ページから111ページとなります。

町田情報推進課長

○町田穂高情報推進課長 それでは、議案書の107ページをお願いいたします。

議案第88号 平成27年度中能登町ケーブル

テレビ事業特別会計補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,433万8,000円とするものでございます。

110ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

第2款使用料及び手数料は、放送サービス利用料の滞納繰越分36万8,000円でございます。これは額の確定によるものでございます。

第4款繰入金は、一般会計からの繰入金165万2,000円でございます。

続いて、111ページ、歳出でございます。

1款1項1目1細目の給与費につきましては、職員の通勤手当及び勤勉手当として40万の増額をお願いするものでございます。

また、2細目の管理費につきましては、放送サービス利用料の滞納繰越分36万8,000円の歳入増に伴い、一般会計からの繰入金36万8,000円を減額するものでございます。

2款1項1目1細目の施設整備事業費では、新規加入世帯や集合住宅への光ケーブル引き込み工事が当初の見込みより多くなると思われることから162万円の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わりました。議案第88号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、議案第89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は113ページから115ページとなります。

北野上下水道課長

○北野 均上下水道課長 それでは、議案第

89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正
予算であります。

第2条、収益的支出であります。予算書
第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正
するものです。支出、第1款1項営業費用で
10万円を増額いたしまして、トータルを4億
36万4,000円とするものであります。

第3条、予算書第9条の次に次の1条を加
えるものであります。第10条としまして、債
務負担行為をすることができる事項、期間及
び限度額は次のとおり定めるものでありま
す。まず上水道施設維持管理業務委託で限度
額を570万円、それから水質検査業務委託で
限度額を440万円とするものであり、期間
はいずれも平成28年度までとするものであり
ます。

なお、この業務は平成28年4月1日から年
間を通しての維持管理などが必要であるため
12月に補正をさせていただき、来年3月まで
に入札執行並びに契約締結を完了したいとい
うものでございます。

次に、115ページをお願いいたします。

収益的支出であります。1款1項1目の
総係費であります。手当といたしまして10
万円の増額をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（甲部昭夫議員） 説明が終わしまし
た。議案第89号について質疑の方はございま
せんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようでありま
す。

以上で議案の説明及び質疑は終結します。

ここで、委員会付託表を配付しますので、
暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 会議を再開しま
す。

ここで、執行部の議案の一部訂正の申し出
があり、発言を許します。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 暫時休憩します。

午後3時29分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 再開します。

ただいまの訂正の件は取り消します。

◎常任委員会付託

○議長（甲部昭夫議員） 日程第5 常任委
員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第71号
から議案第89号及び請願第8号並びに請願第
9号につきましては、会議規則第39条の規定
により、お手元に配付しました委員会付託表
のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付
託したいと思っております。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めま
す。

よって、委員会付託表のとおり、各常任委
員会へ付託することに決定しました。

◎休会決定の件

○議長（甲部昭夫議員） 日程第6 休会決
定の件を議題とします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査等のため、12月11日から
15日までの5日間、休会としたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めま
す。

よって、12月11日から15日までの5日間、
休会とすることに決定しました。

◎散 会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で本日の日程
は終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後 3 時33分 散会

平成27年12月16日（水曜日）

○出席議員（13名）

1番	土本 稔	議員	8番	宮下 為幸	議員
2番	林 真弥	議員	10番	甲部 昭夫	議員
3番	中川 秀平	議員	11番	古玉 栄治	議員
4番	山本 孝司	議員	12番	若狭 明彦	議員
5番	笹川 広美	議員	13番	坂井 幸雄	議員
6番	南 昭榮	議員	14番	作間 七郎	議員
7番	諏訪 良一	議員			

○欠席議員（1名）

9番	亀野 富二夫	議員
----	--------	----

○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	加賀 忠夫
副町長	廣瀬 康雄	上下水道課長	北野 均
教育長	池島 憲雄	住民福祉課長	平岡 重信
参事兼総務課長	堀内 浩一	長寿介護課長	道善 まり子
参事兼土木建設課長	高橋 孝雄	会計課長	正谷 智
参事兼保健環境課長	長元 健次	教育文化課長	植田 一成
企画課長	高名 雅弘	生涯学習課長	百海 和夫
情報推進課長	町田 穂高	教育文化課担当課長	林 大智
税務課長	古川 利宣		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

” 水 田 祥 代

○議事日程（第2号）

平成27年12月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（甲部昭夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（甲部昭夫議員） 日程第1 一般質問

これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は1時間でありますので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては的確な答弁をお願いいたします。

それでは、発言順に質問を許します。

最初に、8番 宮下為幸議員

〔8番（宮下為幸議員）登壇〕

○8番（宮下為幸議員） おはようございます。

12月議会に向けまして2つの質問をしたいと思います。1点目は英語の日常化を目指して、2番目は子育てについて。

英語の日常化を目指してについては、1番目には各小学校の状況はどうなっているのか。ALTの活動状況は、中学校卒業までの英検取得予定はどのように考えているのか。中学校ではグローバル化した社会を見据え、読む、書く、話す、聞くといった4技能入試の重要性を大切に授業をしているかを聞きたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほど宮下議員の英語の日常化を目指してに関するご質問をいただき

ました。

4点ばかりありまして、まず第1点目ですけれども、各小学校における英語の学習状況はどうなっているのかということでありました。

小学校、町内3校あるわけですが、5年生、6年生は、外国語活動の時間に英語を週1時間、年間にして35時間学習をしております。小学校3校とも文部科学省が作成しました「Hi, friends!」という教材を使っておりまして、授業の形態は先生と外国語指導助手であるALTの2人での英語の学習となっております。

主な狙いですがけれども、ネイティブな音声や表現になれ親しむこと、またコミュニケーションが少しでもとれるように、また外国文化を理解できるようにというようなものが主たる狙いであります。特に話すとか書く活動を中心にしてコミュニケーション能力の素地を養っているところです。

また1年から4年についてですけれども、学校によって多少違います。鹿西小学校では1、2年生が学期に1回、3、4年生は月に1回、挨拶とか簡単な数など基礎的な英語に親しむ活動を行っているところです。それから鳥屋小学校ですけれども、1、2年生は学期に1回程度、3年生は月に2回程度、4年生は学期に1回程度、ばらばらなんですけれども外国語と触れ合う活動を中心にして行っております。また鹿島小学校のほうは、4年生から1年生まで毎月1回、コミュニケーションを図りながら簡単な英会話を行っているところです。

それが1点目です。

2つ目ですけれども、ALTの活動状況はどうなのかということでありました。

小学校は5年生、6年生、それから中学校は全学年の英語に、ティームティーチングとしてALTは授業の支援を行っております。また1年から4年までにおきましては、英語

活動の中に中心になって入っております。

さらに、授業時間だけでなく、掃除の時間とか休み時間とか給食の時間などにおいても子供たちと積極的に交わってコミュニケーションを図り、英語になれるような、そういう取り組みにALTの皆さんは頑張っておられます。

それから3点目ですけれども、中学校卒業までの英検の目標はどのようなものかということですが、1年生は5級、2年生では4級、それから3年生、卒業時までには3級以上の取得を目指しているところです。

今年度どうなのかという取得状況ですが、現時点で3級が24名おります。準2級が2名。合わせて26名、パーセントにして16%となっています。3年生、1月にもう一度英検の試験がありますので、最終的な合格者はさらにふえるのかなというふうに思っています。

国の英語力の到達目標として、中学校では英語検定の合格率を成果目標として、平成29年までに50%以上となっているところです。高い目標値ですけれども、英語の先生は毎年TOEICというテストを受けながら英語力を高め、授業の質の向上に努めているところです。

それから最後、4点目です。

4技能入試、読むこと、書くこと、話すこと、聞くこと、この4技能入試の重要性についてですけれども、大学入試改革に伴いまして、この4技能といったものを総合的に評価できる問題の出題、あるいは民間の資格、検定試験の活用、また高等学校における英語教育につきましても小学校から高等学校までを通して、英語を使って何ができるようになるのかという観点から4技能にかかわる一貫した指標の形で設定するよう学習指導要領の改訂で答申を出しているところです。

中学校の授業におきましては、従来の読む、書く、話す、聞くの活動に加え、話す活

動において、ただ英語を話すのではなくて、誰に何の目的で話すかという相手意識を持つての活動を行えということです。例えば、ALTに日本文化を説明する、説明できる。ALTに日本の有名人を紹介することができるような、そういう英語の力というようにして実践的な活動につながるような、そういう目標を持ってやっているところです。

これが現在の状況であります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） きのう鳥屋小学校の授業に1限目から4限目までありまして、私、行って見してきました。ニコルさんという方がALTとしておいでで、その中で12月25日はクリスマスだからということで、クリスマスカードを5年生の1組、2組、6年生の1組、2組も全て、きょうはクリスマスカードをつくりますということでやっておいでました。

全て簡単な英語ではやっておいでましたけれども、子供たちは、折り紙ですか、何か難しい折り紙でした。アメリカ流の折り紙をしているわけですが、先生にもしわからないことがあったらということで、子供たちはhelp meと言って、助けてくださいというような言葉で会話をしながらやっていました。すごいなと感じたわけですが。ただ、私を感じましたのは、音楽が鳴ってやっておるような。

私、総務建設常任委員会で先月、広島の世界羅町、駅伝の世界羅です。そこへ勉強に行ってきたわけです。本当は広島土石流の問題、空き家バンクの問題を主にして行ったわけですが、せらにし小学校という小学校がすごい外国語活動が進んでいるということで、市役所をお願いしまして行ってまいりました。

世界羅町には4つの小学校がありまして、全ての学校が1年生から6年生まで英会話をしているというような学校でした。その中で少しだけお話ししますが、せらにし小学校とい

う学校へ行ってきたわけです。

その学校へ行きますと、私たち委員が事務局を入れて7人行ったんですが、すぐ見てくださいと。教頭先生とか世羅町の副議長もおいでで、バスがとまっていたわけですね。バスが4台とまっていて、そのバス、見てくださいというものでバス何を見るのかなとおっしゃると、中へ入ってくださいと。バスの中へ入ったら、英語の音楽と、チャンツというような繰り返しの音楽がずっと鳴っておるわけです。これが登下校中にずっと子供たちが朝出てくるときから帰るまで学校内でもかかっているそうです。そういうふうにバスの中に、子供たちにスタートの時点から英会話を耳の中で歌なりを繰り返して毎日やるというような形でやっていました。すごいなと感じました。

そして学校へ入りまして、少しだけ校長室へ入りまして校長室でお話しして、校長先生がきょうは1年生の授業を見てくださいということで言われたので、わかりましたということで、その前に体育館に全校生徒が集まっていますので、皆さん、来てちょっと聞いてくださいと言われるものですから、わざわざ全校生徒の前で何かしゃべるのかなというような気持ちで行きましたが、子供たちは全校生徒が体育館に入るなり、morningというようなことを、おはようございますということmorningという答えて返ってきました。私たちも緊張しまして何するのかなと思ったら、今から全校生徒で歌を歌いますと。英語で歌うのかなと思っておったら違っていて日本語で歌っていましたが。

そして歓迎を受けまして、1年生の教室の中へ入って行って、朝の会のやりとりです。学校へ入ってすぐ朝の会のやりとりということで、担任の先生と児童と児童同士がお互いにコミュニケーション、おはようございますというようなことから始まってそういうことを話しするわけです。それを今少しやってみ

ます。私と議長がやってみますので。議長に言っているものですから。

How are you, Mr. Koube?

○議長（甲部昭夫議員） I'm fine thank you.

○8番（宮下為幸議員） お元気ですか、甲部さん。甲部さんは、元気です、ありがとうございますという答えです。

それについて次、甲部さんがI'm fine thank you.と言いましたが、次またHow are you?とつけて、例えばMr. Sugimotoなりクラス全員に繰り返し練習をさせて覚えさせていく。そういう挨拶の仕方をしておりました。すごいなという感じを受けました。

そしてまた、すぐに1年生の授業が始まりました、次はALTとJETという方がおいでるんです。Japan English teacherというのか、そういう人が世羅町に2人おいでるらしいです。1級検定を持って留学もされた若い女の先生でしたが、非常勤講師としてそこで特別に町にお願いして非常勤として4つの小学校、全てJETの人と、ALTが2名おいでるらしいですが、ALTは中学校も行かれるそうで、JETの方は全て4つの小学校を回っておいでるそうです。

JETの方は、例えばきょう、せらにし小学校がありますよといったら1年生から6年生、6限目までずっといられるということで、その活動内容が、1年生だけ私ら見てきたんですが、それは本当に音楽を利用したりズミカルな体操の中で英語を覚えていく。そういうような形でやっていました。

結構子供たちもALTとJETの先生方と一緒に会話をするわけですが、すごいなということを感じておったわけなんです、できれば中能登町もチャンツというCD化されたものがあるらしいので、1,200円かそこらぐらい安い単価で、それを学校で利用してされたほうがいいがじゃないかなということで、さっき教育長が言われた簡単な単語から始まって簡単なしゃべりに入っていくということ

で、そういうCDを利用して、テレビも利用してされたほうがいいがじゃないかなということをおもいます。

きのう鳥屋の小学校へ行きまして、ニコルさんと話しておりましたが、私らもチャンツというのは知っているんです。中能登町へ来て4年間たちましたが、その前に1年は仙台のほうにおいでたということで、そのとき少しやりましたということをおいでもしたましたが、チャンツの中身は知っているということで、どういう活動をすればいいかということとは多分知っておいでると思うんです。

ニコルさんもハワイの人らしいですし、私たちが行った世羅町のAL Tの方もハワイの方でした。あなたハワイですねと言ったら、わかりますかと言うもので、この前、広島県の世羅町へ行ったときにハワイの方が、男の方でAL Tの方が講師としておいでたので、何となく顔が、女の方でしたけれども似ていますねということをおいでもした。日系3世か4世のような顔たちの方でしたが、ずっと日本で英語活動を教えていきたいということをおいでもしたので。

特に先ほど申しましたJET、中能登町にそういう人が果たしているのかどうか。私は1人だけ知っています。その人は結構年配になられてあれなんです、確認して協力していただけるとおもいますが。

前の6月のときにも私、英語のことを聞きまして、教育長はそのときにJETのこの辺の非常勤的な人を探るように教育委員会でもしてみたいということをおいでもしたので、その辺のことを少しだけ聞きたいとおいでもします。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど広島県の世羅町の特徴ある学校の取り組み、いろいろと参考にさせていただきながら聞いておりました。

私たちが先日、中能登中学校、台湾の成功国民中との日常的なテレビ会議方式による交

流が始まりました。向こうのほうも英語活動が熱心で、全部の教室ではないんですけども、英語の時間は英語で話をして英語でしゃべってということで、うちの中能登町の中学生と比べるとはるかに進んでいるなというようなことを前々から知っておりました。

そういう交流にしても、できれば通訳だけでなく、中能登の子供たちも熱心に会話の勉強をして、せめて成功国民中の生徒たちとの交流も日常的に恥ずかしがらないで交流できるようになればいいなというそういう思いもあって、両方の交流の開始式といいいますかそれを見ておりました。

それから近々、小学校でも英語が正式な授業の時間に教科として取り入れられるように決定になりました。そういうこともありまして、私たちが教育熱心な町といいいますか、一歩先を歩むというそういう自負をおいでもしますので、正式に始まる前に一歩でも半歩でもそういうような取り組み、努力をしていきたいなというように思っています。

例えば、これは全くの思いつきですけども、保育園の園児のときからAL Tといいいますかそういう英語関係のお姉さんが入って、理屈抜きにして遊びの中で英語なんかをやればどんな効果があるのかなというようなことも日常思いも持っておるわけですし、それから中能登町、学童保育、学校が済むと家へ帰ってもお父さん、お母さんはまだ仕事から帰っていないということで学童保育へ通う子供たちもたくさんおられます。その時間帯に何か希望者だけでも、あるいは工夫しながら学童保育に集まっている子供たちが家へ帰る時間を待っている間だけでも自由に、もっと楽しんで英語に入っていく、そういう工夫ができたろうかなというようなこともおもいます。

近々小学校にも始まりますので、何としてもそういう他の市町におくれをとらないように、できれば前へ進めるように、いろんな工夫をしているところです。

今、宮下議員からいただきましたことも参考にしながら、ぜひ何らかの取り組みを開始したいというように思っています。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 平成32年度から3年生、4年生は必修化、5、6年生は教科となるはずですが。そうしてなっていくと、例えば今教育長が言われた幼稚園から、保育園からというのは私は大賛成です。その中で世羅町が取り入れていた英会話的ななんかを保育園で安い1,200円のCDを買ってきて、それを子供たちと一緒に、簡単な単語から始まりますので、そういうものをぜひやっていただきたいなと思います。

それと英検、さっき言われた3級、4級、5級の検定の費用は町が助成されるんですか。来年度の予算的にはどういうふうになるんですか。

世羅町は助成はしているらしいです。ちょっと金額は忘れましたが、学校教育の担当課長が来て、うちは助成をやっておりますと言っていましたので、来年度、予算づけされるのかどうか。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 中学校に英検はやっておるんですけども、費用は現在のところ各家庭です。新年度、こういう時代ですので、予算編成を前にして、できるものなら少しでもというような思いもあります。どのように実現していくのか、検討させていただければなというように思っています。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 検討してください。

それと、世羅町は駅伝の町です。駅伝で世羅というのは有名ですので、副議長も世羅は駅伝だけれども、世界的な世羅になるんだということで、英語教育が一生懸命これからグローバル社会に向けて頑張るということを言

っておいでましたので、またぜひ教育委員会でも一度視察に行かれたほうが私は本当に勉強になると思います。

その校長先生も若い52ぐらいの先生であります、すばらしい先生でありました。小さいときから呉に生まれて、呉に分校があるものですから隣に引っ越しされてきた外人の方と英会話していくうちに、当時は5年生だったんですが、妹が2年生で、その2年生の子がすぐ覚えたらしいです。そのときの教訓から幼いころから、小さいときから英会話を吸収したほうがいいということをおいでしましたので、ぜひまた子供たちにいい英会話を教えていただきたいなと思います。

次に、2つ目の子育てについて聞きたいと思います。

中能登町人口ビジョン・総合戦略の中で、子育て新制度として3歳から5歳児への保育料無料化はできないか。どれくらいの財源が必要か。お願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 宮下議員の中能登町人口ビジョン総合戦略の中で子育て新制度として3歳から5歳児への保育料の無料化はできないかとのご質問にお答えをいたします。

町では以前より人口減少対策として、安心して子供を産み育てることができるさまざまな支援で若者の定住促進を図ってきたところです。また、今年度より子ども・子育て支援新制度がスタートし、国、県でもさまざまな子育て支援策が検討、実施されております。

町でも今年度より3人以上の子供がいる多子世帯の経済的支援を図るため、第3子以降の保育料無料化を実施することといたしました。国の基準では、第1子が小学校入学前の場合に限り第1子が全額、第2子が半額、第3子が無料となりますが、第1子が小学校に入学すれば第3子が無料でなくなります。

このことから、平成27年度より18歳までの

児童を3人以上養育している場合は3人目以降の児童の保育料を所得制限なしで無料化したことで約3,600万円の経済的負担が軽減される見込みであります。

そのほかに、町単独事業の出産祝金事業では、第1子10万円から第5子以降50万円を交付し、毎年約2,500万円を支出しております。

また、定住促進対策事業では、平成26年度より転入者を対象に新たに子育て応援加算を設けるなど交付額を大幅に拡充し、町外からの転入を支援しています。あわせて医療費助成でも対象者を高校生までに拡大するなど、総合的に子育て世帯の経済的負担を軽減して、定住しやすい環境づくりで人口減少対策に努めているところであります。

このような財政支援の中で、3歳から5歳児の保育料無料化につきましては、さらに大きな財政負担を伴いますが、国、県等から負担軽減に活用できる制度が示されれば、どのような支援が一番有効なものになるかを検討していきたいと思っております。

これからも子育て世代の経済的負担や育児への不安を軽減し、子どもいきいき子育て支援のまちを基本理念に、安心して多くの子供を産み育てることができるまちづくりに努めていきたいと思っております。

また、3歳から5歳児の保育料を無料化するとどれだけの財源が必要かにつきましては、11月の保育料算定資料をもとに試算をしますと、第3子無料化等の制度が適用されている児童分を除いて、さらに1カ月当たり約860万円、年間に換算しますと約1億320万円の一般財源が必要となる見込みです。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 町長、今、負担軽減制度が国が何かそういう制度があればということと言われましたが、実際にそれがあのかどうか。

岐阜県の山県市というところがちょっと調べたら3歳から5歳児の無料化やっていました。このまちは財政がかなり厳しいまちらしいので、昨年度までの実質公債費比率は18%を超えていました。それが知事と公債許可団体になりまして、だけど町長が2期目の町長さんで、私の公約は無料化だということで踏み切られました。その中で大胆な行政改革をされたわけです。その改革によって今現在、3歳児、5歳児の無料化に踏み切られたんですが、財源的には1億円ほどの一般財源から持ち出しということで、かなり圧迫しているようなことを聞いております。だけど、その担当者は、少子化をとめなければその地域に未来はないということを言ってコメントしておいでます。

中能登町は、人口増減で比べれば唯一、能登では先少し明るいような気持ちがありますが、ただ、20歳から産み育てる39歳までの人たちが人数的にもしわかれば、どれくらいおいでなのか。20歳から39歳までの産み育てる若い人たち。これが人口減少対策の一番主になってくると思うので、その辺について一回答弁を聞きたいと思っております。

それと行革で例えばされたのは、統合課制をされたということで、部署の再編をされたということ。職員の給料とかいろいろな、議員定数の削減ももちろんありますが、そういうことは中能登町も議員の定数減ってきましたし、課制も結構絞られておるみたいですが、そういうことをくorumて果たして町長は財源1億3,000万ほどかかると言っていたが、例えば無料化することによって、施策としては町がやっている宅地造成をやられて、その中でいろんな隣接の市町村から人が入ってきての固定資産税的なもの、それと仕事して所得税的なものを引くとどういう形になるかということを試算されたことはありますか。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 子育て支援につきましては、地方創生の中でそれぞれの町が知恵を絞っているところをごさいます、中能登町も子育て、教育、そういうもので力を入れながら、また県知事とのいろんな話をしながら進めております。その中で、3歳児から5歳児までの負担を軽減できないのか、そういうことも含めて来年の3月に出すということになっておりますので、その中で考えていきたい、そう思っております。

数字につきましては担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長
〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 20歳から39歳の人数でございますが、後ほど精査をいたしましてご報告申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長
〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 財源確保のためのそういう試算は、具体的にはまだしていないところがございますけれども、そういうことを考えていく上ではいろんなことを試算していく必要があると思ひますので、今後幹部含めて協議をしてまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） 数字なかなか出てきませんでしたが、保育の就学前児童というか、できれば後からでもいいですが、就学前児童というのはすぐわかります？ 何人いるか。

それと、今言われたいろんな出入りしてくるような試算というか税的なものも含めて、ぜひ一度検討していただきたいと思ひます。

なかなか石川県では3歳から5歳児の無料化というのは川北町しか多分していません

が、また総合ビジョンに向けて考えていただきたいと思ひます。

就学児の子供の人数だけ。

○議長（甲部昭夫議員） 平岡住民福祉課長
〔平岡重信住民福祉課長登壇〕

○平岡重信住民福祉課長 11月現在の保育園の入所児童について説明します。

町内の保育園に対しては0歳児から5歳児で717人、町外へ通っている児童が28人、合計745人の児童が保育園へ通園しているような現状でございます。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは20歳から39歳までの女性の人口ですが、12月1日現在で1,643人となっております。現在、日本の地域別将来推計人口という形で、社会保障・人口問題研究所なんです、国立の施設ですが、そちらのほうで中能登町のほうの現在推計をしておりますが、2020年では1,389、2040年では1,255、そして2060年では932という形で推移をするのではないかというふうに国立社会保障・人口問題研究所のほうでは推計をしております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 宮下議員

○8番（宮下為幸議員） これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、6番 南昭榮議員

〔6番（南昭榮議員）登壇〕

○6番（南昭榮議員） 今回は2点ほど質問させていただきます。

まず、町公共施設の防犯カメラ設置状況についてであります。

大阪府寝屋川市で少年、少女の死体遺棄事件が中学1年生の少女、少年に犯人が声をかけ、車に連れ込んで死なせ遺棄したという供述であります、まだ事件の解決には至っていませんが、かわいそうな悲惨な事件として記憶に新しいと思ひます。

また、全国各地において多くの事件が発生し、犯人検挙に防犯カメラ撮影が重要な参考となり、証拠として必要性が高まっております。特に、中能登町において夜間に町の公園や公共施設、そして大型商業施設周辺で青少年たちのたまり場となる箇所が多く、防犯カメラを設置して子供や青少年たちの健全育成や防犯などに役に立っております。

近年は大型商業施設や小規模商業、そして事業所単位において設置されているところも多くあると聞きます。これはあくまでも防犯や事故の予防のためのものであり、一部においてはプライバシーの侵害であり、設置に対して反対であると言われていた方もおいでますが、防犯が目的であります。

そこで、町としての考えをお聞きしたいと思います。

1つとして、当町の公共施設での防犯、防火対策として防犯カメラの設置状況が万全な体制となっているのか伺いたい。

2つとして、町内の地区の公民館や集会所などの施設等に設置されている箇所があるのか伺いたい。

3つとして、町では今後、公園や公共施設に増設や新たに設置する考えがあるのか、お伺いします。

4番として、地区の公民館や集会所などに防犯や防火の対策として設置したいとの要望があれば助成するのを検討できないか。

以上についてご答弁を願います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 南議員の町公共施設の防犯カメラ設置状況についてお答えをいたします。

町公共施設における防犯カメラの設置状況と防犯、防火対策についてですが、現在、防犯カメラが設置されている施設は道の駅や学校施設など複数ありますが、防犯の理由上、詳細につきましては公表を控えていただ

きます。

なお、夜間や休日に無人となる施設につきましては、施錠と警備会社のセキュリティシステムにより防犯、防火対策を行っております。

次に、地区の施設における防犯カメラの設置状況についてですが、町として設置の現状は把握はしておりません。

次に、公園や公共施設における防犯カメラの新設、増設についてですが、今のところ設置予定はありませんが、今後の町の治安情勢を見ながら必要であれば検討してまいりたいと思います。

最後に、地区施設への防犯カメラ設置に係る助成等についてですが、今後、設置要望があれば内容を十分に精査し、必要とあれば検討したいと思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 南議員

○6番（南 昭榮議員） 宗教分離や宗教の自由の関係もあるかと思いますが、各地区での重要文化財的な神社仏閣における防犯、防火の伴う設置について、補助的な献身ができないかお聞きします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 南議員の再質問についてお答えをいたします。

地区の神社仏閣における防犯、防火対策に係る補助等についてですが、これにつきましても必要性を十分に精査をした上で、必要とあれば検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 南議員

○6番（南 昭榮議員） 安心、安全なまちづくりのために万全な対策をとっていただきたいと思っております。

2点目に入ります。

次に、眉丈が丘休憩所トイレ、手洗い場の再設置について質問いたします。

眉丈が丘休憩所付近の山々には、春の桜のシーズン、春の山菜とりや秋にはキノコとり、土日曜日や休日には沿道には列をなして多くの車の駐車しているのを目にします。また近年は林道も整備されたので、近隣の市町から多くの方々が来ていると地元で年間を通して山菜をとられている方から聞いています。そこで、夏には展望絡みの涼みに来られる方もおいでるそうです。

そこで、眉丈が丘休憩所にありますトイレ、手洗い場が建物とポンプの老朽化と維持管理費増などによる経費節減の理由により地区の区長さん方から廃止に賛成の同意をもらったことで撤去されました。中能登町の各公園の入園者数の統計もとられていると思いますが、管理人のいない箇所では入園者の数について把握ができないのかわかりませんが、以下について推定でもわかる範囲で教えてください。

1つとして、町の各公園の年間入園または入所者数はどれぐらいなのかお聞きしたい。

2つとして、眉丈が丘休憩所の春や秋のシーズン及び年間入所数をお聞きしたい。

3つとして、過去の議会で質問させていただきましたが、眉丈が丘休憩所までの登坂の溝沿いに植えられている約1,000本近くあると言われる道路沿いの桜の枝が老木で枯れて落ちそうな枝おろしと、木に巻きついたフジの除去等の管理について、一部と思いますが実施していただきましたが、まだ不十分であり、再度調査し、道路の除草も含めた管理をお願いしたいと思います。

4として、今後トイレや手洗い場の再設置などの方針はあるのか。

最後に、休憩所に休憩がてらにトイレや手洗い場を利用するために登ってこられる方もおいでます。どこかの市町の公園でトイレの設置されていないところがあるのか。あったら教えていただきたいし、残念でなりません。町として、トイレのない公園がイメージ

ダウンにもつながりかねません。ある団体の会合でも町長に要望があったそうですが、ポンプ取りかえ、建物縮小も含めて、来園される方のためにぜひともトイレ及び手洗い場の再設置を要望したいと思います。

以上について町長としてのご意見をお願いしたい。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 南議員の眉丈が丘休憩所のトイレ、手洗い場の再設置のご質問にお答えをいたします。

1点目の町の各公園の年間入園及び利用者数と2点目の眉丈が丘休憩所の春や秋の季節ごと及び年間の利用者数については、この後担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3点目の眉丈が丘休憩所までの道路沿いの桜の老木の枝おろし、木に巻きついたフジの除去、道路の除草等の状況を再度調査をして管理願いたいとのご質問についてお答えをいたします。

眉丈が丘休憩所は、ご承知のとおり能登半島や七尾湾、立山連峰などを一望できる景勝地として知られており、訪れる方のひとときの休息の場として利用していただいております。

眉丈が丘休憩所へのアクセス道路である町道については、通常の道路管理の一環として除草作業を年に2回実施をしております。また、眉丈が丘休憩所周辺の桜並木については、植栽してからかなりの年数が経過をしているため町道の除草作業にあわせて適切な管理に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、4点目の今後トイレや手洗い場の再設置などの方針はあるのかとのご質問についてお答えをいたします。

眉丈が丘休憩所は、平成元年に整備をされましたが、バーベキュー施設の利用がないことに加えて施設の老朽化により休止の状態と

なっております。また、トイレの建物の雨漏りや手洗いの水を確保するための井戸の設備のトラブルが重なり、多額の費用が発生するようになりました。このことから、ことしの秋にトイレ棟や管理棟などの撤去工事を実施したもので、現在は、休憩所となるあずまやと芝生広場とコンビネーション遊具などを残すのみとなっております。

なお、現在、眉丈が丘周辺には、民間事業者による太陽光発電や、また風力発電の計画が進められておりますので、トイレや手洗いの再設置につきましては、その整備状況や利用状況を見ながら今後検討させていただきたいと思っております。

したがいまして、当分の間は利用者の皆様にはご不便をおかけするかもしれませんが、現状にあわせた施設のご利用をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長
〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、南議員の1点目の町の各公園の年間入園及び利用者数と2点目の眉丈が丘休憩所の春や秋の季節ごと及び年間の利用者数の質問についてお答えをいたします。

まず町の各公園についてですが、公園と命名されている施設といたしましては、中能登町運動公園、梅の里公園、古墳公園とりや、レクトピアパーク、アッピー鹿西広場、雨の宮古墳公園などが多々ございます。そのほかには、ご質問のありました眉丈が丘休憩所を初めといたしまして金丸多目的広場などもございますが、そういった公園が町内にはさまざまな小さな公園が多数あるものと認識をしております。

公園の年間の利用者数につきましては、目的を持った施設の利用に対する申請者の人数として、野球やパークゴルフなどで利用された人数はおおよそ把握はできますが、公園の

本来の目的である憩いの場として利用されている方の人数は把握はできないのが現状であります。

次に、2点目の眉丈が丘休憩所の春や秋の季節ごと及び年間の利用者数につきましても、眉丈が丘休憩所には管理人を配置しておりませんので利用者数を把握できないというのが現状でありますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 南議員

○6番（南 昭榮議員） 来園される方が楽しく休憩や遊園ができる休憩所にさせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、1番 土本 稔議員

〔1番（土本 稔議員）登壇〕

○1番（土本 稔議員） それでは1点目の質問ですが、トレジャートレイルランについてです。

去年より開催され、ことしは第2回ということで開催されました。参加者は第1回目より落ち込みましたが、多くのボランティアが参加され盛大に行われました。

トレイルランの特徴は、やはり自然を楽しみながら山道を走り抜けることや、障害物があるいつものランニングとは違う刺激を与えるのも魅力の一つでもあります。誰もが容易に参加できないという短所の面もあります。準備や運営においても、コースの草刈りや案内表示板の設置、路面の安全性や熊の出没危険など、コースの距離も長く大変な苦勞だったと思います。

北陸新幹線が開業されましたが、参加人数が前回より減少したことは残念であり、中能登町においてもなかなか新幹線効果があらわれないのも現実であります。

そこで、地域活性化の必要性は論をまたないが、今後どのような視点に立って推進していく考えがあるか伺います。

また、トレジャートレイルラン事業において補助金が交付されておりますが、費用対効果についてもあわせて伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 土本議員の中能登トレジャートレイルランについてのご質問にお答えをいたします。

1つ目の今後どのような視点に立って推進をしていくのかとの質問であります。初めに大会の概要についてご説明をいたします。

第2回中能登トレジャートレイルランは、10月25日に大会を開催し、前日には前夜祭を開催いたしました。昨年11月に開催した第1回大会では、プラチナコースという36キロメートルのコースとゴールドコースという20キロメートルの2つのコースを設けましたが、今回はプラチナコースを40キロメートルに、ゴールドコースを25キロメートルにそれぞれ延長したほか、新たに50キロのドリームコースを加え3つのコースといたしました。大会には297名の参加をいただき、271名の方が完走され、完走率は91.2%でありました。

近年はトレイルランニング大会がふえており、全国で年間およそ300から350の大会が行われていると聞いております。町としましても、トレイルランニングを通して中能登町をPRできる絶好の機会と捉え、新しい地域づくり、交流人口の拡大が図れるものと考えております。全国のトレイルランナーに中能登町の大会に参加をしていただくことで、中能登町の歴史、文化、自然など体験をしていただく機会と位置づけております。

また近年では、スポーツビジネスと呼ばれる言葉があるように、トレイルランニングを通じた体験型観光が新しい形での観光誘客のツールとして大いに期待するとともに、経済効果にも期待を寄せているところであります。

今回も、町の基幹産業である地元繊維企業から繊維の生地の提供や縫製などのご協力をいただき、スタッフウェアの製作を行いました。このような協力を通じて地元企業の技術力や繊維の町としての発信、企業協賛の輪を広げることによる地元密着型の機運を高め、ボランティアの参加や道の駅のにぎわい創出など多様な地域活性化につながったものと思っております。

今後、よりよい大会となるよう関係する企業や団体、個人の方々の協力をいただきながら中能登町の魅力を発信していくとともに、大会参加者の方により一層楽しんでいただこうと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、2つ目の補助金の費用対効果についてのご質問にお答えをいたします。

大会に要した費用はおよそ550万円で、収入の内訳は、参加費、協賛金、町補助金が主なものであります。それぞれの金額及び割合は、参加費がおよそ320万円で約6割、協賛金がおおよそ115万円で2割強、町補助金がおおよそ100万円で2割弱となっております。また、協賛いただいた企業数は33社となっております。

このことから、参加者の増加や協賛金の増加が見込まれれば町補助金への依存を減らした大会運営に移行できると考えております。

費用対効果については、ゴール地点となった道の駅では、大会にあわせ収穫祭が同時に開催されたことにより、前の週の日曜日と比較して来場者が約9割ふえたほか、売り上げもおおよそ8割ふえたことから、一定の経済効果があったものと考えております。

今後は、このような経済効果に加え、遠方の大会参加者の宿泊先の受け皿が整っていないことが問題となっていることから、町内の民家や公共施設などに宿泊をさせる民泊の導入している先進事例を参考にするなど、一段と魅力ある大会になるよう創意工夫をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） それでは、推進について聞いたんですが、再質問といたしまして、トレイルラン事業は企画課を窓口として運営されていると思うんですけども、10月25日の開催に向けていつごろから準備されているのか。

もう1点は、準備に当たり、企画課は職員等が準備その他、点検等いろいろされていると思うんですけども、どれぐらいの時間や労力をかけたのか。再度伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、土本議員の再質問にお答えをいたします。

まず実行委員会をいつごろから始めるのかということですが、実は第3回大会に向けまして、もう既に実行委員会は始動しております。さまざまなことしの反省点も振り返りながら、現在、開催日も含めましてどうするか、来年に向けてどういうふうな運営をしていこうか、そのほか、またコースをどうするか、また先ほども質問の中でご指摘のありましたとおりなかなか簡単には出れないので、いかにもう少し親しまれるような大会になるのかということも含めて、実行委員会で議論を始めているところであります。

また、どれくらい開催に対して労力がかかったのかというお話ですが、確かにコース整備というのがかなりの時間をかけております。大会1カ月以上前から草刈り等にも入っております。また大会の数日前からは、全て

コースのほうを間違えないようにコースにテープを張ったりとか矢印看板をつけたりとか、そういった形でかなり労力がかかったということもあります。

来年は、いろんな形での皆さんの協力を得ながら、こういったことも、コース整備もボランティア参加も仰ぎながら今後運営を来年度に向けてしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 1カ月前以上から草刈りその他を準備されていると。職員もみずからやっているということ伺いましたので、次の2点目の質問に行きます。

2点目の質問ですが、9月定例会に一般質問いたしました生活バス路線についてです。

生活バス路線、羽七西線については、廃線の申し出がありましたが、町としては運行事業者に対し、運行経路の見直しや減便も含めた運行の意向など、関係自治体と連携を図り今後も存続させるよう働きかけるとの答弁でしたが、あれから3カ月たちましたが、町として存続するようどのように働きかけたのか。現在の協議状況を伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 土本議員の生活バス路線についてのご質問にお答えをいたします。

9月定例会でご質問のあった生活路線バスの羽七西線の存続問題ですが、これは、この路線の運行事業者である北鉄能登バス株式会社から町に対し、平成28年3月31日をもって路線から退出をしたいとの申し出があったものであります。

この路線は、JR七尾駅前を起点に主要地方道七尾羽咋線、通称西往來を經由して「道の駅」織姫の里なかのとを往復する路線で、運行便数は平日13便、土日祝日は8便となっております。近年、利用者が著しく減少して

おり、曜日によっては1日の利用者数が一桁になることもあると伺っており、毎年多額の赤字が発生していることから、このような問題となっているものであります。

このような状況であることから、運行事業者に対し利用促進を図るよう町からも働きかけを行いました。片道の通学定期券の購入数がわずかに増加したほかには、これまで大きな効果はあらわれてきていないのが現状であります。

なお、運行事業者からは、11月に入り、営業区域である輪島市から羽咋市までの区域で走っている路線バス17路線のうち羽七西線を含む路線の廃止を来年春に予定していましたが、まずは羽咋市内の1路線を廃止する見込みであるとの報告がありました。

結果としては、ひとまず来年度の路線退出は避けられたわけですが、路線バスを取り巻く環境は今後も厳しいことには変わりはありません。根本的な問題点としては、路線バスを利用するお客様が減少していることが一番の課題であり、地域住民の皆さんにぜひとも地域公共交通を維持するために路線バスのご利用をお願いしていきたいと考えております。

町としては、路線維持のために中能登町地域公共交通会議や北鉄能登バス株式会社とも協議を継続し、利用促進を図るため町民向けにパンフレットを配布し、また通勤定期券や通学定期券、シルバー定期券の購入を初めとしたふだんからの利用を呼びかけながら路線の存続を図っていくよう協議を進めていきますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 今の町長の答弁聞きました。結論言いますと、羽七西線は残ることなんですか。

それともう一つは、残ることとは、事業者の赤字の補填分を町は出すということな

んでしょうか。

再度伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、土本議員の再質問をお答えをいたします。

現在問題となっております羽七西線でございますが、今のところ来年度は残るということです。まず1年間は残るということです。再来年以降は、また今後とも継続をしていかなければならないという、そうした状況となっております。

いずれにしろ羽七西線なんです。平日は約50人ばかりです。そして土日は一桁台。それも前半台という形での利用者数ということで、また平日の50人もその半数以上が鳥屋小学校、中能登中学校へ通う小中学生の利用という形になっております。いずれにしろ経営的には非常に厳しいものというふうに考えております。

ですので、ことしの場合につきましては、羽七西線につきましては415万の収益不足が発生しております。現在この415万の収益不足に対しまして、県が3分の1、町が3分の1、事業者が3分の1という形で負担しております。こうしたところで、事業者もこの3分の1がなかなか持ち切れないということで、今後、事業者とも協議はしていきますが、とにかく来年度は運行することになりましたが、再来年以降はこれからの協議ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） となると、事業者赤字分については今後事業者と協議して進めていくということなんですか。

そうしたら、もう一度何点が聞くんですが、先ほど言われたとおり羽七西線については多く利用されているのは児童生徒の通学で、前は、七尾駅を起点として、七尾市を

経由し、鳥屋小学校、中能登中学校への通学利用者が多数を占めることから、撤退した場合の影響を最小限にとどめ、スクールバスの導入も検討すると前回答弁されております。

スクールバス導入の検討結果、されているなら初期投資、バスの購入、車庫が要るのかなどかわかりませんが、運営費は年間どれくらいかかるかを再度伺います。

もう1点は、地域公共交通機関の存続というのは、前日も9月にも言いましたが児童生徒の利用、定期券を買ってもらうことが一番存続の鍵なんです。その後、PTAや教育委員会その他を初めとする方々と検討か協議されたのかもあわせて伺いたい。

もう1点は、廃線することによって地域公共交通の活性化はコミュニティバスの活用をするという案も前回私言わせてもらったんですが、そのときの答弁では、事業者の人の手配やさまざまな計画があることから、運輸局等の届け出の話もあり、関係部局と十分精査しながら検討すると、前回はそのように答弁されておりました。

運輸局等の関係当局と精査した状況を再度伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、1点目、2点目のスクールバス関係、またPTAとの協議関係につきましては教育文化課のほうから答弁をさせます。

そして3点目のコミュニティバスの関係でございますが、現在、事業者に対しては、まずはいかに存続路線に人に乗ってもらうかというそういったところを重点的に今年度ずっと話をしておりました。そういった意味で、いかに定期券を買ってもらうか、そして定期券の種類があるよということをしかり町民に知らせる、知ってもらう、そして小中学生にも知ってもらうような、そういった施策をとるということで協議をしておまして、コミュニティバスにつきましても、これはあく

までも企画課のほうでこちらのほうも管轄しておりますので、今後、次のステップになればコミュニティバスのほうもまた協議を来年度進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 植田教育文化課長
〔植田一成教育文化課長登壇〕

○植田一成教育文化課長 スクールバスの経費の面だけのお話をさせていただきます。

まずスクールバスの委託に関しては、130万円程度、年間かかってくるのではないかとというふうに試算をしております。現実、小学校のほうの補助金、全額定期代を交付しておりますけれども、大体その額が委託料に近いような金額で、とんとんに近いような金額であろうというふうな推測をしております。

ただ、当然新しいバスを購入するということとなりますと、普通のスクールバスですと70万とか80万のバス代がかかってくるわけでございますけれども、それに関しても交付税の措置がございますので約10年ぐらいでペイできるのかなというふうな試算をしておりますけれども、来年度は、町長の答弁にもありましたように一応存続ということになりますので当初の予算の計上は考えておりませんし、今後もしそういうことでスクールバスということになれば、また地元の保護者の方とそういう話し合いをすることになるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 来年は存続する。残ると。その以降は協議するということだったんですけれども、これから赤字路線ということもあって、ある程度の線引きは必要だと思っております。全て残すというのはなかなか難しいのかもわかりませんが、中能登においては3本の便しかないのですけれども、少しでも残していただきたい。

私、もう一つ最後に言いたいことは、鳥屋小学校、バス停ですけれども、子供たちが使っているバス停。教育文化課のほうでプレハブの小屋を置いておるんですけども、あれはいつまであのままにしておくんやということなんです。子供たちには、残すほうならバス停を整備する。きちっとしていただきたいということがありまして。

予算の関係もさることながら、生活バス路線というものについては、県内で収支が合うようなところは金沢の町なしかないわけです。そういった中で収支だけこだわっておっても本来はちょっと違ってくる、私そう思うんですけども。そもそも児童生徒の通学もさることながら、七尾市の能登病院に通う、企業に行くという人たちも少なからずおられるなら、今の状態でなくてもいいと思うんですけども、減便を含めて存続するというような方向になっていかならんと思います。

もう一つは、人口減少、中能登が唯一、消滅可能性自治体になっておらん、残るといことなんですけど、中能登町だけが生き残るといことはまずあり得んわけで、七尾市、羽咋市、志賀町、近隣市町村と連携が最も重要なわけで、その大事な幹線を廃止するというのは私納得ができない。

そういった中で、今後厳しい現状だと思うんですけども、もう一つ大事なことがありまして。ことし8月に開催された自由民主党石川支部連合会中能登支部の総会であります。支部長は杉本町長でございますが、その総会の資料の重点項目の中に生活バス路線維持と書いてあります。そういった中でも今後減便や路線の見直しも必要だと思うんですけど、町長、維持すると答弁していただくことはできんか、再度伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 関連で許します。杉本町長

○杉本栄蔵町長 路線バスを残すことは最大でありますけれども、今400万ぐらいですけ

れども、これが県も手を引くというようなことになれば800万、1,000万というような数になります。そのまま町ができるかといえ、なかなか今の人数からいけばできない。そういう中でマイクロバスであったり、また町外へ出られる方についてはタクシーのような、そんなものも考えなければならないのではないかなと。

中能登町だけが払うといっても、今言われる志賀町であったり七尾市であったり、やめたいという、それだけのお金は出されないというようなこともございますし、これは話をしながら一年一年でもいいですからとにかく今の存続をお願いしておるのが現状であります。

今の自民党のお話も出ましたけれども、これは中能登町だけではなしに県も各町も路線バスの存続というものは声を大にして言うておるわけですけれども、なかなか赤字がだんだんふえているというようなことで、ふえていかないのが現状です。

ご理解をお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） それでは最後の質問に移ります。

最低制限価格についてです。

現在、中能登町が発注する建設工事等の契約の締結に当たり必要な事項は、中能登町最低制限価格の設定に関する要綱によって定められております。中身を簡単に言うと、最低制限価格の設定は予定価格130万円を超える建設工事に適用するという内容です。

地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであることから、よりよいもので安いものを調達することを原則としております。原則からすれば、より安いものがよいという考え方もありますが、一方、地方公共団体における調達においては、よりよいものを発注する条件を満たす必要があります。

つまり、より安いものを追求すると低価格による受注が進み、ダンピング受注につながるおそれも懸念されます。ダンピング受注は、地方公共団体から見れば、適切な契約の履行の確保がなされないおそれもあることや行政サービスの質の低下など支障が生じかねません。また受注者側からすれば、下請業者へのしわ寄せや労働条件の悪化等の問題が生じかねないおそれもあります。

そこで、中能登町が発注する物品購入や業務委託など最低制限を設定してもよいのではないかと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 土本議員の最低制限価格の設定についてのご質問にお答えをいたします。

中能登町では、現在、予定価格が130万円を超える工事のみに最低制限価格を設けております。最低制限価格制度は、地方自治法施行令第167条の10第2項で定められており、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最も低価格の者を落札者とするものとなっております。

地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われていることから、よりよいもので、より安いものであることが原則とされております。この原則を踏まえ、よりよいものは価格競争により、よりよいものはダンピング対策としての最低制限価格により保たれているわけであります。

物品購入や業務委託においても最低制限価格の設定をしていく考えはないかでありますが、調達物品を指定することや技術者の業務経験の確認等により、よりよいものについては最低制限価格を設けずとも確保されており、設けないことによりより安いものを調達できることから、現在のところ導入の予定はありません。

しかしながら、昨年施行された公共工事の

品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律については、担い手の中長期的な育成、確保のための適正な利潤が確保できるよう発注者責務の明確化がなされており、今後、国、県、近隣市町の動向にも注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） 町長の答弁は理解いたしました。町民から預かった税金によって賄われるものであると認識すると、可能な限り地元経済の振興に役立つように努めなくてはなりません。

建設工事の予定価格は国の指導により積算額をそのまま予定価格にすることに対して、物品購入や業務委託の予定価格は、業者が値引きして提出した見積もりや過去の契約額をそのまま採用することが禁止されておられません。

実際、物品や業務委託は物価資料、積算資料などに記載されていないものが多くあり、積算できないものがたくさんあるため、どうしても業者の見積もりに頼らざるを得ないのが実情です。そのため中能登町ではなくても多くの自治体が物価購入や業務委託の予定価格は積算額より低い見積もりや過去の実績があればそれを採用しているという状態です。

これで本当にいいのかということなのですが、地元企業が活性化し、少しでも雇用を生むような仕掛けをしていかななくてはなりません。やはり地元企業の保護、育成による地元経済の振興は地方自治体の使命であります。中能登町も補助金、商工業振興事業を交付しておりますが、商工会に指導や育成などどのようにかかわっているのか、伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 土本議員の商工会とのかかわりについて答弁をさせていただきます。

企画課といたしましても、商工会の補助金

を出すに当たりまして事業の内容を精査しながら交付の割合なりを基準を決めながら中身を詰めていっております。

また一方、振興事業につきましても、本年度はプレミアム商品券ということも商工会にさせていただきましたが、地域の活性化になるために町と商工会が車の両輪となっているいろいろな事業をやっているものと認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 土本議員

○1番（土本 稔議員） やはり地元企業が活性化していくのが最も大事なことであって、ついこの間ですが中能登町に山中産業、企業誘致で来られましたけれども、なかなかそういう企業進出というのは難しいのが実情です。

そういった中で、地元の企業、商店、全てにおいて一人でも元気になってもらって、パートさんやアルバイトでもいいし、正社員をとってもらっていくほうが現実味がある。そうすれば少しでも町が活性化していくと思えますので、これで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、5番 笹川広美議員

〔5番（笹川広美議員）登壇〕

○5番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問をいたします。

まず主権者教育への取り組みについてお聞きをいたします。

さきの国会で成立いたしました改正公職選挙法により、来年夏の参議院から18歳以上の国民の投票が実施されます。これに伴い、主権者教育は待ったなしの段階を迎えています。

教育基本法に「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」とあります。この公共の精神を育てることが主権者教育です。新聞を読む、生徒会活動を行う、

ボランティア活動を体験することなども広い意味での主権者教育であります。その一つのコアとして、政治教育、選挙教育があります。

そして、主権者教育は高校生に限るものではありません。今後、高校の必須科目に公共という科目を加え、主権者教育が行われるようではありますが、主権者教育は、幼児期から主権者意識を芽生えさせ、小中学校、高校で学び18歳を迎えるのが理想であるという政治ジャーナリストもおられます。

さらに、主権者意識を根づかせるためには学校、地域、家庭の連携が必要です。特に家庭の役割は重要であります。学校では教材が配布され、地域で選挙啓発が行われたとしても、主権者教育に無関心で父親も母親も投票に行かない家庭であれば主権者意識は育れません。これからの未来を担い大きく世界に羽ばたく子供たちが公共の精神を養い、社会とどのようにかかわるかを学ぶ環境を整えることは私たち大人の責任であります。

そこで、当町の子供たちへの主権者教育への取り組みについて杉本町長にお聞きをいたします。

先日、中能登中学校において3年生を対象に模擬投票授業が実施されました。県選管によると、模擬投票を体験してのアンケートでは、ほとんどの生徒が将来投票に行こうと思うと回答しているそうです。体験型授業の重要性がうかがえます。

子連れ投票への法律改正も取り上げられております。子供は投票はできませんが、投票所と一緒にいくことで原体験がつくれます。それが将来、有権者としての自覚を持つ一歩となります。

1点目として、町長は、どのように主権者意識を芽生えさせ育てるべきだと考えておられますか、お聞かせください。

2点目として、具体的に今後の子連れ投票や模擬投票授業への対応はどのように考えて

おられますか、お聞かせください。

さらに、子ども議会への取り組みは政治への関心を高める大変大きな体験となります。そして子供たちの人間形成への大きな触発となるものと思われます。3点目として、子ども議会開催への取り組みはどのように考えておられるのでしょうか、お聞かせください。

以上、主権者教育の取り組みについて3点にわたり杉本町長の答弁を求めます。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 笹川議員の主権者教育の取り組みについてお答えをいたします。

来年夏の参議院議員通常選挙より選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられることを背景に、新たに有権者となる若い人たちには、国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考え、みずから判断し、行動していく主権者像が求められています。このような若者を育成するためには、教育機関と連携をし、模擬投票を実施するなど、若いうちから政治や選挙への関心を高めてもらう必要があると思います。

国では、既に高校生に向けた政治や選挙等に関する副教材を作成しており、県でもことしの秋より高校生を対象とした模擬投票を実施いたしております。

町では、先月末に中能登中学校の3年生を対象とした模擬投票が実施されました。笹川議員もごらんになったと思いますが、投票から開票に至るまでの一連の流れを生徒たちに見て体験をしてもらったと聞いており、今後も引き続き中学校3年生を対象とした模擬投票を実施していく予定であります。

その後、実施をしたアンケートでは、投票のやり方がわかった、1票の大切さがわかったといった意見が多く、9割の生徒が18歳になったら投票に行くという回答をもらったことから、今回の模擬投票によって子供たちに選挙への関心を持ってもらえたのではない

かと思います。

次に、子連れ投票につきましては、当町でも幼児等の同伴は投票所の秩序を保持する範囲内で認めております。

このように模擬投票や子連れ投票を経験することは子供たちへの投票に対する意識づけにつながるものと思いますので、若年層の投票率向上に向け、町といたしましても関係機関と連携を図ってまいりたいと思っております。

最後に、子ども議会の開催についてであります。県内におきましても幾つかの自治体で子ども議会が開催をされております。

子ども議会は、子供たちがいろいろなテーマについて自由な質問や提案をしてもらうことで町政への関心を高めてもらい、政治に触れることができる機会であると思います。

開催につきましては、教育委員会や、また議会の事務局とも協議して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） 2点目の模擬投票授業であります。中学校では引き続き実施していくと今ほど答弁をいただきましたが、現在高校生への対応、これはどのように考えておられますか。現高校生は来年には、またあと数年で有権者となります。しっかり投票への意識が持てるよう体験できる機会をつくってあげていただきたいと思っております。

何事においても経験が一回でもあるのと全く経験がないのとでは大きな違いであります。高校関係者にどういうふうなら取り組みやすいか働きかけをし、県選管に協力を得てぜひ実現していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

また、3点目の子ども議会開催への取り組みでは、教育委員会、また議会事務局と協議をしてというお話でございましたが、まず子ども議会開催への取り組みを進めていく上で

議会傍聴への働きかけという、そういうことも考えられるかと思われま。きょうもたくさん女性協議会の皆さんが傍聴に来ていただいておりますが、議会傍聴も子ども議会開催への大きな一歩につながるものと思われま。ぜひ学校関係者に呼びかけ、来年度実施できるように推進をしていただきたいと思います。この点に関してもいかがでしょうか。

答弁を求めま。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 まず1点目の高校生の模擬投票の件でございますが、県選管では平成27年度当初より高校での模擬投票を呼びかけているところでございますが、高校でも実業系の高校と進学系の高校がありま。進学系の高校ではなかなか授業時数の関係で模擬投票をすぐにできないという、そういう情報を得ております。

町内には鹿西高校がございますので、そこでの実施を町選管としても県選管と協議しているところでございますが、現時点では今ほど申しました授業時数の関係で具体的にいつごろできるという回答は得られていない状況でございます。もし実施できるということになれば、町選管も県選管とともに高校へ出向いて協力をしてまいりたいと考えております。

また子ども議会につきまは、今ほどの町長の答弁にもありま。とお。り議会事務局、学校、教育委員会と協議をして進めたいと思っておりますが、これにつきましても現在の授業時数の中でどう確保していくかということが問題になってくるのではないかと考えております。

また議会傍聴につきましても、いつもやっているわけではございませんので、学校の授業と議会とのマッチングが非常に難しい面が

あるかというふうに思っておりますので、これについても学校、議会、教育委員会と細かく打ち合わせをしていく中で、できるかどうか、できるならばどういうふうにやっていけばいいか協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願。いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） 今ほど前向きにさまざまな機関と協議をしていただけるということなので、ぜひ実現できるよう積極的な働きかけをお願いしたいと思います。

主権者教育の目玉として、ぜひ子ども議会のほうを実現するという大前提で後押しをしていただきたいと思います。町長、よろしくお願。いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員の質問の途中ですけれども、ここで昼食のため1時30分まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 笹川議員の質問の続きより始めま。

笹川議員

○5番（笹川広美議員） それでは2つ目の質問、地域包括ケアシステムの充実に向けてお聞きをいたします。

介護保険法第2条第2項に、保険給付は、要介護状態の軽減または悪化防止、医療との連携に十分配慮して行わなければならないとあります。つまり介護保険を使い、よくなっていましようとうたっております。しかし介護保険料を払ってきた立場からは、使わないと損、いよいよ介護のお世話になる体になつたんだから給付金を使い何とか暮らしていくしかないと考えてしまうのが一般的かと思

われます。

今回、教育民生常任委員会で地域包括支援システム実践の先進地、埼玉県和光市を視察してまいりました。現在、全国の要介護認定率は平均18.2%であります。ここ中能登町は18.6%であります。和光市では9.4%、何と全国平均の半分という驚くべき数値であります。

和光市では、まず介護保険法の本質の再確認を原点としています。それは、介護保険を使ってよくなることが目的ということに住民にしっかり理解してもらい啓発の出前講座に重点を置き、活動されております。私自身、介護保険制度への誤った認識を持っていたと深く反省をいたしました。

住民が介護保険法の本質に対し同じ認識を共有し、要介護からの卒業、さらには介護予防への意識を高めていく働きかけは大変重要であります。当町においても、まず出前講座による啓発活動を実施すべきだと考えます。いかがでしょうか。

また、要介護から卒業し、要介護状態に逆戻りすることなく地域で暮らし続けるためには、介護予防支援、生活支援など地域で支える人材の確保が必要であります。民間業者への委託、また介護支援ボランティア制度の導入は不可欠です。具体的な体制整備が急がれます。

私は、昨年の6月定例会、また9月定例会でもこの介護ボランティア制度の導入を取り上げましたが、9月定例会では杉本町長より早急に社協など諸団体と協議を進めたいと大変前向きな答弁をいただいております。現在どのように進められておられるのか、お聞かせください。

さらに、要介護に大きな割合を占める認知症への対策強化が求められています。私も今、後援会活動として町の出前講座をお願いし、認知症サポーター養成講座を町内のあちこちで開かせていただいております。そして

認知症の本人、家族が安心して暮らせる地域をつくりましようと呼びかけております。先月、当町では町全職員を対象にした認知症サポーター養成講座が開催され、大きな反響を呼びました。さらなる推進に大きいに期待をしております。

こうした中、今後、認知症対策として具体的にはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

以上、地域包括ケアシステムの充実に向けて、1点目、介護保険法の本質理解の出前講座の推進、2点目、地域で支える人材の確保のための民間委託や介護支援ボランティア制度の導入、3点目、認知症への具体的強化対策について、杉本町長の答弁を求めます。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の地域包括ケアシステムの充実に向けてのご質問にお答えをいたします。

まず介護保険法の本質理解の出前講座の推進についてであります。

介護保険法の第2条第2項では、介護保険給付について、要介護状態などの軽減又は悪化の防止に資する、また第4条第1項では、国民の努力義務として、みずから要介護状態となることを予防するため常に健康の保持増進に努める、進んでリハビリテーションその他の保健医療、福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めると規定されております。

介護保険というと、一般的には身体に都合が悪くなったときにお世話をしてもらう制度として捉えがちですが、今後の超高齢化社会を踏まえると、介護が必要な高齢者はますますふえていくと想定され、介護保険制度が持続可能で適切、公平なものとなるよう、町民及び介護サービス事業所全てに介護保険の真の意味を知ってもらうことが大切であると考えます。

とりわけ介護保険を使ってよくなることが

目的ということ町民に理解してもらうための出前講座の開催を老人会の各クラブ単位へお願いをしているところですが、若い人たちも含め周知を図り、理解を深めていただきたいと考えております。

次に、地域で支える人材の確保として、民間委託や介護ボランティア制度の導入についてであります。

介護保険のサービスだけではなく、高齢者の移送、買い物、家事、通いの場など日常生活を支えるサービスの需要は高まっています。今後、生活支援体制のあり方を検討するものとして、例えばNPO法人やシルバー人材センター、社会福祉協議会など各種団体、関係機関から成る協議体を設置し、中能登町の現状から必要な資源や人材、担い手の発掘、介護支援ボランティア制度の導入を含め検討をしていきたいと思っております。

次に、認知症への具体的強化対策についてであります。

年々寿命が延びる一方で、誰もが認知症になる可能性は避けられません。認知症になっても住みなれたところで安心して暮らすことができるまちづくりの一環として、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解し、地域で温かく見守ることができる応援者をふやすための啓発活動に努めております。

今後は、学校や企業、各種団体などにおいても積極的に開催し、高齢者等が行方不明となった際に対応できる認知症高齢者等SOSネットワークの構築につながるよう取り組んでいきます。

また、認知症の人ができる限り住みなれた環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策の構築を行う認知症地域支援推進員の配置を考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） 2点目の介護支援

ボランティア制度の導入であります。これから協議体を設置してしっかりと検討していくという取り組みだとお聞きをいたしました。この介護支援ボランティア制度、ポイント付与の制度として全国でも行われておりますが、このポイント付与の対象を65歳以上とする自治体がほとんどであります。これを小学生以上を対象とするところもあります。

子供たちの支援として、通学時の要介護者宅のごみ出し、休日の買い物の手伝いなどがあります。情操教育に役立ち、介護への関心を高め、将来的な介護の担い手育成につながるものとして、今多くの自治体が関心を寄せております。当町では、この子供たちを対象とした取り組みの考えはおありなのか、そのことをお聞きしたいと思います。

また、認知症対策、さまざまな対策をお聞きいたしました。昨年6月定例会で検討すると前向きな答弁をいただいております。認知症カフェですが、この取り組みへの計画、具体的なものがあるのか、お聞かせをお願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の再質問にお答えをいたします。

子供たちには、近所のおじいちゃんやおばあちゃんに元気ですかと声をかけ、困っていることがあれば助けるなどの自然な交流は喜ばしいことだと思います。しかし、子供たちにポイント付与のあるボランティアを導入いたしますと、対価があるのです。一方では対価がないからボランティアをしないというポイントありきの捉え方が出てくると懸念されますので、現在のところは導入の考えはしておりません。

また、もう1点の認知症カフェの取り組みについてですが、認知症の人や家族を支えるための認知症カフェを来年度、鳥屋地区で1カ所開設する計画をしており、認知症を理解し、誰もが支え合う地域を目指していきま

す。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） 今ほどポイント制度、高齢者、多分65歳以上を対象としたものとなっていくと思いますが、このポイント制度は高齢者の社会参加につながるため、高齢者の孤立感を防ぎ、さらには住民同士の交流の多い地域づくりへの進展が期待されております。

近年は、高齢になっても心身ともに健康の人は多く、介護サービスを必要としない人の中には保険料負担の軽減を求める声も少なくありません。こうした高齢者のニーズを満たすためにもポイント制度の効果は大きなものがあります。

また、地域で支える人材の確保といたしまして、ご近所福祉サポーターの考え方もあります。ご近所を50世帯ほどの単位に考え、互助の営みをサポートする体制であります。昨年、私も3月定例会で互助を強化する支え合いマップの作成を求めた質問で触れさせていただいております。

ご近所は、お互いの家庭の事情がよく見え、人々の困り事がよく見えます。ここにはおすそ分け、お返しの習慣があり、その中に移送や食事の問題も取り込まれていました。本来、ご近所には見守り、助け合いをしやすい環境が整っています。そういったもともとあったご近所力をうまく介護支援ポイント制度にもコーディネートし、後押しできる仕組み、取り組みを考えながら推し進めていただけたらと思います。大変大きな効果をもたらす仕組みとして、この介護支援ポイント制度をしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

どんなに要援護になっても住みなれた家や地域でその人らしく生きられるよう、地域包括ケアシステムの充実に向け、住民とともに粘り強く取り組んでいただきたいと思いま

す。よろしく願いいたします。

それでは最後の質問、DVの根絶を目指した温かなかわりについてお聞きをいたします。

WHOでは、親密なパートナーからの暴力、性暴力を重大で世界的な健康問題と人権問題であると捉え、予防を強化することを推奨しています。総理府の調査によりますと既婚女性の3人に1人がDVを経験しており、子供にとっても心理的虐待とされています。

そして、若い世代のカップルにもDVは少なくありません。10代、20代の被害者は女性13.6%、男性9.4%、20代に限りますと女性は21.3%、男性9.4%、被害者が2割から3割に及んでおります。デートDVと呼ばれるこれらの暴力は、将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性も高く、対策が急がれます。

若い世代のデートDVの特徴は、束縛と性的暴力です。一人でも多くの方がDV、デートDVに関する正しい知識と理解を持つことが暴力に苦しむ人への支援につながり、社会からDVを根絶していく一歩になります。

DV問題は、校長だけ、養護教諭だけ、支援員だけでなく、学校全体の啓発を行い、DVについての理解者をふやしていくことでDVへの感度が上がり、相談しやすくなります。いじめ、不登校や授業に余り参加しないなどの怠学、校則違反などをする生徒の家庭がDV家庭であることもあります。DV家庭で育つ子供の理解があれば、生徒の起こすさまざまな問題行動について影響を考慮したアプローチができます。また、生徒の問題行動の本質が実はデートDVにあり、DVを理解することでその支援の視点が持ちやすくなります。そして特別な配慮と情報管理が求められる場合に、他の機関との連携を深めた適切な対応ができるようになります。

学校全体でDVについて理解することは、生徒一人一人の人生にとって、また健全な学

校運営にとっても大変大きな影響を及ぼすものと考えます。ぜひ教職員全体への啓発に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

若者が被害者にも加害者にもならないために、お互いを尊重し対等な関係を築く、コミュニケーションスキルを育てるなど、デートDV防止教育への取り組みが今全国で始まっております。デートDV防止事業を实际受けた生徒たちの感想であります。幾つか声を拾ってご紹介したいと思います。

束縛するのは好きな証拠だと思っていたけど、そうじゃないことがわかった。抱え込まずに人に相談しようと思います。やっぱり男の人は女の人を自分より下だと思っているので、そこが暴力に発展していくと思いました。まだ誰かとつき合うなんてないけど、人を大切にするとということを改めて理解できた。つき合ったから、その相手を自分の自由にしようと思う愚かさを改めて理解できたのでよかった。デートDVは、男イコール女になっていない社会のあらわれだと感じました。DVはひどい暴力としか思っていなかったけど、身近で起きていることもデートDVになるんだと思いました。誰もがもっとお互いのことを思いやれて、DVなんてないような世の中に私たちの世代がしていきたいです。

こういった子供たちの感想があります。

生徒へのDV、デートDV教育の取り組みとして、関係機関を利用した的確なデートDV防止授業は実施すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そして、このデートDV教育の大前提に性教育は必須であります。ネット社会の中で育っている子供たちは、身近な地域など斜めの人間関係からの情報を得ることが薄れ、SNSなどからの誤った情報、過激な情報に左右されがちです。知り合うはずのない男性との特殊な出会いによる性犯罪が多発していま

す。特殊詐欺、風俗関係等、暴力を利用する者たちと若者が知り合い、さまざまな犯罪に巻き込まれています。妊娠や性感染症の問題を抱え、再被害の問題を起こしています。全て若者の無知につけ込んで起きている問題です。

情報社会の時代だからこそ正しい情報をしっかり与えることが必要です。性教育は避けてはならないものです。この性教育を行うには、子供たちの発達段階に合わせ適切に行われなければなりません。加えて、個々の子供たちの抱える問題に応じ、個別の事情に合わせた性教育が必要です。見た目ではわからない軽度の知的障害の女子が性的被害者となるケースは多く、特別な支援が不可欠です。

以上、DVの根絶を目指した温かなかわりにおいて、1点目、学校全体への啓発、2点目、DV、デートDV教育の取り組み、3点目、個別の事情に合わせた性教育の実施について、池島教育長の答弁を求めます。

○議長（甲部昭夫議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほど笹川議員の温かなかわりでDVの根絶を目指そうとのご質問並びにご提案にお答えをいたします。

まず1番目、学校全体への啓発についてです。

学校では、さまざまな問題を全校集会とか学級指導とか道徳教育などを通して取り上げをしております。友達や他人に暴力を振るったり傷つけることをしないようにとか、男女お互いに尊重し合ったり協力し合うという、そういうような問題もありますし、広く学級の問題、学校の問題、いじめ、けんか、トラブル、友人関係、心配事、さまざまな問題についていろんな機会を通して子供たちと相談をし、話し合いをし、個別指導を行っているといったところです。

2番目のDV、デートDV教育の取り組みということですがけれども、私どももなかなか

耳なれない言葉なんですけれども、デートDV、これは交際中の異性の暴力行為を言うんだろうなというように思います。殴るとか蹴るとかといった身体的な暴力のほかに、罵倒する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれてくるんだなというふうにも思っています。

いよいよ学校の子供たちにもそういう心配が迫ってきているんだな、正面から取り上げる時期に来ているんだなというふうにも思っています。

ただ、学校のほうでは、現在のところそういうDVとかデートDVという言葉を使っての指導ということは行ってないだろうというように思います。人権教育とか道徳教育、生徒指導の観点から道徳の時間や学級会活動での人権、男女それぞれの尊重、協力、そういったことの話が中心かなというふうにも思っています。個別な案件が仮に起こったとしても、なかなか全体としての話の中でそれを取り上げるということは、いろんな難しい面もあるんじゃないかなというふうにも思っています。

特に心配である中学校におきましては、学校長の教育方針とか重点事項に基づいて全教職員に対して研修会を計画的に実施している。そういうような中で現在の進んだといいますか難しい問題も出てくるのかなというふうにも思っています。学校長のほうで世の中が起こった事件とかそういうトラブルについて教職員に配付しながら、教職員同士の研修、そういうものについては話もしているんだろうなというふうにも思っています。生徒を前にした指導ということになると、なかなか難しい面も出てくるのかなというふうにも思っています。

それから3番目、個別の事情に合わせた性教育の実施についてであるわけですが、小学校におきましては、個別の教育相談の一環として対応することのほうが多いといえますか

そのほうが多く、担任が日ごろから児童一人一人の様子を観察し、変わった様子が感じられた場合、個別に面談をし、必要に応じて養護教諭や他の教諭の協力を得ながら対応しているというふうに思います。場合によっては児童の特性や理解の程度に応じて、保護者の協力も得ながら指導を行うというふうなことになると思います。

中学校におきましては、全校生徒を対象に思春期講座を開催したり、特別支援学級では保健体育、学級活動の中で個別で丁寧な指導をしております。一方、保健室などにおいても、その子その子に応じた指導や相談に乗っているのが現状であります。

子供たちは情報社会に生活しておりまして、さまざまな問題に巻き込まれたり、大変な被害に遭う心配も高まってきているのも事実です。学校教育におきまして、子供たちの発達段階に応じた適切な性教育というものは欠かせない状況になっているというふうに思います。学校と家庭、地域社会が一体となって真剣に考えなければならない課題になってきているということには間違いありません。

笹川議員のご質問で、DV問題について教職員全体への啓発や関係機関を利用した生徒への的確なDV、デートDV防止授業を実施すべきではないんですかということでもありますけれども、ぜひ私どもは学校だけではなくて保護者の皆さん、それから学校の先生方、それから専門機関の皆さんと相談をしながら、これは土曜授業にやるほうが一番効果的な学習になるんじゃないかなというふうにも思っています。

ぜひ新年度、こういうテーマについても、どのようなやり方で何をすれば一番子供たちの実情に合った教育ができるんだろうかということを検討しながら、前向きにといいますか、ぜひやらなければならぬ問題だなというふうに思って聞いておりました。

よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 笹川議員

○5番（笹川広美議員） 後半、教育長のほうから前向きに取り組むという答弁になったので安心しましたが、最初余り必要じゃないのかなという。ぜひ教育長、大変重要な問題でありますので、しっかり取り組める体制をよろしくお願ひしたいと思ひます。

今を生きる子供たちの環境は大変大きく変化をしております。多様化する家族、ひとり親家庭を中心とした携帯所持率は低年齢化しております。携帯ゲームのほとんどはオンラインゲームで、対戦相手とメッセージ交換ができます。テレビ番組以上に携帯に生活時間をコントロールされている子供たちがふえていっているとされております。そして、その現状を親はほぼ把握できていないといった実態でございます。

中能登町におきましても、大変子供たちがそういった携帯を使用した時間がアンケートをとると割合が大きかったという結果も見えておりますので、こういった点も都会、田舎、地方関係なく、子供たちの世界はそういった世界であるというのが現状かと思われま

す。そして、困難家庭の女子ほど性的行動狙いなどの問題行動を抱える男性とつながりやすいそうです。ネットで知り合った男性を好きではなく寂しいからという理由で性的関係を持つそうです。

このような社会からしっかりと子供たちを守るのが私たち大人の役割です。家族力、地域力の低下が叫ばれる中、子供たちを支える温かなかわりが今ほど求められております。温かなかわりが非暴力への流れをつくりま

す。外部機関との連携で、暴力の誰も加害者にさせない、誰も被害者にさせないとの強い決意で臨んでいただきたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

女性であります。女性に対する暴力は、その背景に家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担の意識や、経済力の格差などによる女性差別意識があると言われていま

す。暴力とは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。恋人や家族など親密な間柄の中で起こる暴力という問題について、私たち大人がまずしっかりと理解を深めていかなければなりません。町としても学校との連携の中で地域の啓発に力を注いでいただきたいと思ひます。

杉本町長、ぜひ町を挙げて子供たちが安心して、そして温かく育まれていく中能登町をつくり上げていきましょう。よろしくお願ひをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。
○議長（甲部昭夫議員） 次に、3番 中川秀平議員

〔3番（中川秀平議員）登壇〕

○3番（中川秀平議員） それでは質問させていただきます。

まず最初に、質問事項として、和光市に学べ！元気になるのは義務、介護卒業は幸せ！という質問の要旨としてまとめさせていただきました。

これは、先ほどの笹川議員も話されました和光市での介護に対する取り組みを聞いた後のすごいと思った言葉でした。

介護保険については、今までも何回か質問させていただいたんですが、私は、この秋に議員の研修で全国北海道から宮崎まで40人近い議員さんたちが集まって介護のことを勉強するという研修に参加しました。そのときに各市町村どれほどの介護の認定率だとか介護保険料は幾らだとかというのを皆さんが持ち寄って、その中からグループごとに特色ある地域を引っ張り出して講評をもらうとか発表するとかという機会がありました。何と私が出した中能登町の介護保険料は38カ所の中で一番高かったです。

それもあって、それまではお年をとられた方が介護の費用を使ってサービスを受ける。これは当たり前だと。どんどん高齢化が進んでいるので、これからもどんどん膨らんでいくんだろうというような危機を持っていましたが、それが和光市の見学、和光市での話を聞いて思いが随分変わりました。

和光市への見学には中能登町の介護担当の方も一緒に行ってもらいました。そこでは最初言いましたように、介護が必要だからそれを支えるために介護保険を使おうというよりは、そうなった体をもとに戻そうやと。介護を受けなくてはいけないレベルになったら、そこからどうやって戻るかというのを市を挙げて取り組んでいるということでした。

最初の質問として、一緒に行った現在の介護の担当の方からいろいろ和光市はこうだった、中能登町はこうだ、ここをこうしたほうがいいというきつと提案もあったと思います。和光市のお話を聞いて、中能登町はこう直していこう、ここは難しい、ここはすぐできるんじゃないか、中能登町のこんなところを直さないといけないんじゃないか、そういうお話を聞かせていただきたいと思います。

2番目の質問なんですけど、和光市を参考にしてやったらいいという施策について、いつまでを目標としてどれだけのことをやるかというお話を聞かせてもらいたいと思います。

中能登町と和光市は随分環境は違います。中能登町と比べて和光市は11平方キロメートルのコンパクトな市です。さらに、交通がすごく便利などころにあって、市民の方が割といろんなところに行って訓練を受けるだとか一緒に健康を目指すというところがやりやすい市だと思っています。

中能登町は、地域も広いですし、なかなか足の便が悪いということはあるのはわかります。ただ、一旦健康を高齢のために崩して介護を受ける方がもう一度元気になりたいという気持ち、できれば元気なまま健康寿命を延

ばして楽しく余生を送りたい、近所の人と仲よくやっていきたいという気持ちは同じだと思います。ぜひ和光市のいいところをどんどん取り入れて、中能登町もほか町に誇れる介護ができるような町になってもらいたい。健康になるのをみんなが目指す、そんな町がくれたらとてもすばらしいと思います。

最後には、ここにあるんですが、和光市健康づくり基本条例という冊子があります。まちの条例として、市民の方々に、まず健康づくりに関心を持ちましょう。ご自身の健康状態に合わせた健康づくりの取り組みをしましょう。市内の事業者には、従業員の健康に配慮しましょう。市の健康づくり施策の推進に協力するよう努めましょう。市の福祉関係者、市内保健、医療、福祉関係者団体には、活動は健康づくりに配慮しましょう。市の健康づくり施策の推進に協力するよう努めましょう。まちを挙げて住民の理解を得ながら、みんな健康になるんだというふうなまちの意気込みが伝わってくる条例だと思います。

きょう現在、中能登町でこのような条例をつくっても、多分何のことだという話になると思います。ぜひこういう条例が、町の方々一人ずつが、そうだ、みんなで元気になるんだというような町になってもらいたいと思います。

以上、最初の質問として、和光市に何を学ぶか。次の質問として、中能登町では和光市の状況を見てどのような計画を持ちたいか。難しいことは何か、やれそうなことは何かという質問にお答え願います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 中川議員の和光市に学べ！元気になるのは義務、介護卒業は幸せ！のご質問にお答えをいたします。

まず、先進的な取り組みを行っている和光市を視察して、中能登町でも参考にできることがあると思われるかについてでありま

す。

和光市は、全国に先駆けて実施をしている介護予防事業により、軽度者には身体や生活機能の改善効果が見られ、要介護認定率が減少している状況です。先ほど笹川議員の答弁にも述べました介護保険法の本質について、和光市民や和光市の介護サービス事業所も理解をし、介護サービスを利用するからには今よりもよくなりたいと目的を持って利用できていることが中能登町とは大きく相違しています。

また、要介護認定を受けていなくても利用できる介護予防の通いの場も充実していることが挙げられます。

今後、中能登町において、介護保険法の理解を深め、介護予防として要介護状態にならない努力とともに、元気な高齢者も支える側としてできる範囲で役割を担い生きがいを見出す互助の再構築が必要であります。介護予防を推し進めるために、通いの場として介護予防の拠点づくりや、介護予防サポーターを養成し、住民参加のもと取り組みを強化していきたいと考えております。

次に、中能登町での即実施は無理だが何年後にどこまでかの道筋、目標を示してほしいということであります。

和光市が介護予防に取り組んで要介護認定率が減少するまでには約5年間かかっております。平成26年では、全国の要介護認定率が18.2%、中能登町の要介護認定率は18.6%と少し高い状況です。要介護認定者がふえ始める75歳以上の後期高齢者は今後も増加し、今のままでは認定率も上がると思われま

す。中能登町は、介護予防や生活支援の体制を整え、元気な高齢者をふやし、全国の要介護認定率を下回ることができるようを目指していきたいと思っております。

中川議員も言われましたように、施設が余計あればかかる人も便利ですし、大変中能登町はそういう点では充実しております。それ

と同時に、そんな方々が余計かかるということで保険料も高くなっているということは現実でありますし、他の市や町の話をしてはなんですけれども、奥能登のほうで施設の少ないところは保険料にしても少ないことは現実であります。

中川議員を初め教育民生の皆さん、また神保課長補佐から水田主査も参っておりますので、いろんなパンフレットとかもらってきているので、私は行っておりませんでわからないところもありますけれども勉強しながら、かかるということでもなしに、かかることによってよくなる、そんなような目からうろこが落ちたような、そんな気でおりますので、また中川議員のいろんな話、これから町はどうすべきか、そういう提言もいただきたいと思

います。

よろしく申し上げます。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 答弁をいただきましたが、具体的に中能登町は今こうだけど、こういう施策、実際和光市が何をしているかというのは、この大きな冊子でどういうことをしているかというのがありますし、中能登町も立派な介護の計画があります。私が研修に行ったときにも、中能登町は随分しっかり計画をつくっているというふうな、介護保険料が高いのは別なんですけれども、そういうほかの議員からの言葉ももらいました。

具体的に今見てきたことで中能登町で一番欠けているところは何なのか。それに対してどうしていくのか。そこをもう少し具体的に話していただけないでしょうか。お願いします。

○議長（甲部昭夫議員） 道善長寿介護課長
〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 中川議員のご質問にお答えいたします。

今現在、中能登町に欠けているところというのは、高齢者の方、通いの場が少ないとこ

ろもあります。通いの場の少ないところがありますし、どういことをしてほしいとかということもありますので、来月なんですけれども、中能登町の社会福祉協議会と一緒に地区のほうへ予定なんですけれども鳥屋地区、鹿島地区、鹿西地区、各1カ所ずつなんですけれども、地区に出向きまして福祉座談会というものを計画していきまして、その地区でどういことが足りないか、まず10年後のその地区を考えてみませんかというのをテーマにしていろいろな話を。出ていただく方には、区長さん、民生委員、地域福祉推進チームの方、青壮年団の方、老人会、女性協議会の方、子供会の方や区の役員の方が集まっていますので、いろいろな話を出していただき、それぞれの地区の今足りていない、こういうことが困っているというのを見出していき、社会福祉協議会と協議をしながら、生活支援サービスというのがありますので、中能登町に足りていない、こういうところをもう少し充実させてほしいという高齢者の方の声を集めていますので、それに向かって町のほうでも今後どういふうにして進めていけばいいのかというのを職員で検討を行っていますので、和光市の施策なりを参考にしながら、中能登町もこういふうにしていききたいというのを考えております。

地域サロンのほうは34カ所と充実していますので、サロンにもまだ行けないという方、またサロンを引っ張っていくというリーダーとなる方を、サポーターの方を見出すために、来年度はサポーター養成を行うのに、5人から10人ほどなればいかなというのでサポーターの養成講座も行います。

和光市を参考に、和光市はすごくずば抜けているので、できないところもあると思いますけれども、少しでも中能登町も和光市に近づくように頑張っていきたいなと思っていますので。

以上になります。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） まだ和光市を見にいったばかりで、具体的にこうしよう、ああしようというのは多分これからだと思います。いろんところを回って、まず要望を聞くところからという話を聞きました。ただ、その中では、町の人たちの思いで元気になるんだということを広めて、これだけ要介護認定の率が半分になるという成果を上げているところもあると。いろんことを言ってもらいたいんだけど、その結果、元気になりましょうよというのをぜひ声を高らかにやれば中能登町もできるはずだということを広めていただきたいと思います。

そして私は、中能登町は地の利が悪いというのはきっとあると思うんですけれども、ご近所の底力ではないんですけれども、近所同士見守るとか助け合うという風土は決して和光市に負けるものではないと信じています。それと実際、介護認定率悪いといいますがけれども、調べてみたら60歳から75歳未満の高齢者の方、後期高齢者じゃなくて高齢者の方は介護認定率4.2%です。75歳以上の方でも32%です。お年を召されても中能登町でも介護が必要な方は少ないです。

そういうことを前面に出して、それらの人に少し助けてくださいというのは、その方々が元気で暮らせるためにもプラスになると思います。ぜひうまく話しして、町民の皆さんの理解をもらいながら元気な町、一番元気な町、中能登町をつくらせていただきたいと思います。

これで最初の質問を終わります。

次、2つ目の質問です。就職することが難しい若者の支援についてという質問です。

私は、七尾にジョブカフェ石川というのが今もあるんですけれども、そこでなかなか就職が難しい若者たちの支援をしばらくしていました。もう何年も前になるんですが。

そういう若者たち、ある人はカウンセラー

に話を聞いて、自分がしんどいことがあったのを思い出して泣き始めるという子もいます。そんな子も何回も何回もカウンセリングする中で、もう一回やってみますというふうに元気に働き始める方もいます。ただ一方、ジョブカフェに来られるんだけど、多分この子は一生懸命面接の練習だとか元気な挨拶をしようとかといっても、なかなか初めて出会う面接のところへ行ってきちんと話すことができない。この子はちょっと難しいかなという子もたくさん見てきました。その子も訓練をすればなるというときもあるんですけども、そのままずっと就職できないまま長い間通う、あるいは途中で、これだけやっても無理なんだから、もうそんなこともしなくなるという子も見てきました。

私がジョブカフェを離れてから数年たつんですけれども、今、日本中で人手が足りない、経済が活性化しているというのを聞きまして、そんな子も今は働いているんだろうかと思って、この間、聞きにいきました。そこでの話は全く同じような状況でした。

そんなときに、ある人から、障害の手帳を持っています、あの人は。うちの子はそんなのは持ってないんだけど就職なかなかできないと。手帳を持っている子は授産施設、七尾ですとみのり園とかありますが、そこで納豆づくりだとか、あるいはペットボトルを集めて出すとかということをして1カ月そんな訓練、授産施設ですから職業じゃないんですけども訓練をして、1年間に月何千円というお小遣いをもらって、それをためてゲームボーイを買うんだというふうに元気にそれに励んでいる子がいます。

そうしますと、そういう手帳だとか障害というものを持ってない、多分、介護とかそんなところに行っても、あなたは普通の人だから大丈夫だと。ハローワークへ行って紹介してもらいなさいというと、その子らは、はいと言って回れ右して帰るんです。だけどハロ

ーワークから行ってきなさいと言われた会社に行くと、こんな子はちょっとだめだと。一回採用したけれども、朝来てぼーっと立っているだけだと。元気な挨拶ができない子はだめだと。申しわけないけどやめてくれと言われる子もいました。

ぜひそんな子らも僕は働いたお金でこれを買った、今度はこれが欲しいのでまた一生懸命働くという気持ちを持ってもらって、できる人、できない人はあると思うんですけども、中能登町から何かとにかく働いて給料がもらえるという喜びを持てる人をふやしたいと思います。

じゃそのために何をするかというのが質問なんですけれども、大変難しいと思います。ただ、私もいろんな研修に行きますと、最近では地方分権、私の町はこういう思いで、ちょっと変かもしれないけれども、変といったら失礼なんですけれども、ちょっとほかの町とは違うけれども、こんな施策をとりますということは割と通じるという話も聞いています。

現に例えば普通の小さな町ですけれども、町長さんの考えでサポートしているという町もたくさん聞きました。ぜひ中能登町はこういうことをして、そんな働く喜びをもらえない子を助けてほしいと思います。

その次の質問なんですが、私はこの話を聞いて七尾の職業安定所に行ってきました。そこで言われたのは、そういう子がいるのはわかりますと。ただ、あそこは最低賃金を守らせるのが仕事ですと。もしあなたの町で、この子は最低賃金、多分七百何十円だったと思うんですけども、企業からその半分しかもらえなくて、町でその半分を補填するんだったら大歓迎ですと。ただ、そういう施策はとれるはずがないと思います。

それにつけ加えて、労働という形でそういうことはできないんだけど、福祉の領域で、最近ではきちんとした手帳を持っていないく

ても、発達障害とかそういういろいろな名目で地域地域のやり方で授産施設みたいなのはやれるかもしれないというふうな話も聞いています。

ぜひ中能登町、そういう子たちが働く喜びを持てるようにしていただきたいと思います。

最初の質問として、そういう働きたくてもなかなか働けない人がいるという実態をご存じか。中能登町ではこれくらいの方がそんな人だよという話を聞きたいのが1問目。

2問目として、そういう人たちにどんな援助が考えられるかというのをお聞きしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 中川議員の就職することが難しい若者の支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の引きこもりなど安定した収入を得ることが困難な若者や壮年の人はいると思うが、その実態を町は把握しているかとの質問であります。残念ながら町としてはそのような実態は把握をしていないというのが現状でございます。

また、引きこもりなどの就業相談窓口としては、厚生労働省が認定をしている地域若者サポートステーションが全国でおよそ160施設あります。石川県では、金沢市に石川県人材育成推進機構が運営するいしかわ若者サポートステーションという名称の施設があり、仕事をしていない方で、どうすれば就職ができるのかなどの悩みを持つ15歳から39歳までの若者を対象に個別的、継続的に支援はしております。

2点目のそれらの人を支援するために町として取り組める施策があると思うが、当人や雇い主への支援などを考えられないかとの質問であります。現段階においては、町独自では引きこもりの方を対象とした就業支援な

どは行っておりません。

対応としては、先ほど紹介をしましたしいしかわ若者サポートステーションの専門の相談員や、また臨床心理士が職業的自立に向けてのキャリアとメンタルのサポートを行う出張相談を受け入れし、広報なかのとや町ホームページなど通じて周知できればと考えております。

また、サポートステーションでは就労体験受け入れ協力企業を募っており、就労を希望される方に職場見学や職場体験等の機会を提供しているので、雇い主への支援は難しいものの町内企業で受け入れ体験の協力が得られれば心強いと考えております。

また、町にはつばさもありますし、また七尾市にはいろんな施設もあります。そこと連絡をしながらそこへ行かれる方の相談にも乗ったり、いろんな支援もしておりますし、そういう方のためにも全体ということで、町全体としても、つばさに対してもいろんな便宜を図ったりしております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） つばさとか、みのり園とか、できればそういうところでボランティアという、施設にとっては多分そこに入るというよりは、ボランティアとして参加できる。そのボランティアとして、アルバイトじゃないんですけども働く中で、少しでも働く力をより身につけるといことはできると思います。

そんなところもあるんですけども、最終的には本当に身に合った。私たちはジョブカフェの中で話していたんですが、最低賃金の半分でも、この子は半分しか働けないんだから半分でも、あるいはそれよりも少なくとも働いて、給料をもらったというのを思ってもらいたいねとやっているんですけど、なかなか難しいです。

例えば農業ですとか、内職、1個つくった

ら幾らというような作業所をどこかにつくってもらって、そこで誰か代表がいて指揮命令を出すとそれは労働になるから最低賃金と言われるんですけども、そこにみんなが集まって内職のできるものをつくってやるというようなことでもいいので、いろんなサポートステーションがあるんですが、なかなかそれがその人の給料にまでいくというのは大変難しいものがあります。ぜひそこにつながるようなことをこれからも、私も考えていきますし、町のほうもそういう方がいるということは理解できてもらえると思いますので、できることがありましたら告知、そういう人を助ますということに進めていけたらなと思います。

よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

子育て世代への支援拡大についてということで、子育て世代、今、就職も難しい、なかなか非正規になると正規の給料をもらうのは難しいという時代ですが、子供の貧困という言葉も聞くんですが、親の収入で子供が辛い思いをするというのを少しでも減らしたいと思うのは皆さんの共通の願いだと思います。

そんな中で、給食費。多分親御さん、給食のお金はとにかく払おうということで、払えないという人はそんなに多くないと思うんですけども、そんな人たちに中能登町は子育て世代を応援している町ですと。その応援の仕方として、子供の小学校、中学校の給食費を町が全部負担しますと言えれば、少子・高齢化への先駆けの施策にもなると思いますし、そういうことをやっている自治体は調べてみたら結構ありました。

ただ心配なのが、そういうことをしてしまうと、あんたの町は立派だと。じゃこんな援助は要らないだろうというふうな国からのそんなものもあるような気がしますし、なかなか思い切ったことはできないと思うんですが、

例えば給食費の半額を町から補助するというだけでもいいので、ぜひ中能登町は教育に力を入れてますと常日ごろ聞いていますので、そのあかしとして今度はこういうことをしますということを言っただけないでしょうかという質問です。

そういった中で、高校生まで医療費無料という施策を中能登町がしています。大変多分親御さんにとっては好評な施策だと思うんですが、一方で病院関係者からですとかは、無料なので、普通ならば一晩様子見るだろうというところでも即病院に駆け込んでくるという人がそういう無料化にされたところの地区からは多い。あるいは夜中、普通ならば夜間料金とか高い料金がかかるんですが、そういうのも無料ですから夜中に来る。それは親御さんにとってみればありがたい制度なんですが、それを使い続けるというのはいかかなものかという気がします。

医療費の初診料、あるいは夜間の割増料金くらいは来た親御さんに払ってもらえるようにすることで少しでも給食費の無料化に向けた財源が少しはできるのかなと。

今、財源、人数と給食費の話したら1億ぐらいかかるような感じになります。その財源はすぐ出ないと思うんですが、そういう方向への取り組みができるかどうか。どんな問題があって、多分無理だろうという答えもある程度は予想はしているんですが、ほかにまだこういうことも考えているというのがありましたら、子育て世代を応援しているという観点でお答えを願います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 中川議員の子育て世代への支援拡大についてのご質問にお答えをいたします。

少子化対策の一つとして小中学校の給食費の無料化を考えられないのかとの質問にお答えをします。

中能登町では、給食を調理するための施設

の管理費、また燃料費、人件費は町が負担をいたしております。学校給食費は、食材のみの費用を保護者の皆様にご負担をいただいております。児童生徒の食材材料費は年間で8,500万ほどになっております。

今後、給食費の無料化につきましては、無料化した自治体の状況は幾つかあります。それらも調査、また確認をし、いろんな面で検討もしたいと思っておりますし、きょうの朝ありました宮下議員からの3歳から5歳までの保育料の無料化、そんなお話も出ております。この町は子育てしやすい、そんな町を目指しておりますので、それらも含めて検討したいと思っておりますし、また庁舎の統合を初めあいた施設のいろんな利活用の問題もございます。一も早く庁舎も統合し、また、あいた施設の利活用等も考えながら、今言われた無料化、そして3歳、5歳児の保育料の無料化、それらも含めて考えていきたいと思っております。

また、給食の無料化の対応財源として子供の医療費の無償化の見直しというご提案でありますけれども、私は中能登町が元気なまちにしたい、住んでよかったと思われる、そんな町にしたいというようなことで、産業の振興、住環境及び教育環境の充実、子供から老年寄りまで生き生きと安心して暮らせる町、そんなことを進めてまいりました。

中でも子供の医療費の助成につきましては平成26年度からは中学生から高校生まで助成の範囲を拡大し、子育て支援に努めてまいっているところであります。

対応財源とはいえ、サービスの後退となることは今のところは考えておりませんが、お話をされた夜間であったり、また軽症であったり、そういう方々が無料化であるがゆえに余計かかっているとか、そういうことも一回調べまして、本当にかかってもらう方には、重症の方には夜間であろうが日曜であろうがかかってもらなければならないわけであ

りますけれども、それらも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 先ほどの最初の宮下議員からの話もありましたけれども、ぜひ中能登町は教育に全力で取り組んでいるという方向に進んでいくことを望みます。

庁舎統合という話も出ましたが、中学校をつくって、道の駅をつくって、小学校をつくって、しばらくお休みをして、つくるものはお休みして、もっと福祉だとか教育だとかというところにお金を少し余計回すということもやり方だと思います。ぜひこれからも検討していただけるということで、これからこうしますと。一律何%のシーリングではなくて、今度は方向をここに向けますと。それが町の将来に資すると信じていますというようなお話が聞けるのを心待ちにしております。

以上で質問を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ここで2時55分まで休憩をいたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 諏訪良一議員

〔7番（諏訪良一議員）登壇〕

○7番（諏訪良一議員） 2問について質問をいたします。

最初に、人事評価とその活用についてであります。

平成26年5月14日に改正地方公務員法——略称地公法とも言いますが——が公布され、平成28年4月から、来年4月から全ての自治体で人事評価を行うことになりました。このことに関しては、申すまでもなく既にご承知のことと拝察します。

地公法第23条2項で、「任命権者は、人事

評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする」と明記されております。人事評価の結果をいかに活用するかが今回の改正のポイントになっております。人事評価制度を各自治体の人材育成に関する基本方針に位置づけ、体系的な能力開発に努めるとともに、職員の能力や実績に基づく人事管理の徹底がこれまで以上に町長の責務になるものと推測します。

これらのことを踏まえまして、人事評価制度実施に向けてどのようにお考えでしょうか。人事評価結果の活用について。評価者とは人事評価をする恐らく管理職の人でしょうけれども、町長が全員の人というわけではなかろうかと思いますが、その評価者の指導能力の向上、以上3点について伺いたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の人事評価とその活用についてのご質問にお答えをいたします。

現在、中能登町では、年2回、6月と11月に勤務評定を実施し、本人の自己評価から始まり、順次、直属の所属長の評価、部局により教育長、副町長、そして町長の評価を経て、その結果を評価直後の勤勉手当や昇給に反映させております。しかし、その職員の評価結果を継続的に蓄積し活用できているかということに関しましては、不十分な点があると考えております。

このような現状の中で、これまでの勤務評定をさらに充実させた制度となる人事評価の実施を規定した改正地方公務員法が平成28年4月から施行されます。

ご質問の1点目の人事評価制度実施に関する所見についてであります。新しい人事評価制度では、従来の勤務評定に比べて能力、実績主義を実現するために、より客観性、透明性を高め、公正な人事評価の仕組みを構築

することが求められております。

公正な人事評価により、職員が客観的に自分の評価を理解した上で、配属された職務に対し目標を設定し、達成意識を持って取り組むことができますので、この制度に沿った人事評価制度を構築することは有意義であると考えております。

次に、人事評価結果の活用についてですが、現在行っております勤勉手当や昇給への反映に加え、継続的に蓄積された人事評価により、昇任、降格、また配置転換への客観的評価資料として活用を図っていく必要があると考えております。

また、人事評価の結果を職員が理解し、人材育成につながるように活用することも大切であると考えております。

次に、評価者の指導能力の向上についてですが、現在は勤務評定の手引きという要領により評価を実施しておりますが、評価研修としてはまだまだ十分とは言えない状況であります。

今後、人事評価の結果を広く活用していくためには、その評価が客観的で公正に行われることが不可欠であります。そのためには、評価者が人事評価制度の意義や評価方法について十分に理解し、評価を行うことが重要となります。このため評価者訓練研修を実施し、その評価能力の向上を図る必要があると考えております。

地方分権の進展により町の役割が増大し、また町民のニーズが多様化する中、職員の職務遂行能力の向上が従来以上に求められております。人事評価により職員の長所、短所などの特性を把握し、日常の業務を通じて指導育成することにより職員全体の資質を高め、それがひいては町民への質の高い行政サービスの提供につながるように制度を構築し、運用していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 今町長が現在やっておいでる勤務評定について説明されたわけですが、これまでの地公法第15条、第40条では、先ほど町長の説明されたとおり、これに基づいてこれまで勤務評定が行われてきているものと思いますが、専門家の間では現状における指摘事項としては、1つには、まず評価項目が明示されておらない。それから、一方的な評価で結果が職員に示されていない。人事管理に十分活用されていない。こんなところが指摘されているところですが、恐らくや当町においてはこれらの指摘事項はなかろうと信じておるわけですが、今回の改正法によりますと、これまでの活用法のほかに最もかなめなところは人材育成、人づくりにあるようであります。

となってくると、まず評価者の訓練、管理能力、このあたりが最もかなめであろうかと思えます。このことについてどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 諏訪議員の質問にお答えいたします。

評価者の研修というのが一番大切かと思えます。これについては先ほどの町長の答弁にもあったとおりですが、そのやり方については今後十分検討して対応してまいりたいと思えますが、なかなか役場内だけでは対応できない面も考えられると思えますので、外部からのそういう講師を招聘したりということもあわせて考えて評価者研修をきちっと行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） まず評価者を訓練されるときのポイントとしては、やはり評価する人によって内容の理解が統一されておらないと大変誤った答えも出てくるのではなか

ろうか。意思の疎通が大事だろうと思えます。

次に、今回の改正点では、まず開示するということがポイントになっております。そういうことからいくと、これまで以上に評価する人、される人、大変責任がついて回ってくると思えます。

それと職員の能力開発、これは教えてもらうんじゃなくて、みずからが率先して開発するように努める、こんなところにあるわけですが、このあたりをどのようにお考えですか伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 諏訪議員のご質問にお答えいたします。

私どもの年輩の職員と、それから近年採用した若い職員では非常に考え方が違っているなどというような思いを持っております。そこから辺の溝を埋めて、やる気を出して歯を食いしばってでも頑張っていく、そういうような方向に私どもは持っていかなければならないというふうに思っておりますので、その方法については一朝一夕で安易な方法があるわけではないと思えますが、管理者ともどもいろいろ協議をしながら方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 今回の人事評価、余り昇任とか昇格にとらわれずに自分の能力を磨く、あるいはいい方向へ誘導していく、ひいては人づくり、人材育成、このあたりがこれまでと違いますので、このあたりをやはり重点にして地公法に取り組んでいきたい、こんなことをお願いするものであります。

2つ目の人口ビジョン策定についてです。

石川県企画振興部から、この10月末現在における県内19自治体の人口ビジョン、合計特

殊出生率目標の策定状況が発表されました。この内訳を見まして自分なりにびっくりしたのは、14市町が策定し、当町を含む5市町が策定なしということであったわけです。

町の将来像を考えるときに、まず把握しなければならない要素は人口動態であると強調されています。このことは、あらゆる政策が将来人口の行く末によって左右されるからです。

今年度は、各自治体において人口ビジョンと総合戦略策定の努力義務が課せられているようです。国の長期ビジョンでは2040年に出生率2.07を達成すれば2060年に人口1億人を維持できるとしており、一方では県では出生率が全国平均より現在高い、現在のペースで行けば2038年に2.07に達すると見ております。

これに対して、当町では去る8月20日現在で発表した人口ビジョン現状分析編、こんな立派な冊子が発表されておりますが、この中の人口ビジョン現状分析編のシミュレーション、1表で2030年から2060年には2.10としており、国並びに県平均に比べて高い水準で推移していくとの試算がなされていることは、大変喜ばしい限りであるわけです。長期的に見て2.07程度で人口が横ばいであると国のほうでは試算されておりますが、これらに対比して見ると当町の試算は高いところにあるわけです。

こんな立派な成績を出しながら、今回、県の発表ではなぜ未策定として発表されたのか疑念を持っているわけです。そういうことから、1つは人口ビジョン策定に関する所見について、2つ目には未策定発表に至った経緯について、3つ目には将来像の設定と戦略について、伺いたいと思います。

○議長（甲部昭夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の人口ビジョン策定についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の人口ビジョン策定に関する所

見についてのご質問であります。現在、全国の各自治体でこの人口ビジョン及び総合戦略の策定が進められております。中能登町といたしましても今年度中に策定を終えるようアンケート調査の実施、各課における事業集約を行っており、今月1日には産官学及び金融、労働の各分野から成る有識者会議の第1回目の会議を開催いたしました。また、あす17日には、まち・ひと部会と、しごと部会に分かれて意見集約を行う会議を予定しており、今後も数回にわたり会議を開催し、中能登町版の総合戦略を策定することとしております。

このうち人口ビジョンの策定については、中能登町でも年々総人口が減少し続けている状況の中で、生産人口も減少し続けており、2020年を境に65歳以上の老年人口も減少するという推計をしております。

こうした状況を踏まえ、総合戦略の策定については、将来を見据えた戦略的なまちづくりを推進していかなければならないと認識を新たにしたところであります。議員の皆様方にも、2月中にはそれぞれの素案をお示ししたいと考えております。

次に、2つ目の未策定に至った経緯についてのご質問であります。国が掲げる目標としましては、全ての都道府県及び市町村は平成27年度中の策定に努めるとありますので、中能登町としましては、このスケジュールに合わせて、現在、今年度中の策定を目指しております。これまで実施してまいりました事業とあわせて中能登町としての目標や事業を検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3つ目の将来像の設定と戦略についてのご質問であります。昨年、日本創成会議の発表によれば、中能登町は能登半島で唯一、消滅可能性都市でないとしております。これは、これまで実施してまいりました子育て支援事業や分譲宅地造成事業などの成

果によるものだと考えております。

しかし、人口減少に歯どめがかかっているわけではありません。今後も人口減少に歯どめをかけるべく、さまざまな事業を展開していかねばなりません。

なお、総合戦略につきましては、先ほど述べましたとおり、現在、各課及び有識者会議等で協議をしている段階であります。有識者会議で意見を取りまとめた上で議員の皆様方にご提示をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） 人口動態の把握ということになってくると、町創生の根幹をなすものであらうと思います。ただ単に国へ報告するための計画の設定、戦略であってはならないと思います。そういうことから人口動態の把握ということになってくれば、まず日常茶飯事の問題であらうと思います。

それからもう1点は、2.10ということになってくると、わずかながら長期的に見て人口がふえる計算になるわけですが、大変喜ばしいことであります。反面、いかにしてこの数字に取り組んでいくかがこれからの大きな問題だらうと思います。それこそ町の創生にかかってくる問題であらうと思いますが、この点についてもう一度伺います。

○議長（甲部昭夫議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 諏訪議員の特殊出生率についてのご質問であります。確かに2.10というのは大変高い数値であります。今後また有識者の方、また関係者の方と、こういった形でこの数字が達成できるのかといいますか、この数字を目指していくのかというのもまた考えていかねばなりませんし、それ以前に、もう一度有識者とともに、この目標数値というのをどういうふうな数値に設定をするかというのも慎重に協議をしながら進めていきたいと思っております。

いずれにしろ、さきにお話をしたとおり外貨を稼ぐ産業というのをしっかりとこれから守っていかねばならない。それが今後の出生率にも影響してくるのかなと思っておりますので、またこういったことも有識者の方と共通認識を高めながら取り組んでいながら、町としてどういった特殊出生率の設定が望ましいかも含めて検討していきたい。そしてまた、2月中にはお示しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（甲部昭夫議員） 諏訪議員

○7番（諏訪良一議員） この問題は大変、今後の中能登町を占う意味からいきましても重要な問題であります。そういうことで、町民挙げて取り組んでいかねばならない問題ではなかろうかと思っております。そういうことで、町としてはとにかくリーダーシップを発揮して誘導して行っていただきたい。

こんなことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

◎散 会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で本日の一般質問を終わります。

今回は、あす、17日午前10時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時23分 散会

平成27年12月17日（木曜日）

○出席議員（12名）

1番	土本稔	議員	7番	諏訪良一	議員
2番	林真弥	議員	8番	宮下為幸	議員
3番	中川秀平	議員	11番	古玉栄治	議員
4番	山本孝司	議員	12番	若狭明彦	議員
5番	笹川広美	議員	13番	坂井幸雄	議員
6番	南昭榮	議員	14番	作間七郎	議員

○欠席議員（2名）

9番	亀野富二夫	議員	10番	甲部昭夫	議員
----	-------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	農林課長	加賀忠夫
副町長	廣瀬康雄	上下水道課長	北野均
教育長	池島憲雄	住民福祉課長	平岡重信
参事兼総務課長	堀内浩一	長寿介護課長	道善まり子
参事兼土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	正谷智
参事兼保健環境課長	長元健次	教育文化課長	植田一成
企画課長	高名雅弘	生涯学習課長	百海和夫
情報推進課長	町田穂高	教育文化課担当課長	林大智
税務課長	古川利宣		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第3号）

平成27年12月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○副議長（宮下為幸議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○副議長（宮下為幸議員） これより一般質問2日目を行います。

それでは、発言順に質問を許します。

最初に、13番 坂井幸雄議員

〔13番（坂井幸雄議員）登壇〕

○13番（坂井幸雄議員） それでは2問にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、人・農地プランの現状についてでございます。

中能登町の水田は1,580ヘクタールでございます。それを守るためには大変皆さんの農家の力が必要かと思えます。それで、ひとつよろしくお願ひします。

生産者の高齢化と後継者不足の中で、農地を守るために、TPP、環太平洋連携協定の対策の一環としていろいろと事業が行われております。国が推し進める農地のプランの対応についてお伺ひいたします。

農地を中間管理機構で活用された農地の集積の現状をお伺ひいたします。1点目。

2点目は、水田活用を図る上で、農地中間管理機構による交付事業として地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金の交付単価とその面積をお知らせ願ひたいと思ひます。

3点目でございますが、受け手側の利点はどのようなことがあるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

最後に4点目ですが、中間管理機構への貸し付けは10年間であるそうです。その後、追加があると思ひますが、機構との契約となる長期の間にはいろいろと問題が生じると思ひます。つくり手の方が病気になったり事故に遭ったりしてリタイアすることもありますがこの見直しはどのような程度に行われるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

以上4点、願ひいたします。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

坂井議員の人・農地プランの現状についての質問にお答えをいたします。

人・農地プランは、集落や地域が抱える人と農地の問題解決のため、集落や地域において地域の担い手の確保、将来の農地利用のあり方、農地中間管理機構の活用方針、農地の出し手の状況などについて話し合っていたいただき、作成をしていただくものであります。現在、町内では36地区において人・農地プランを策定しており、毎年、定期的な見直しを行っております。

人・農地プランを作成していく中には、信頼できる農地の中間的受け皿がある、また人・農地問題の解決が進めやすくなるといった意見を踏まえて整備されましたのが農地中間管理機構であります。

石川県では、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構が平成26年7月1日に農地中間管理機構として指定をされ、町が貸し付け希望農地を取りまとめ、機構と町が連携して借り受け希望者の方々に農地を効率的に利用できるよう調整を図っているものであります。

町といたしましても、このような農地中間管理機構制度を有効に利活用し、町内の遊休農地や耕作放棄地の解消を少しでも図りながら中心的な経営体となる農業法人組織や担い手農家の育成に努めてまいりたいと考えております。

ご質問のありました制度の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（宮下為幸議員） 加賀農林課長

〔加賀忠夫農林課長登壇〕

○加賀忠夫農林課長 ご質問のありました内容について説明をいたします。

まず1点目の農地中間管理機構を活用した農地の集積状況のご質問ですが、中能登町における集積状況は、昨年度、22地区におきまして99.1ヘクタールでありました。今年度は11月末現在で16地区において約60ヘクタールの集積を予定しております、さらに地区説明会を実施しながら集積の増加に努めている状況でありまして、昨年度を上回る集積見通しとなる予定であります。

次に、2点目の水田活用を図る上で農地中間管理機構での各種協力金の交付要件の面積や交付単価についてのご質問ですが、農地中間管理機構では、農地の貸し手や借り手の方々に対し、地域集積協力金、経営転換協力金、それと耕作者集積協力金の支援制度がございます。

初めに地域集積協力金ですが、機構に農地を預け入れた場合、機構への集積割合に応じて地域に対して協力金が交付されます。

今年度では、農地の集積が2割超え5割以下で10アール当たり2万円、5割超え8割以下で10アール当たり2万8,000円、8割を超えるものでは10アール当たり3万6,000円の交付となっております。ちなみに昨年度の実績では、町内1地区19.3ヘクタール、集積率が60.1%で541万8,000円が交付されております。

なお、この交付単価ですが、来年度以降は段階的に改定されることになっておりますので、ご理解願います。

また、経営転換協力金ですが、リタイヤされる農業者の方々に対しまして、経営規模に応じて1戸当たり0.5ヘクタール以下の場合

ですと30万円、0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下で50万円、2ヘクタール超えた場合には70万円が交付されることになっております。

昨年度の実績では、22戸の農家に対しまして840万円が交付してきております。今年度は11月末現在で19戸の農家に対して590万円が既に交付をされております。

さらに、耕作者集積協力金ですが、機構の借り受け農地等に隣接する農地、または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地を機構へ貸し付けた農業者に対しまして10アール当たり2万円が交付されます。

昨年度の実績では、7戸の農家に対しまして30万8,000円の交付です。今年度は、11月末現在で7戸の農家に対して47万2,000円が交付をされております。

なお、この交付単価も来年度以降は段階的に改定される予定でありますので、ご理解をお願いします。

続いて、3点目の受け手側の利点についてのご質問ですが、受け手側の地域での利点としましては、地域集積協力金の交付等によりまして、地域全体での生産コスト低減を目標に共同利用される機械等の導入費に充てることができるところから、地域農業の発展に資することが可能と考えております。

個人別の利点としましては、人・農地プランに基づいた農地の長期貸し借りによりまして、安心して経営規模の拡大や分散した農地の集約が図られることで農業経営の効率化が進むものと思われま。

また、出し手側のメリット並びに地域に対する支援等によりまして、地域担い手の確保や将来の農地利用のあり方を考えていくことができますので、受け手や出し手の双方、さらには地域にとっても大変メリットにつながるものと思っております。

最後の4点目の10年間の機構との契約で、長い期間にいろいろと問題があると思うが、

見直しができるのかとのご質問ですが、農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りは、長期間の利用権設定による貸し借りにより、出し手となる方も受け手となる担い手等の方々も安心して安定的な農業経営を営まれることが前提となるものであります。

長期間での契約が機構の制度の根幹でありますことから、原則、出し手側につきましては、土地収用など特別な事情がない限り解約等はできないことになっております。また受け手側につきましても、病気などでやむを得ない事情により農業経営を続けられなくなる場合もあるかとも思います。そうした場合も新たな受け手を探しまして農地を守っていただくこととなります。

人・農地プランは、そうした地域の農地を守っていただくための制度でありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 今、課長からいろいろと詳細な説明を賜りました。これも国がTPPを対応する前提ということで繰り込んだと思います。

そこでもう一つだけ、小さな話ですけれども、受け手と借り手の間に小作料というのは生じると思いますが、小作料はあるのかないのか。また、あったとしたらどこで決められるのか。地域で決められるのか機構で決められるのか、受け手と借り手の間に受けられるのか。その点、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮下為幸議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 坂井議員の再質問にお答えいたします。

農地中間管理機構での受け手となる農家の小作料の設定は誰が決められるのかというご質問ですが、機構を利用された場合、受け手側の借地料である小作料につきましては、機構や町で決めているものではございません。

原則、地域内での話し合いによりまして地域に合った適正な価格を決めていただくことになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 今の小作料なんですけれども、話し合いによって決められるということですね。そのやつは恐らく管理機構へ納入して管理機構から地主へ行くんだと思うんですが、そうだと解釈しているんですがそれでよろしいですか。

それとあわせてもう1点ですが、最近の新聞では農水産分野に3,871億円ということで15年度の補正予算がまだ決定しておりませんが、ここに990億円の農地改良とすることで計上の発表はあるんですが、町としては、県と町とこの990億円のうちの幾らかは土地改良に使われるという案があると思うんですが、その点、町の方針をお願いしたいと思っております。

○副議長（宮下為幸議員） 加賀農林課長

○加賀忠夫農林課長 最初のご質問で、受け手側と出し手側の話です。出し手側は中間管理機構へお任せすることになります。受け手側の賃借料に係る小作料ですが、これは地域で単価を決められて機構ともやりとりをされた上で、あくまで直接ご本人のところへ払うんじゃないかと、当然前もって出し手側は機構に預けていますので、機構を介して、お支払いが機構のほうを受領するという形という扱いになります。

TPPのお話は、まだ予算化の話なので、ということでお願いたします。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 TPPにつきましては、ずっと協議中であります。そういう中で汎用化、また農業農村整備費をふやすという話が出ております。これは政権がかわりまして、民主党政権の3年間で農業農村整備の予算が38%まで下がりました。大体5年か6年で完

成していた圃場整備等も9年から10年かかる、そんな状況でありまして、このままではだめだというようなことで、もとへ戻そうと3,000億円をもとへ戻す。その1年目として1,000億つける。そういうことでありまして、土地改良、農村整備、農道、そんな方々の力も入れながら前の予算まで持っていこうというようなことで、私自身も要望もしたり、国会へも、また関係者のところにも足を運んでおるわけでありまして、また21日にも土改連として、また農業農村整備の会長として知事のところへも行くことになっております。

そういう中で、1年でも早く、せっかく圃場整備をするにしても仕上げたいというようなことで鋭意頑張ったい、そう思っております。

以上です。

○副議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） できるだけ力をかけて地域の土地を守っていただきたいと思っております。

次に2番目でございますが、住民健診についてでございます。

最近、身近な人たちが要検診で大きな手術をされております。これも住民検診が行われてから石川県成人病予防センターからの検診の結果のご案内を受けての要検診だと思っております。

最初は初期でありますので対応が簡単だということでもありますし、遅い方は命を落としております。そこで、住民健診の大切さをここで訴えたいと思っております。

自分もそういう立場に一回あったわけでございますので、早かったもので、このようにこの席で立って質問させていただいておるわけでございますが、とにかく住民健診は相当なお金がかかりますが、早くすれば社会保障費が削減されると思っております。それで住民健診の大切さを訴えたいと思っております。

それでは質問させていただきます。

町民の住民健診の受診率はいかほどなのか。

また、特定健診、受けて輝くこの命ということで、スローガンで、がん検診の受診率をお伺いしたいと思います。

それと、26年度から始まっている成人用肺炎球菌予防接種の状況についてお伺いいたします。

最後には、人間ドックの受診数並びに補助金関係についてはどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

4点目でございますが、健康を維持するためにはラジオ体操と早朝の散歩が脚力の筋肉の保持になると思っておりますので、推進できないかどうかということをお伺いしたいと思います。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員の中能登町の住民健診の状況についての質問にお答えをいたします。

「健康でいきいきと暮らせる町 なかのと」の基本理念のもと、町民が安心して健やかに生活できるような施策の推進に向けて、関係団体や地域の皆様と連携、協働して取り組んでいるところであります。

それでは、住民健診とがん検診のご質問についてであります。

なお、住民健診、がん検診、人間ドック等の実施状況につきましては、この後担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

健診事業につきましては、町民の疾病予防や健康の保持、増進を図るために、町民の皆さんにわかりやすい健診の案内や受診しやすい健診日程の工夫、また電話等による個別の受診勧奨に力を注ぎ、今後もさらなる受診率の向上に向けた取り組みを講ずる必要があると考えております。

また、議員からご提案のありましたラジオ

体操と早朝散歩を推進してはどうかについてであります。

運動は、生活習慣病だけでなく、高齢者の身体機能や認知機能の低下の予防にも有効であります。私自身も朝早くストレッチやウォーキングを行っており、おかげで自分の健康が維持されていると実感をいたしております。

町では現在、健康づくりの一環として、さまざまな機会を利用して町民の方に運動に関する指導や教室を開催しております。一人一人、体の状態やライフスタイルが異なりますので、ラジオ体操や有酸素運動など、町民の方がみずから実践できる運動を見つけていただき継続できるよう、運動の意義と重要性について普及啓発と必要な情報提供を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○副議長（宮下為幸議員） 長元保健環境課長

〔長元健次参事兼保健環境課長登壇〕

○長元健次参事兼保健環境課長 それでは、健診の結果等について、状況等について私のほうから説明をさせていただきます。

まず1点目の住民健診である特定健診の平成26年度の受診率につきましては45%でございました。平成27年度におきましては、3ポイント伸びの48%を見込んでいるところでございます。

2点目になりますが、がん検診の受診率につきましては、胃がん検診では、平成26年度は14.2%、27年度では15%を見込んでおります。肺がん検診では26.7%が27%に、また大腸がん検診では16.1%から19%と、いずれも前年度を上回る見込みでございます。

なお、平成26年度の子宮頸がん検診でございますが27.9%、乳がん検診では27%でございました。今年度の受診率につきましては、いずれも2月までが受診期間のため、現時点では申し上げることはできません。

次に、成人用肺炎球菌の予防接種についてでございます。これの受診率につきましては、平成26年度は58.7%でございました。今年度につきましては、11月末現在で申し上げますと32.7%でございます。

また、最後の人間ドックの件ですけれども、人間ドックの受診者数についてでございますが、平成26年度の実績では108名となっております。今年度は、昨年度よりも多く12月14日現在で138名の申し込みを受けておるところでございます。

なお、受診者に対する補助につきましては国保加入者が対象となりますが、検査費用の7割を町が助成しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） いろいろと笛吹けどなかなか町民が踊らずという数字であろうかと思えます。できるだけ住民健診で初期に発見できれば命を落とすことがないかと思えますので、それぞれ保健指導員の方々の受診されない方々の対応もひとつよろしく願いいたしたいと思えます。

肺炎球菌の件でございますが、報道では5歳ごとの対応ということになっておられますが、なぜ5歳ごとの対応なのか。ワクチンが急にはそろわないというための対応なのか、5年ごとという対応はどのような考えで。国も定めておりますが、どのようなお考えなのかお聞かせ願いたいと思えます。

○副議長（宮下為幸議員） 長元保健環境課長

○長元健次参事兼保健環境課長 坂井議員の肺炎球菌の予防接種の受診形態についてご質問でございます。

この予防接種につきましては、高齢者の肺炎の予防を目的に毎年65歳以上の5歳刻みの年齢の方を対象に、平成30年度までの5年間でより多くの高齢者の接種を目指すものでご

ざいます。

坂井議員がおっしゃいました対象者がなぜ5歳刻みに設定しているかという根拠につきましては、議員おっしゃるとおり国の方針でございますが、全国的なワクチンの不足を来さないように確実な接種の機会を設けることが目的とされております。

なお、平成31年度以降につきましては、65歳になられた方が対象となる予定でございます。したがって、予防接種の対象となる人は1人1年度限りということになりますので、町民の方が接種機会を逃さないように町のほうでも一生懸命周知を図っていきたくて考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○副議長(宮下為幸議員) 坂井議員

○13番(坂井幸雄議員) 肺炎球菌のやつはそれでわかりました。

それではもう1点だけお願いします。

先ほどのラジオ体操と早朝の散歩の件ですが、杉本町長はこのようなことはやっておられるんですが、健康を保って元気におられるのが手本だと思います。見本だと思います。

自分の思いだけ言います。

町では、高齢者には、いきいき百歳体操やいろいろな高齢者サロンなどを開いて、できるだけ会話をしておられ、認知症にならない、また会場へ足を運ぶということで、いろいろと保健課の人たちが気を使ってやっておられます。

ただ、手っとり早い案でございますが、少し自分の思いだけ言わせていただきます。

ラジオ体操と早朝散歩の件でございますが、このラジオは以前に老人に配布されたラジオです。このラジオでスイッチを押しますと6時半から10分間、NHKのラジオ体操が入ります。それを首にかけながら朝10分か15分、散歩しております。愛犬を持っている方々は早朝に犬とともに散歩しておりますが、散歩することが脚力の筋肉が保持できる

と思います。

小さい子供のときからラジオ体操というのは知れ渡っております。このことを継続して、できるだけ高齢者の方に脚力の筋肉が衰えないように散歩できればいいかと思えます。もしこのようなことができなかつたら、音声告知端末機で6時50分ですか、その以前にラジオ体操でも流されたらいかがなものかなという思いがあります。最初は騒音のようではなかなかうるさいと思えますが、長年、健康のためということで放送されれば、何人かの方がそれに合わせて体を動かされると思えます。

3日ほど前の新聞でございますが、羽咋小学校が全国でラジオ体操のコンクールで表彰されております。羽咋市の小学生は、朝の登校のときにラジオ体操から始まってということでありまして、このことに関しては中能登の小学校も夏休みにはラジオ体操を集まってやっておるわけでございますので、身近な健康づくりの一環だと思いますので、このことを町の健康の基本条例として、ラジオ体操が流れる町ということで推進すればいいかなものかなという自分の思いです。

その点、誰か、保健課か町長か、思いあつたらお聞かせ願いたいと思えます。

○副議長(宮下為幸議員) 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員の言われた、私もそのラジオをここに入れて聞きながら犬を抱っこして、20年ぐらい続いております。継続は力なりという言葉もありますけれども、よっぽどひどい雨風でない限りは行っておりますけれども、そういう中で何人かの方がわしと一緒にいこうかというようなことで一緒に歩いたり、わしもあっちから来るわというようなことですが、続いた人で1週間。2週間ぐらいたつとやめてしまわれる方が本場に多いです。

全体でラジオ体操どうかと、今言われた告知端末に7時50分に流しても、何ややかま

しいと。やる気がなければ、なかなかそれが続かんがでないかなと思います。

やはり一人一人その時間がいつがいいのか、いつあいているのか。やる気があって続くものであって、全体で時間を決めてそういうことをしても、やる気のない方は、やかましい、こんなときにとこのような。お昼のミュージックであってもやかましいというような話も聞こえてくるぐらいでありますから、やはり一人一人の考えかなと、私はそう思っております。

○副議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 質問ではございません。健康に長生きしたければ転ぶなという壮快号の2月号に出ております。脚力が衰えるにつまづき、転びがありますので、その点、私も一緒ですけれども、高齢者に対して脚力の筋肉をできるだけ保持するような施策をひとつよろしく願っていたと思います。

これで終わります。

○副議長（宮下為幸議員） 次に、12番 若狭明彦議員

〔12番（若狭明彦議員）登壇〕

○12番（若狭明彦議員） 私は2点について質問させていただきたいと思います。

まず1点目に、入札について。

まず1つ目は、入札方法についてお尋ねしたいと思います。

入札については、見積もり、指名、一般競争入札があるわけですが、それらの方法なり条件なりを説明していただきたいと思います。

それと、最低制限価格の設定もしてあるものもあるんですが、その中身についてもお願いいたします。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 中能登町の入札につきましては、廣瀬副町長を委員長として3人の参

事、そして各課で業者の選定委員会をつくりまして、一件一件、精査をしながら公正、公平にしておると思います。

詳細につきましては廣瀬副町長から答弁させていただきますので、よろしく願います。

○副議長（宮下為幸議員） 廣瀬副町長

〔廣瀬康雄副町長登壇〕

○廣瀬康雄副町長 若狭議員の入札についてのご質問にお答えいたします。

今ほど町長から申されましたように、私は工事請負業者選定委員会の委員長を副町長がするという事で定められておりますので、委員長をしております。その関係からお答えさせていただきます。

まず、中能登町では、入札方法として指名競争入札と一般競争入札の2種類を採用しております。

指名競争入札につきましては、工事であれば予定価格が130万円、物品等購入では80万円、業務委託では50万円を超えるものについて、競争入札参加資格者名簿に登録されている有資格者の中から、中能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱に基づきまして、中能登町工事請負業者選定委員会において選定されたメンバーの中から落札者を決定するものであります。

また一般競争入札につきましては、入札の透明性を確保し、公正な競争を促進し、受注機会の拡大を図ることを目的に、おおむね3,000万円以上の工事の中から、施工条件、技術的難易度等を考慮して、事後審査型制限つき一般競争入札を行っております。有資格者であって入札公告に記載された参加資格を満たせば自由に入札参加できるというものであります。入札後に落札候補者の審査を行い、落札者を決定するものであります。

以上の入札方法により、今年度につきましては11月末時点で167件の入札を行っております。今後とも入札に関する法令遵守や情報管理徹底を継続しながら適正な入札の執行を

行ってまいりたいと思っております。

それと最低制限につきましては、現在、請負工事のみ適用しております。昨日、土本議員の質問にありましたように、今後コンサル業務等も最低制限価格を設けるかどうかはまた検討させていただき、採用するかどうかはまた今後の検討材料ということで委員会のほうでは話をしております。

以上であります。

○副議長（宮下為幸議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） ただいま副町長が選定委員会の委員長として答弁をされたわけでございますが、それらの3,000万円以上の一般競争入札、小さいものは地域においても最低制限価格が入ってないんですね。たとえ30万でも50万でも入ってない。きのうも土本議員の言われるみたいなものもあったんですが、そのところが入れてもいいんじゃないかと。地域の零細商店とか企業がそんなに最低制限、無制限にしていたら、幾らでもいいのかというふうな話も出てくるのではないかなと思っております。

工事についても、ある程度、建設工事なら余り単価下げたらだめやわいや。事故も起きるし、いいことはないわいやといういろいろ町長の配慮とか副町長の選定委員会の配慮でいいと思いますよ。それは地元なり地域の業者の育成もあって、いいんじゃないかなと思っております。

ところが私はちょっと思うんですが、今あちこち、これからも取り壊しが多くなります。多くなるということはどういうことかと。取り壊ししたらなくなるんですね。私も前も言ったんですが、なくなるものに最低制限価格というラインをつくったほうがいいのか。現在はありますよね。なぜあるんですかと。そういうことは、業者の質、技術力とか機械力とかいろんなことを考えると、うちの町はこんな方法ですと幾らになります、Bの会社はこういう方法にすればこうなりま

すという一般競争入札の中に大抵届けをせよとなっているのではないんですか。そうすると、その会社の技術力によって単価が大分変わってくると思うんです。その業者に言わずと、そんなものは7割か8割で簡単にできるわいという業者もおいでます。私も実際、金沢にもちょっとあって、いろんな方とも話をしていたんですが、どうや、中能登町へ来るかということ、どんだけでも呼んでくれ、出ていきますというような話もしているくらいです。

それと、私もちょっと確認しますと、取り壊しに設計事務所に入らないかんがかなと。町長は建築の技術者として、建築会社も運営されて経験されて、そういうことにたけていると私は思っております。だからちょっと町長が調査すればすぐわかると思うんです。そういうことも含めてすれば、もう少し単価も下がってくるんだと。その分を小さいとかそういうところに持っていてもいいんじゃないかと。私も聞きますと、購買とか、この前の設計事務所もえらいダンピングしたとか、それが当たり前やと思うんです。その人のやり方。だからそれはそれでいいんじゃないかなと思っております。

そういうことも含めて、できる範囲内といえますか、そういうこともやっていったほうがいいんじゃないかと思うんですが、町長はその点どういうふうに思われますか。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 最低制限価格につきましては、工事につきましては全部、小さい大きい関係なくつくって引いております。これも県の指導もありまして、大体この線からこの線にというような指導はあります。それに沿って中能登町も最低制限価格を工事につきましては設けております。

きのう土本議員の質問がありました物品については、今のところは最低制限価格は入れておりませんが、先ほど副町長の答弁

もありましたように、物品、またコンサルにつきましても入れればいいのか、どのようなことになるのかという協議をしながら前向きにつくっていきたい、そう思いますし、また壊しやすかいに設計が要らないのではないかとというようなことでありますけれども、壊してあっても安心、安全のために、これを壊すときにはこのような単価があるというようなことで、やはり公正にするときには設計事務所を立て、それに基づいて壊していくというようなことが大変大事ではなからうかと思いません。足場をつくらなければならないときにつくらなくて壊したり、そういうことも起こるわけでありますので、まず安心、安全のためには足場をどうするのか。また住宅地であれば防音シートでなければならないのか、普通のシートでいいのかというようなそんな観点からいけば、やはり専門家の設計事務所を立て、その中で単価を決め、入札を行うということが大事ではなからうか、そう思っております。

その業者が7割でするさかいそっちやというようなことであって、もしも事故が起きたら、やはり町の責任でありますし施主も安ければいいというようなことにはならない。私はそんな思いであります。

以上です。

○副議長（宮下為幸議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 町長の答弁にもあったわけなんです、建物でも建てるのなら足場するのは条件やと。条件にしなくても仕事できないんですよ。できません。それは当然、自分の身がかわいいから、足場なかったら私上がりませんよと言います。ところが取り壊しくらいなら、例えば変ながに足場組んで人間上がってもらったら困るんですよ。困ります。

そうすると、たとえ木造住宅でも必ず瓦から先におろさないかと。そうせな危険なんですよ。そういうときには必ず足場を組む

んです。昔みたいに、ただ落とせばいいというわけにもいきませんし、処理の問題も絡んできます。そういうことは今では常識なんですよね。だからどういう業者でも、それくらいする業者は常識で理解しているわけでございます。その点、町長も理解していながら説明もしていると思うんですが。

それと、先ほどの一般競争入札。こうして見ておると、指名業者なら5社とか8社とか10社は指名しているんですよ。そうすると5社も8社もおればほんでいいがいやということで皆さんも納得できると思うんです。ところが一般競争入札。法律には違反しません。1社でも競争入札、せめて2社要る。

ところが2社とか3社というのはあるんですよ、現実に。そんながなら一般競争入札も指名にしてもいいんじゃないかと。そういうことも必要になってくるんじゃないか。そうせな変ながに、2社で入札しておったら、町長、これはどんながやと、何か意味あるんですかというようなこともなり得るということも出てきます。

それも踏まえてされたほうがどうですかということなんです、どうですか。

それとも選定委員長が言うても必ず後に町長の判こ、執行権を持っているからすると思うんですが、それとも何か、副町長のほうがいいがかね。それはどっちでもいいわ。

○副議長（宮下為幸議員） 廣瀬副町長

○廣瀬康雄副町長 入札の方法につきましては、過去は指名競争入札がほとんどで、金額問わずやってきた経緯があったかと思うんですが、途中から競争性をどなたでも参加できるようにということで一般競争入札、それも制限つきということで、いろいろな条件をつけながら一般競争入札に取り組んできた経緯があります。

そういうことで、金額的には県のほうもある程度の県内の状況もあるんですが、大体3,000万以上ぐらいについては、金額も下が

りつつあります、一般競争入札に係る金額で。うちは当面の間は3,000万以上には制限付きの一般競争入札を今後とも採用していきたいというふうに、委員会の方針ではそういう方針であります。

以上です。

○副議長（宮下為幸議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） ただいまの答弁で、わからないことはまた聞きますので、3回目終わりましたので終わります。

それでは、もう1点について質問いたしたいと思います。

くい打ち工事について質問したいと思いません。

この間から旭化成建材によるくい打ちデータの改ざんが判明し、3,000件のうち360件もという件数で判明したと報道されておりますが、福井県に本社がある三谷セキサンにも福井県で1件が発生したと言われております。

その点、当町においても中学校、道の駅、鹿島小学校、鹿寿苑など、また防災センター、土木工事などにたくさんのくい打ちをされたと思っておりますが、どこにどれくらいの本数が打たれているのか、どこのかいを調査したのか、その結果はどうなっているのか、説明を求めたいと思います。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 若狭議員のくい打ち工事についてのご質問にお答えをいたします。

ことし10月に問題が発覚した旭化成建材株式会社のくい打ちデータ改ざんについてですが、当時一騒動となったことは言うまでもありませんが、調査の結果から申し上げますと、今回の対象となった過去10年間のくい打ち工事約3,000件の中に該当となる工事は当町では存在しておりませんでした。議員の皆様、そして町民の皆様におかれましては、全く心配はありませんので安心をしていただきたいと思えます。

そこで、町内におけるくい打ち工事を実施

した箇所数及び施設名、くいの本数については担当課長から報告させますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（宮下為幸議員） 堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 それでは、くい打ち工事の箇所数、本数等について、私のほうから説明をさせていただきます。

対象につきましては、合併後の町内の公共施設でのくい打ち工事ということで、ご理解をお願いいたします。

建築物の箇所数としましては4カ所ございます。中能登中学校が一つですが、ここではくい長は18メートルから29メートルのものを使用して合計で472本となっております。また「道の駅」織姫の里なかのとは、くい長は14メートルで本数は90本でございます。次、3つ目の鹿島小学校となりますが、ここではくい長が5メートルから16メートルで、本数は210本でございます。最後、二宮あおば台のバス待機所でございますが、くい長4メートルで、本数は4本でございます。

合併後の建築物での使用の状況は以上のとおりでございます。いずれも工事の施工監理業者が施工時に立会いして確認を行っております。

次に、データ改ざん調査についてでありますけれども、そのような問題発覚後において緊急的に調査を行いました。その結果については先ほど町長から申し上げたとおりでございますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（宮下為幸議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 防災センターと鹿寿苑は入っていないの。

○副議長（宮下為幸議員） 堀内参事兼総務課長

○堀内浩一参事兼総務課長 鹿寿苑につきま

しては、町の発注ではありませんので、今の対象数には入っておりません。

それから、放射線の防護施設のことをおっしゃっているんですね。あそこについては、その中には入っていないので、後でまた確認してお知らせをしたいと思います。入っているのか入っていないのか、くい打ちをしているのかどうか確認をして、後でお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（宮下為幸議員） 若狭議員

○12番（若狭明彦議員） 鹿寿苑は町の発注でないからということなのですが、特別養護老人ホームやから直接向こうだからといって町長が理事長なんです。町長の管理の中に多分入っていると思いますので、私が質問を兼ねてさせていただいたわけでございます。そういうことで、そこを理解しておいてくださいよ。

3問目したから終わります。

○副議長（宮下為幸議員） ここで11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○副議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 林 真弥議員

〔2番（林 真弥議員）登壇〕

○2番（林 真弥議員） それでは事前通告に従って質問をさせていただきますが、今回の一般質問、2日間となりました。町長を初め執行部の皆様、大変お疲れであったと思うんですが、私が最終質問者ということで、少し気の緩む場面かなとは思いますが、最後まで緊張感を持ってご答弁願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回ですけれども、2点の質問を用意しております。ではまず1点目に入りたいと思います。

1点目の質問なんですが、1人乗り電動車両、通称シニアカーといいますが、その電動車両の安全対策並びに今後の需要と必要性についてお尋ねをしたいと思います。

まずシニアカーというものなんですが、中能登チャンネルをごらんになっていらっしゃる方から傍聴席においでの方も大体ご存じだと思います。（資料提示）カメラさん、ここアップできますか。できませんかね。こういうものであります。

私たちがこの電動車両を近くで目にするようになって十数年ぐらいたつかなと思うんですね。この電動車両、当初はゲートボールのコースの移動用に使われていたというものだったそうです。このシニアカーには運転免許というのは必要がなく、登録番号、いわゆるナンバープレートというものも必要ありません。道路交通法上は車両というのではなく歩行者扱いで、車道ではなく歩道を通行することになっており、歩行者扱いであるがゆえに自動車の自賠責保険のような保険制度もありません。ちなみに道路交通法では歩行補助車で、日本工業規格のほうではハンドル形電動車いすという名称で呼んでいるんだそうです。

国内のメーカーは現在6社ほどあるそうなんですが、主流は4輪だそうなんですが3輪のものもあり、車体の大きさは長さが120センチ以内、幅が70センチ以内、高さが109センチ以内で、速度は時速6キロまで。そのように決められており、フル充電時の連続走行距離、充電をいっぱいにしたときの連続走行距離なんですけれども、車種によって少し違いがありますが大体20キロから30キロというふうになっております。

大体これが電動車両の概要です。

気になるお値段です。金額なんですけれども、30万円前後が一般的となっております、この車種は福祉用具ということで消費税はか

からないということだそうです。

この電動車両なんですけれども、町なかで見かけて危ないな、ちょっと危ない運転されているなど思われた方、決して少なくないんじゃないかなと、そう私は思っております。

そんな中なんですけれども、ことしの9月5日、町内において道路横断中の電動車両と乗用車による、乗用車と電動車両の関係する大変悲しい事故が発生しました。残念ながら死亡事故となってしまったわけなんですけれども、それを踏まえて、今後の高齢化社会やそれに伴う運転免許返納、さらには歩行者扱いとなっていて現在のところ余り進展が見られない道路交通法などを考えたとき、そして今後このような悲しい事故の発生を防ぐためにも、町独自の安全対策を講じてはどうかというのがこの質問の趣旨であります。

決して町に対していきなり大きなことを望んでいるわけではなくて、法的に余り進んでいないと思われる安全対策というのを鑑みて町独自で一歩踏み出してみませんかという、そういう考えですので、そのあたりをご理解の上、次の3点にご答弁いただきたいと思っております。

1点目なんですけれども、さらなる高齢化社会と運転免許返納に伴い、シニアカーがふえるということも予測される中、法的には登録の義務というのはありませんが、町で所有者と車両の登録といいますか把握、所有者の方と車両の把握というものをできないか。

2番目ですけれども、所有者と車両の把握を踏まえた上で、町独自の安全対策というのを講じることはできないでしょうかということです。

3点目なんです、この車両の今後の需要と必要性というものをどんなふうに見ていらっしゃるのかという、この3点で質問いたします。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長
〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 林議員のシニアカーの安全対策と今後の需要、必要性についてのご質問にお答えをいたします。

る説明がありましたけれども、シニアカーとは、高齢者向けにつくられた1人乗り電動車両であります、道路交通法では車両ではなく歩行者扱いとなるため、歩道のあるところでは歩道を、歩道のないところでは道路の右側通行を、道路を横断する場合は横断歩道を通行することとされております。

まず所有者の登録についてですが、シニアカーは歩行者と同じ扱いであるためナンバー登録や運転免許も必要がありません。仮に町が登録を呼びかけたとしても、登録の義務もないため登録するかどうかは本人の自由であることから、所有者全てを把握することは難しいのではないかなと考えております。

このため町といたしましては、今後もシニアカー使用者を含む歩行者やドライバーへの交通ルールとマナーの遵守を呼びかけ、地域住民の交通安全に対する意識向上を図ってまいります。

またシニアカーの需要と必要性については、近年ウォーキングなどによる健康維持志向が高く、またシニアカーに対する個々の価値観もさまざまであり、需要も急に増大することはないのではないかなと私は思っております。

十数年前から何人かの方が乗っておいでますけれども、見かけるところでは減ってもふえていないというのが現状でなかろうかと思っております。

また林議員には、交通の推進隊として長年交通行政にも携わっておいでしますので、これらについてもいろんなアイデア、どうすればいいか、お聞きも、また提言もしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮下為幸議員） 林議員
○2番（林 真弥議員） 今ほどの町長のご

答弁なんですけれども、私、町内であった事故、残念ながら死亡事故であったんですけれども、七尾署管内ではこれに関する死亡事故というのは調べた限りはありませんでした。全国的にシニアカーの事故例を見ると、自転車とぶつかるというのが結構あるそうなんです。シニアカーというのは両手がふさがります。両手で乗りますけれども。側面から自転車がどんと来た場合、右でも左でもいいんですけれども、どんと来た場合、4輪といえどもある程度の速度で来るとどうしても転倒すると思うんです。高齢者の方が乗っておいでますから、両手がふさがっている。横からどんとぶつかる。転倒する。うまく腕で支えられればいいんですけれども、そのまま支え切れずに頭からどんと行くという場合もあると思うんです。

私あの車両を見ていて、ヘルメットをかぶればいいんじゃないかなと。自転車と同じなんですけれども、ヘルメットを着用すればそういう事故といいますか、仮に自転車とぶつかって転倒しても頭を強打することはなくなるのではないかなというふうに私は思っているんです。

法的には歩行者扱いということで、そういう義務もないわけなんですけれども、残念ながら町の中でこういう死亡事故がありましたので、第2、第3の事故は防ぎたいという思いでこの質問をしているわけなんですけれども、ヘルメットというのも私は有効だと思います。

1年に1回でも2回でも警察関係の方を呼んでいただいて、所有者の方に集まっていたら安全講習会等を開くのも、また一つの方法じゃないかなと思います。

登録というの杓子定規みたいな格好になるんですけれども、把握ですよ。誰々さんが所有していらっしゃるという把握を何とかできないかな。把握した上で、町の安全対策を講じていただく。100%把握というのはなか

なかできないと思うんですけれども、少しでもそういう悲しい事故にならないように、皆さんに安全対策を周知する意味で何とか把握することに努めていただきたいと思います。

さっきも少し言ったんですけれども、これには自動車のような自賠責保険というのはありません。任意保険というのは各メーカーでやっぺらっしやるんだそうですけれども、果たして所有している方々が保険に入っているのか入っていないのか、それもわかりません。

そういうことも含めまして、安全対策というのが十分になされていない中で1人乗りの電動車両が町なかを走るということなので、何か一步踏み出してほしいなど、そう思っております。

もう1点なんですけれども、本来あの車両というのは歩道を走るべきものであります。でも車道を走っているのを町長、見かけますよね。あれはなぜ歩道を走らずに車道を走っていらっしやるのかというと、歩道の状態が悪いんですよ。段差があったり波があったりということで歩道の状態が悪いので、どうしても状態のいい車道のほうを走ってしまうということもあります。歩道をきちっと整備できればいいんですけれども、全ての歩道を修繕するとなってくるとなかなかそんなわけにはいかないと思うので、仕方なく車道を走ってしまうというようなことになっていると思うんですけれども。

もう一度、町長にお伺いしますけれども、大きなことでなくていいので、何か一步だけ前へ踏み出すような安全対策できないでしょうかね。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 林議員が言われましたように、できるだけ把握をし、また、その方々に町を通じたり、また防犯推進隊を通じたり、今言われたようなヘルメットをかぶっていただくとか、また天気の良い日、余り晩には乗

らないようにとか、そういう指導はしていかなければいいなど、そう思っておりますし、安心、安全のまちづくりということで、中能登町でつくっている歩道は全て平坦に。大分昔つくったあれは段差があったり波があったりしておりますけれども、中能登町になりましたからの歩道は全て平坦に、車が通ってもいいように、また学校の周辺の歩道は自転車が通ってもいいように3メートル50にしております。

そういう中で、個々で気をつけながらそんな方々に気をつけていただく。また周りの人もその方々に気をつける。そんな指導をしていければと。一步踏み出すことは当然であろうと、そう思います。

以上です。

○副議長（宮下為幸議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） 町長、ぜひお願いしたいと思います。

これに関連した質問です。きのうの中川議員も質問されましたが、質問の中で出てきましたが、11月に教育民生常任委員会のほうで埼玉県の和光市を視察してきました。要介護率が全国一低い、そういう市でありますけれども、私あそこで説明を聞いていて、現に向こうの職員の方もおっしゃっていましたけれども、要介護率を下げるための一番大切なことというのは、家に閉じこもるのではなく外へ出ていただくことだと。どうしても高齢になり、少しずつ体の状態が悪くなることによってどうしても家から出なくなってしまう。車の免許証も返納されたりすると出る手段がなくなってくるわけですね。出る手段がなくなる。体の状態が悪くなる。衰える。要介護のほうになってしまう場合が多い。とにかく家にこもらずに外へ出ましよう。それが一番大事ですよというそういう話もあったと思うんです。

電動車両、高齢者の方の利用がほとんどだと思うんですけれども、介護担当の道善課長

にご意見聞きたいなと思うんですけれども、要介護を下げるためには、どうして外へ出ていただくかというのは多分大きな悩みになっているんじゃないかなと思うんですけれども、その辺どんな考えでいらっしゃるでしょうか。

○副議長（宮下為幸議員） これは通告外でありますので、それはまた全協なりの席上で言っていただきたいと思います。

○2番（林 真弥議員） わかりました。

じゃ、もう一つ。先月なんですけれども、11月の初めに東京のほうで東京モーターショーというのがありました。1週間ほどあったんじゃないかなと思うんですけれども。その会場へ行ってきたわけではないんですけれども、東京モーターショーの資料の一部を拝見したんですが、その資料の一部に飛躍的に進化したシニアカーの出品というのがありました。

飛躍的に進化したシニアカーというのはどういうものかといいますと、大手自動車会社や電機メーカーをやめた若い技術者たちで設立した会社の製品でありましたが、先ほど歩道の状態が悪くて車道を走ることになるという話をしました。その飛躍的に進化したシニアカーというのは、8センチ程度の段差ならすっと乗り越えられるんだそうです。砂利道、それから雪道も走ることができる。もっと驚くことに、スマートフォンで遠隔操作までできる。第三者による操作もできる。もちろん連続走行距離も大幅に延びるそうです。

その製品にかかわっている技術者の方の一人がこうおっしゃっているんですね。高齢者も障害のある方もどんどん外に出かけられるようにしたい。と同時に心のバリアも取り除きたい。さらには、全ての人々が自由に移動できる社会の実現に向かいたい。そんなふうにおっしゃっているんですね。

私が一番何を言いたいかといいましたら、今話題の自動運転自動車。数年後にはもしか

したら実用化になるのではないかなという期待もある中なんです、自動運転自動車が本当に実用化となった場合に、世の中の交通事情というのが大きく変わるということも十分考えられます。高齢者や障害を持つ交通弱者の方々が自由に移動できる社会を目指して日々奮闘している若い技術者、挑戦者たちから私たちが学ばなければいけないことというのはたくさんあるんじゃないかなと、そう思っております。

私、個人的には、若い技術者たちが開発する夢のようなシニアカーというのを楽しみたいかなと思っております。そういう未来を見据えた夢のような車というのが出てくる可能性というのは十分あります。その未来を見据えた上で、再度、安全対策の策定に関してお願いしたいんですけれども、町長、最後に一言だけ何かご答弁願えませんでしょうか。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、高齢化、超高齢化と言われておまして、だんだん高齢の方がふえていく中で、免許証を返納した場合には足がないということが一番大きな問題であろうと思っておりますし、そのためになかなか返納も進んでいないというのが現状であろうと思っております。

林議員の言われました自動車も進化をし、皆さんが乗るカーも進化をする。そういう中で、いつでもどこへでも行けるような、そんな道路行政といいますか、そんなものも大事であろうと思っております。これからできるだけそんな方々にもどこへでも行かれるような歩道であったり、また車道であってもきちっと段差のないことが必要であろうと思うと同時に、そういうことに乗っている方も安心してみんなで見守りながらどこへでも行ける、ちょっと段差のあるところへはみんなが助けてあげる、そんな心遣いというか、そういうことが必要であろうと思っておりますし、弱者と

ますか高齢者といいますか、そんな方々に優しい、そんなまちづくりができればと、常々そう思っておりますし、そういう方向で進めたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮下為幸議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） 町長、ぜひ安全なまちづくり、一步一步進めていただきたいなと思います。

それでは2点目の質問に入ります。

2点目の質問なんですけれども、役場内の部署再編と新設並びに職員のワーク・ライフ・バランスについてお尋ねをします。

現在、町では統合庁舎設置に向けた動きがあり、その統合庁舎に旧鹿西中学校の校舎を使用したいという意向であることも理解しております。これについては、昨年3月の庁舎整備検討委員会が出した答申によるものですが、町からのその意向を受けて議会のほうでも庁舎統合建設特別委員会のほうで議論を重ねておりますが、いまだに結論には至っていないというのが現状であります。

旧鹿西中学校校舎使用以外の案も幾つかあるわけで、最終的な結論というのはまだわからない中ですが、庁舎統合へかじを切ろうとしている町側としてどのような構想というのを持っているのか、確認しておく必要があると考えます。

今、3庁舎ですけれども、3庁舎を1つにすることで年間2,000万円前後の経費が削減できるというような試算も出ておりましたが、まさかこのためだけに庁舎を統合するというわけでもないでしょうから、統合庁舎による効果と効率性や機能性を踏まえた上での部署再編や新設及び撤廃などの構想、さらには大半が集結する職員への対応と職員の働き方の変化などへの考え方をお伺いしますの、次の3点にご答弁を願います。

1つ目です。今後の再編計画と庁舎統合の場合の部署新設についてどのように考えてい

らっしゃるのでしょうか。通告書には再編と新設となっているんですけども、もし撤廃というのであればあわせてご答弁ください。

2つ目です。危機管理や安全対策に関する専門部署の新設と町の危機管理に対する自己評価についてお伺いします。

3番目です。ワーク・ライフ・バランスを念頭に置いた次世代の働き方についてどういうお考えを持っていますか、お伺いします。

この3点です。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 林議員の役場内の部署の再編と新設並びに職員のワーク・ライフ・バランスについてのご質問にお答えをいたします。

まず今後の再編計画と庁舎統合の場合の部署新設につきましては、現在の中能登町の行政組織は、町長部局に11の課、また教育委員会部局に2つの課及び議会事務局、その他各種行政委員会があります。

過去の課の再編では、平成20年には企画課から情報推進課を独立させ、ケーブルテレビによる情報発信力を強化しております。また平成22年には監理課を廃止し、総務課、農林課等へ関係業務を移管し、また住民課と福祉課を統合しました。そして今年度からは、住民福祉課から長寿介護課を独立させ、健康な長寿社会実現に向けて施策を展開しております。

中能登町が合併して10年が経過した現時点において、これからの時代の要請に的確に対応するために事務事業の見直しを行い、組織の再編を検討する時期に来ていると考えております。具体的な組織案は今後検討いたしますが、現在議会でも議論されております統合庁舎へ移行する機会に課の整理、統合等、現組織の再編を行い、効率的な行政運営と町民サービスの向上を図りたいと考えております。

次に、危機管理や安全対策に関する専門部署の新設と町の危機管理に対する自己評価についての質問にお答えをいたします。

東日本大震災以来、全国で多くの市町村が危機管理に関する専門部署を設置しており、その重要性が認識されております。

中能登町の危機管理に対する自己評価につきましては、まず、これまでに発生した危機問題への対応について申し上げますと、風水害などの自然災害のほか、北朝鮮によるミサイル発射問題や新型インフルエンザ感染問題、PM2.5などによる環境問題がありました。

このような事案に対し緊急的な措置を行っていますが、町民の安全な生活環境を確保するために、限られた職員と関係機関との連携によりできる限りの対応を行ってきたところであります。その総合的な対応のコントロールを総務課の防災担当部署で行ってまいります。また、今後においても幅広い分野で危機的な事案が発生するおそれがあると考えられます。

いずれにしても関係課との連携が重要であり、それぞれの危機的状況に対応するためには職員の専門的知識と迅速な判断処理能力が必要になります。そして私自身、町の危機管理のトップとして、常に危機感を持ちながら日々を過ごしております。

このようなことから、総合的な自己評価については、ある程度の対応はできていると判断し、まずまずではないかなと考えております。

災害時等に町民の生命と財産を守るために危機管理体制の強化を図ることは、重要課題であります。危機管理部署の新設につきましては、先ほど申し上げました課の再編の中で検討していきたいと考えております。

今後とも町民の安全、安心のために万全の態勢を整え全力を尽くしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、次世代の働き方についてのご質問にお答えをします。

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和と訳されます。中能登町役場においては、家庭での役割が増し、特にワーク・ライフ・バランスが重要となる子育て期の指針として、次世代育成支援対策推進法に基づき中能登町特定事業主行動計画を策定しており、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるように推進をしております。

内容としては、妊娠中や出産後における配慮や男性職員の子育て参加の促進を記載しており、その一つとして出産時の男性職員の特別休暇の取得を挙げております。実績としましては、現在まで4名の男性職員が出産時に2日間の取得が可能な特別休暇を取得しております。

また、計画には時間外勤務の縮減を挙げており、現在、役場では水曜日をノー残業デーと設定し、職場を挙げて一斉定時退庁を促しております。

また、庁舎を統合することで町民や職員が関係各課にわたり効率よく手続や事務処理ができることも働き方が変わることにつながると考えております。庁舎統合につきましては、議会におかれましても一日も早い結論をお願いしたいと思っております。

今後とも、仕事に偏らず家庭や地域での役割をバランスよく担える充実した生活ができるよう職場環境を整えていきたいと考えております。

よろしく願いをいたします。

○副議長（宮下為幸議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） 今ほどの町長の町の危機管理に対する自己評価、まずまずだという自己評価でございましたが、現状に甘んじることなく、常にもう1ランク上を目指して危機管理に不備のないようなまちづくりに励んでいただきたいなど、そのように思います。

ある大学の学長さんの言葉をかりたいんですけども、その学長さんが20年後には現在存在する職業、世の中にとという意味ですよ。現在存在する職業の30%が消滅もしくは必要価値が大きく下がると。かわって30%程度の現在存在しない新しい職業が生まれるだろうと。そういうふうにおっしゃっているんですね。

簡単にいうと、これだけの職業があって、3割程度が必要の比重がぐっと下がる。その下がった仕事のかわりに新しい仕事がどんどん出てくる。そんな意味なんですけれども。

例えば、先ほどの1点目の質問に私がしましたが、もし自動運転自動車が本当に実用化されて、みんなが自動運転の車に乗るのが当たり前になったときには、多分免許証は要らないだろうなと思うんですけども、そうなってくると自動車学校というのが要らなくなってくる可能性がありますよね。免許センターというのも必要なくなってくる。必要なくなることはないかもしれないですけども、ぐっと必要の比重が下がる。事故対策センターであったり、そういうところの仕事というのが大幅に減ってくると思うんですね。

それにかわってどういう仕事が出てくるのかというのはわかりませんが、時代とともに仕事の比重が上がる場合もあればぐっと下がってしまう。そういう場合というのは何の世界でもあると思います。

役場の仕事に戻るんですけども、合併して10年たちました。十年一昔と言いますけれども、今ほど町長が10年間にいろいろ再編なり新設なりというお話もされましたが、3つを1つにして、いろんな面で機能性とか効率性とかというのは上がっていくと思うんですね。なおかつ、それプラスもう少し付加価値のつくような、時代に合った、今の学長の言葉じゃないんですけども、役場の仕事でも比重が下がってきたものはあると思うんです。逆に必要価値がぐんぐん上がってきたという

ものもあると思うんです。

そういうことをしっかり精査していただいて、まだ結果はわかりませんが、せつかく3つを1つにするんですから、ただ3つが1つの場所に集まるというそんな感覚ではなくて、より機能性の高い、効率性の高い、そういう状態に持っていくために、しっかり精査していただいて再編、新設、撤廃、しっかり考えていただきたいなと、そう思っております。

私、8月なんですけれども、東京のある製薬会社のオフィスを見学する機会がありました。知人の紹介で行ってきたんですけれども。製薬会社のオフィスを見学させていただいて、社員の方々といろいろ話をする機会がありまして、いろいろ感心したり驚いたりということがあったんですが、社員の方々の話の中で効率性とか機能性というのを日々上司を交えて話していると。今していることがベストなのか、もう少しいい方法があるのではないかとといったような、現状に甘んじることなく常によい方法があるんじゃないかということを上司を交えて日々議論していますよという話もされておりました。その会社の総務部長さんとも少しお話をしたんですけれども、その会社はワーク・ライフ・バランスには十分配慮した職場づくりに努めていますと、そういうお話でありました。

町長、働くということはどういうことなのかというのは、ちょっと難しいんですけれども、最後でよろしいんですけれども、町長、働くということに関して町長の思いというか考え方というのはどう考えていらっしゃるのか、ご答弁願えませんでしょうか。

○副議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 働くということとはいうことでありますけれども、人間として生まれ、そして生活していくためには働くことは当然でありますし、それによって人と人とのつながり、また世の中のためになる。そういうこ

とであろうと思います。

そういう中で、明るく、また笑顔で、そんな働く場所をつくる。また一人一人が大事であろうと思いますし、また上に立っている方、そういう方々の努力も必要であろうと、そう思います。

働くことによって世の中が回っていくわけでありまして、そういう中での働く人、義務感、そしてどんな気持ちで働くのか。そういうことが問われる中で、その職場職場、そしてよりよくするためにいろんな話し合いもしながらいい環境をつくる。そういうことが大事であろうと。

役場におきましても、私をトップといたしまして、どうしたら明るい笑顔のあるそんな役場になるのかと日々努力もしているところでありますけれども、一人一人の考えもありますし、なかなかそこまで到達していないのが現状でありますけれども、働くということは世のため、そして自分のため、そういうことで大変大事なことだなど、そう思っております。やる気が出る、そんな職場づくりが大事であろうと。私はそう思っております。

以上です。

○副議長（宮下為幸議員） 林議員

○2番（林 真弥議員） もう余り時間がないので。

私は、働くということに関しては、働くということは、世の中に貢献して自分を含めた皆さんを幸せに導くことかなというふうに思っております。役場の職員の皆さんにも世の中に貢献、地域に貢献して、自分も含めて皆さんを幸せに導くような役場の環境に、職場の環境になるように、町長、ぜひ努めていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○副議長（宮下為幸議員） ここで、若狭議員の一般質問について答弁漏れがありますので、これを許します。

堀内参事兼総務課長

〔堀内浩一参事兼総務課長登壇〕

○堀内浩一参事兼総務課長 先ほどの若狭議員からのご質問について、建築工事に係るくいのことについてお答えいたします。

まず1つ目の施設として、ラピア鹿島に増築いたしました放射線防護施設でございますが、くいの本数は8本で、くい長につきましては8メートルから9メートルのものを使用しております。

次に、第2鹿寿苑の建設に係るくい打ちですが、本数は51本、くい長はいずれも18メートルのものを使用しております。

以上でございます。

◎散 会

○副議長（宮下為幸議員） 以上で本日の一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、あす、18日午後3時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時04分 散会

平成27年12月18日（金曜日）

○出席議員（13名）

1番	土本 稔	議員	8番	宮下 為幸	議員
2番	林 真弥	議員	10番	甲部 昭夫	議員
3番	中川 秀平	議員	11番	古玉 栄治	議員
4番	山本 孝司	議員	12番	若狭 明彦	議員
5番	笹川 広美	議員	13番	坂井 幸雄	議員
6番	南 昭榮	議員	14番	作間 七郎	議員
7番	諏訪 良一	議員			

○欠席議員（1名）

9番	亀野 富二夫	議員
----	--------	----

○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	加賀 忠夫
副町長	廣瀬 康雄	上下水道課長	北野 均
教育長	池島 憲雄	住民福祉課長	平岡 重信
参事兼総務課長	堀内 浩一	長寿介護課長	道善 まり子
参事兼土木建設課長	高橋 孝雄	会計課長	正谷 智
参事兼保健環境課長	長元 健次	教育文化課長	植田 一成
企画課長	高名 雅弘	生涯学習課長	百海 和夫
情報推進課長	町田 穂高	教育文化課担当課長	林 大智
税務課長	古川 利宣		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 田 中 栄 一

書 記 山 本 博 司

〃 水 田 祥 代

○議事日程（第4号）

平成27年12月18日 午後3時00分開議

日程第1 教育民生常任委員会委員長報告

日程第2 総務建設常任委員会委員長報告

日程第3 議案第71号から議案第89号
(討論・採決)

日程第4 請願第7号(継続審査)
請願第8号及び請願第9号
(討論・採決)

日程第5 閉会中の継続調査

(追加日程1)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(追加日程2)

発議第14号 地方大学の機能強化を求める意見書

発議第15号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書

(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

午後 4 時30分 開議

◎開 議

○議長（甲部昭夫議員） ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（甲部昭夫議員） 日程第 1 及び日程第 2 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託しております

議案第71号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議案第72号 中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定について

議案第73号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定について

議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例について

議案第76号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第79号 中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 町道路線の変更について

議案第83号 字の区域及び小字の名称の変更について

議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算

議案第85号 平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第88号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算

継続審査となっていました請願第 7 号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める請願書

請願第 8 号 地方大学の機能強化を求める請願書

請願第 9 号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める請願書

以上、議案19件及び請願 3 件につきましては、各常任委員長から委員会審査報告書が議長のもとに提出されております。

これより、以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、教育民生常任委員会委員長 南昭榮議員

〔教育民生常任委員会委員長（南昭榮議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（南昭榮議員）

教育民生常任委員会からの審査結果を報告いたします。

教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告をいたします。

今定例会で付託されました案件は、議案10件、請願1件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など主なものについて申し上げます。

その前に、議案の訂正について報告します。

議案第80号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について、議会初日において生涯学習課長から議案の訂正と陳謝があり、質疑終了後、再度、議案の正誤表の配付と陳謝について場を設ける予定でしたが、会議は終了となったことにより、委員会付託されました当委員会での議案の訂正の取り扱いについて協議をしました。

議案の訂正についてという説明資料を議員各位のお手元に配付してございますが、議案の訂正方法については、本会議の許可の議決が必要であるのが原則であるが、その間、委員会において訂正を前提として審査を進める弾力的な運用も可能であるとなっており、また、ある議案について、説明中に議案の一部に誤りがあったので訂正したい旨の申し出があった場合は、訂正する内容にもよるが、誤字、脱字程度の軽易なものであれば、長からの申し出により正誤表を配付することで足りるとの解釈があります。

これを受け、当委員会では、議案第80号の議案の訂正が軽易な訂正であるとして正誤表を受け入れ、審査することとしましたので、報告いたします。なお、提出を受けた正誤表についても議員お手元に配付済みでございます。

議案の訂正については以上です。

改めて、審査の過程における質疑、意見など主なものについて申し上げます。

議案第84号 平成27年度 中能登町一般会計補正予算、歳入、国庫支出金の障害児施設措置費負担金157万4,000円の増額補正について内容説明を求めました。この補助金は、放

課後デイサービス、障害児・未就学児の発達支援、障害児の相談支援の3つの事業に対する国からの補助であるとの説明を受けました。

次に、同じく議案第84号、歳出、第3款民生費の障害児施設給付費315万円の増額補正について、主に放課後デイサービスへの給付であり、社会福祉法人つばさの会が運営する夢ウイングなど、その需要は増加傾向であるが、現在の利用状況などについて説明を求めました。現在、夢ウイングでの放課後デイサービスの定員は10名で、平均利用人数は約8名であり、つばさの会では、今後、放課後デイサービスの事業拡大も検討しており、七尾市内でも新たな事業所ができるなど、その需要は増加傾向であるとのことでした。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案10件については全会一致で可決いたしました。

続いて、請願1件につきましても全会一致で採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、総務建設常任委員会委員長 若狭明彦議員

〔総務建設常任委員会委員長（若狭明彦議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（若狭明彦議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案10件、請願1件並びに継続審査の請願1件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑の概要について申し上げます。

まず、議案第72号 中能登町個人番号カー

ドの利用に関する条例の制定について、申請手続が必要なものかとの質疑がありました。これについては、必ずしも申請しなくてもよく、番号カード申請は任意であるとの説明を受けました。

次に、議案第84号 平成27年度中能登町一般会計補正予算、歳出、第6款農林水産業費、地籍調査事業費、地籍測量の委託料730万円の減額補正について内容説明を求めました。これは、東日本大震災や南海トラフの関連で、太平洋側の地籍調査を行っていない市町村に重点的に予算配分されたことにより、石川県内の全市町が減額されており、今後も事業費獲得のため陳情活動を引き続き行っていきたいとの説明を受けました。

また、地籍測量の町全体の進捗率はどれくらいなのかとの質疑がありました。これについては、平成26年度末で17.34%であり、現在、鳥屋地区では黒氏地区、鹿島地区では尾崎地区、鹿西地区では能登部上及び徳丸地区を行っております。完了するまでには、山林を除く宅地や耕地で十数年かかる見込みであるとの説明を受けました。

次に、歳出の第6款農林水産業費、林業振興費、桜並木等保全管理業務の委託料450万円の増額補正で、場所はどこなのかとの質疑がありました。これについては、徳前から金丸への長曾川堤防付近とスポーツセンターろくせいの裏側の農業用排水路沿い及び良川の良川自動車商会からどんたくの裏側の第10号排水路沿いの桜並木などの3カ所を整備する予定であるとの説明を受けました。

次に、同じく歳出の第7款商工費、観光振興費、工事請負費450万円の増額補正で、工事内容はどの質疑がありました。これについては、花見月地内の眉丈が丘休憩所で、あずまやの柱及びベンチの修繕工事、また浄化槽撤去工事も行ふとの説明を受けました。

次に、同じく歳出の第8款土木費、除雪費、除雪作業の委託料1,320万円の増額補正

で、借り上げる除雪機は何台で、1台当たりの単価は幾らかとの質疑がありました。これについては、業者所有の機械の台数は38台で、1台当たりの単価はタイヤショベル1.2立米で1シーズン約45万円弱との説明を受けました。

また、町がリース契約をし、業者に貸与した台数は何台かとの質疑がありました。これについては、台数が8台で、1シーズン約90万円であるとの説明を受けました。

次に、議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算、債務負担行為補正、バイオマスメタン発酵施設建設工事に伴う施工監理業務委託費700万円の増額補正について説明を求めました。これについては、発注済みの工事では現在準備工及び施設内の埋設物調査中であり、施工監理業務委託については、至急発注し適正な監理に努めていくとの説明を受けました。

次に、議案第88号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算で、ケーブルテレビとインターネットで現在の加入率はどの質疑がありました。これについては、11月末現在でケーブルテレビが43.91%、インターネットが21.99%であるとの説明を受けました。

以上、質疑の主な概要でございます。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案10件については全会一致で可決いたしました。

続いて、請願1件につきましても全会一致で採択いたしました。また、継続審査でありました請願第7号のICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める請願書については、賛成少数で不採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果

の報告を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） ここで申し上げます。この際、本日の会議時間をあらかじめ延長しておきます。

以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（甲部昭夫議員） これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 質疑がないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（甲部昭夫議員） 日程第3

議案第71号から議案第89号について、討論、採決を行います。

まず、議案第71号から議案第89号までの議案19件について一括して討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第71号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議案第72号 中能登町個人番号カードの利用に関する条例の制定について

議案第74号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第75号 中能登町税条例等の一部を改正する条例について

議案第76号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第77号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第78号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第81号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 町道路線の変更について

議案第83号 字の区域及び小字の名称の変更について

以上、議案10件について一括して採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第71号及び議案第72号並びに議案第74号から議案第78号及び議案第81号から議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第73号 中能登町下水道等供用開始区域内し尿等処分手数料徴収条例の制定について採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立多数であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第79号
中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第80号
中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第84号
平成27年度中能登町一般会計補正予算について採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、議案第85号
平成27年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第86号 平成27年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第87号 平成27年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第88号 平成27年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第89号 平成27年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案5件について一括して採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第85号から議案第89号までの議案5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（甲部昭夫議員） 続いて、請願第7号
ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める請願書

請願第8号 地方大学の機能強化を求める請願書

請願第9号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める請願書

以上、請願3件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

請願第7号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める請願書を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成少数で不採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立少数であります。

よって、請願第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、請願第8号 地方大学の機能強化を求める請願書を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、請願第8号は、採択することに決しました。

○議長（甲部昭夫議員） 次に、請願第9号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める請願書を採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、請願第9号は、採択することに決しました。

◎追加日程

○議長（甲部昭夫議員） お諮りいたします。

ただいま杉本町長より、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

諮問第1号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後5時04分 休憩

午後5時05分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号

○議長（甲部昭夫議員） 追加日程第1 諮

問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 提案理由を説明いたします。

本日、追加提案をいたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

今回、人権擁護委員の任期満了に伴い、再任として、中能登町黒氏 横山隆信氏及び中能登町春木 常陸純子氏の2名の方を、また新任として、中能登町曾祢 三宅久恒氏及び中能登町小竹 多田葉子氏の2名の方を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、関係法令の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は平成28年4月1日から3年間です。

以上、本日追加提案をいたしました議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（甲部昭夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

本案は、人事案件でありますので、質疑、討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であるとするにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であることに決定しました。

◎追加日程

○議長（甲部昭夫議員） お諮りいたします。

ただいま、提出者 笹川広美議員ほか賛成者6名から、発議第14号 地方大学の機能強化を求める意見書

提出者 笹川広美議員ほか賛成者6名から、発議第15号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書

以上の発議2件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第14号及び発議第15号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程配付のため、暫時休憩いたします。

午後5時08分 休憩

午後5時09分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第14号、発議第15号

○議長（甲部昭夫議員） 追加日程2 発議第14号 地方大学の機能強化を求める意見書、発議第15号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求

める意見書を一括して議題といたします。

まず、発議第14号について提出者より趣旨説明を求めます。

5番 笹川広美議員

〔5番（笹川広美議員）登壇〕

○5番（笹川広美議員） ただいま上程されました意見書について趣旨説明をいたします。

地方創生に向けた政府の総合戦略において地方大学の果たす役割は重視されており、これまで以上の取り組みが期待されております。

地方創生に向け、地域と大学がこれまで以上に積極的に取り組もうとする中、若者の地元定着や地域のニーズに対応した人材育成などに大きな影響が出てくるのが懸念されることから、次の項目について強く推進するよう求めます。

1. 知の拠点である地方大学を“地方創生の拠点”として位置付け、地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発、若者の地元定着や地域人材の育成につながる教育など、地方創生に貢献する取り組みに対して支援を図ること。
2. 地域ニーズに即した人材育成や技術開発をはじめ、地域課題の解決に向けた地元自治体や産業界等と連携した取り組みに対し支援の充実を図ること。
3. 地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに大学で学ぶ学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実、私立大学に対する私学助成の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 提出者の趣旨説明

が終わりました。

これより、発議第14号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

次に、発議第15号について提出者より趣旨説明を求めます。

5番 笹川広美議員

〔5番（笹川広美議員）登壇〕

○5番（笹川広美議員） ただいま上程されました意見書について趣旨説明をいたします。

マイナンバー制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。政府においては、自治体負担の軽減のために次の事項について特段の配慮を求めます。

1. 平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
2. 同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし十分な予算措置を行うこと。
3. 地方自治体の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。
4. マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。
5. 配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
6. マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付

の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 暫時休憩いたします。

午後5時17分 休憩

午後5時18分 再開

○議長（甲部昭夫議員） 再開します。

5番 笹川広美議員

〔5番（笹川広美議員）登壇〕

○5番（笹川広美議員） ただいま上程をいたしました発議第14号 地方大学の機能強化を求める意見書でございますが、賛成議員、氏名の中に亀野富二夫議員の名前が記載されておりますが、きょう欠席となっておりますので、亀野富二夫議員の名前を訂正して削除をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（甲部昭夫議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

発議第15号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第14号及び発議第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

次に、発議第14号及び発議第15号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、発議第14号 地方大学の機能強化を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、発議第15号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲部昭夫議員） 起立全員であります。

よって、発議第15号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（甲部昭夫議員） 日程第5 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、議会行革・活性化特別委員会委員長、庁舎統合建設特別委員会委員長、議会広報特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調

査及び各常任委員会、特別委員会の閉会中の
所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申
し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続
調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めま
す。よって、各委員長から申し出のとおり閉
会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会

○議長（甲部昭夫議員） 以上で、本議会に
付議されました案件の審議は全て終了いたし
ました。

これをもって平成27年第6回中能登町議会
定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後5時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 甲 部 昭 夫

副 議 長 宮 下 為 幸

署 名 議 員 古 玉 栄 治

署 名 議 員 若 狭 明 彦